

使閣下、今月十九日東武之跌足來到曰、貴國之信使來歲三月中下旬頃、當以超海、故先爲漏此意、茲差飛船、次呈短牘、伏乞轉達禮曹、萬般情由後必悉差平成幸之日而已、只此草々、寬永十九年壬午臘月念日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、緬承、國內平泰嘔喻倍常、吾邦亦不異他、蔓社共膺、仍審、今月十有九日東武來書曰、願价超溟來歲三月天時動和、此節惟幸矣、貴國先欲差渡信使以修弄璋之慶、今攸指示何敢爽也、故伸此情即以報答、其三月中下旬之交、必斯解纜、乞勿遲延、猶聆發行之日、將差跌足轉啓、而已彼此鄙臆別論譯官、想已吐露後、必爲槎使之引從俾平成幸差遣、餘蘊容藤智繩舌頭、是故書不盡意、冀祝揆序益珍、不宣、寬永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

同二十癸未年朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議閔應亨、奉復日本國對馬州太守平公閣下、芳域與春偕至、仍想、迓新增社慰賀倍常、信

使之送、謹依盛教啓稟施行、治行雖似忙遽、厚意勤懇豈敢忽乎、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、姑先備復、統崇照、不宣、崇禎十六年正月日、朝鮮國禮曹參議閔應亨、

對馬島主與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、嚮奉信使之行、先漏東武示意告將飛絨、想必轉達、來歲三月天時動和逾海惟幸矣、生蒙其示諭、茲即報答曰、朝鮮先欲差渡願使以修熊夢之慶、而請我以日時之指計、今也其期豈有敢爽云々、僉雅周旋圖力以勿遲延、猶聆發程之日、將差疾足轉啓東武、慶禮之後、尚价當必參詣日光、彼此曲折更冀洞徹禮曹、餘蘊都附藤智繩口伸、故書不盡意、統希情照、不宣、寬永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、革故鼎新、候氣和煦、緬惟動定迪吉、仍就顯使之行、徂冬如伸書面、到抄春中下旬、攸希必以發

程重徹都下、遣傳報答、即以奏達東武、左右曲折情實諭藤智繩倭館司、是故不盡縷、後必差遣第一使船以表復端、祝釐之次詳附槎使、以說萬乙、不宣、寬永二十年癸未正月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、爰差歲船緬致候問、徂冬槎使渡海指期以季春、然未承報答、跂予望之、仍申釜山令公、古來主幹本邦諸凡之事、膺周旋圖力之選、今也竊聞、緩緩疎意、是以洞徹、急擇傑出之仁、改替任于釜使、此誠貴域之慶而修睦之福也、孰只以恒式豈茲容啓稟乎、信使假裝、想其元瑣、故無思慮以煩貴聞、猶期嗣布、此弗多及、不宣、寬永二十年癸未正月十六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、謹再啓朝鮮國禮曹大人閣下、端使超海之時、宜窮臘已既告報、今茲獲審四亟圭復、感荷以此示諭、速奏聞于東武幸甚、勿違涓吉、先期爲迎請信使差平成幸、區々情由在槎使

開陳、故留筆舌、謹惟丙亮、不宣、寬永二十年癸未二月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又再與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、再達朝鮮國東萊府使閣下、頃日獲披閱禮曹復誨、爲迎請信使差遣平成幸、請勉圖力以過海莫敢忽焉、餘悉詳先書、故不觀縷、統惟洞照、不宣、寬永二十年癸未二月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、以上、方策新編、

承應二甲午年冬、御代替りの慶安四年六月にあり、通信あるへきむね、宗對馬守義成より朝鮮國に達し、承應三年往復の云々ある、また日光山參拜の事等を約定す、明曆元年十月來聘あり、

承應三甲午年、宗對馬守殿より、明年朝鮮國信使來聘可仕旨、被相伺候處、御老中方御相談に、當年西國洪水にて、所々損亡の地も多く見苦敷候間、異國のものに見せ候儀、いか、に可有之、暫延引可然哉との儀に候處、中將様按するに、松平肥後守正之をさす御開被成、天災流行何れの國とても、なきことにあるへからず候、異域より御代替を祝し、遙々山を越波を凌ぎ來聘いたし候儀、我國の美事に候、水災一通の儀を以、

被差延候には及間敷よし被仰候て、其通御評議相變し、明年來聘の筈に相成候、千歳のまつ、○按するに、に、承應元年とせしは誤りなり、

承應三年對馬島主與朝鮮國禮曹書

按、乙未歲^{清大祖順治十二年}、朝鮮國王李湜遣趙珩俞場南龍翼來聘、以賀嚴有廟繼立、事在我明曆元年云、此其迎候信使書也、

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、致書朝鮮國禮曹參判大人閣下、一葦航海兩地通潮、爰視舊冬報書、得聞貴國昇平、歡欣殊甚、本邦亦無它、莫勞緬懷、就審、信使來聘可以賀我貴大君承繼前烈平治國、而豫被問其期也、懇款之至可謂鄭重也、比及明年仲秋上旬、要須信使來達東武也、然則其假裝、宜計量海陸路程、以被膏車艤舟、而已我儕自去歲祇役于東武、頃間既賜暇、邇日馬首西歸、早到州可再陳之、非物件々聊表微忱、笑納惟幸、不宜、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、贈書朝鮮國禮曹參議大人閣下、舊冬被寄回簡、頃日達于東

武、展封以知貴邦無爲、欣幸欣幸、本國亦彌致昌平、宜安遐想、且承、信使渡海可慶我貴大君繼志述事緒御郡國、而被問來聘之期、其隣好之厚可以嘉焉、所待明年八月上浣到東武而可也、然則不違此期、豫舟軍之行程、可以被出旆于貴地也、我今既賜官暇、歸馬島、到州之日可告報焉、薄儀數事聊抒寸丹、爾幸甚、不宜、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、舊冬回致具途鄙見、獲聞貴邦之清寧、甚慶甚慶、因達信使諭海之期、來歲八月初旬到着于東武則宜乎、故今差遣平成政以指示焉、且又譯官一員、今年九月十月之交渡來于陋邦、翹足埃之、此情由信使在吾貴大君前聘禮之端倪、悉可而稟、必勿違時日矣、觀縷審該曹之書續而已、不腆土宜、錄在別楮希莞納、不宜、承應三年甲午六月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣

下、潦水既盡、曉霜始降、恭惟、貴國安康易勝欣躍、本邦亦無異於是、不佞終職于東武、以故賜官暇不日而催歸裝、旅驛無恙、九月旦到着敵邦、莫勞緬懷、先是差一价、以告諭信使超海之期、來歲八月初旬到東武則可也、算其日程、肅消良辰、可發轉舟車于貴域、兼又譯官一員來于陋島、刮目相埃、必莫達所論時日矣、意緒萬般書不盡言、薄儀數產、錄在別帖、笑領多幸、伏冀電榮、不宜、承應三年甲午九月日、對馬州太守平義成、

又

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、菊殘傲霜、葉落歸本、緬惟、上國平寧以致寬裕之祝、本邦安謐勿勞遐想之情、吾生久在東武脩公務、頃者賜休暇、而海陸無異、九月朔歸采邑矣、今進一价、再告信使超海之期、如前論來歲八月上浣可到着于江府、算其日程解纜可也、兼稟譯官一員、邇日待其來、莫遲延、餘付槎使三寸而已、菲薄方物載在別幅、晒領所庶幾也、不宜、承應三年九月日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、承聞、僉雅動止萬福多幸、吾輩去歲已往祇役于江武、爾來因賜官暇得歸陋邦、故今遣平成與再告來歲信使渡來之期、莫怠慢、諸般審該曹之寸毫者也、不腆土宜聊表微忱、更乞莞納、不宜、承應三年甲午九月日、對馬州太守平義成、

明曆元乙未年又復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉復朝鮮國禮曹參判閣下、徂冬勞譯官而惠翰、就審、貴國安寧、本邦惟同、自他欣幸、吾儕今已在陋島、休暇累月于茲、莫煩遐想、且又達信使諭海之期、今歲五月下旬到着于敵邑、則共促假裝、擁護行旆經過船車之日程、而及八月上浣入東武者必矣、不違舊例、拜得日光之靈祠可也、然則、秋冬之交、宜解歸纜、潮平風正、何敢能波神英烈之怒、時哉時哉、珍視多色無由謝焉、聊致芹儀、以表回忱、伏希晒納、餘悉付二使舌頭而已、統惟亮察、不宜、承應四年未正月日、對馬州太守平義成、

又

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維三月、處處花飛、胡蝶駭去、杜鵑聽稀、伏承、

貴邦安泰、本州同歸、去歲領信使超溟兼諾之回翰、於是日轉達東武、而以開台聽入觀之期、莫違于前諭之時日、其嚴命惟重矣、且達今茲遣平成扶掌館職、這箇情由對譯官兩使亦面稟焉、後來兩國修交之件、與此小吏一彼此於胸臆、則爲幸矣、仍非焉敵產、錄在前緒、伏冀采納、餘總悉樣使口布、爲國順序自齋、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、緬惟、清履佳裕欣慰、信使到著于東武之答書、奏稟台前、來期必無違則可也、且又平成扶任兩國通用之職、譯官歸帆之日、吐露此情委悉口陳者察焉、諸般在禮曹之尺牘、不借管城子之舌頭、仍薄物土宜、聊旌微忱、晒納所庶幾也、統丐照亮、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維知四月春、緬懷安石入善微洞、迫重午節、猶祖疊山賦、膏蒲奇、伏惟、朝鮮遍施朝廷之恩光、日本永屬日照之和氣、兩國修好千里同風、承聞、信使五

月下旬欲到着敝邑、邇日促俶裝、倭館卑僚傳達焉、以故今遣平成連以邀迎矣、萬縷啓申參判大人之短牘而已、共打白壁之雙談、無違黃金之一諾則多幸、仍獻薄產、聊表芹誠、伏乞賢察、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、韶景唯遷、孟夏漸熱、緬惟、履況佳裕、慶抃慶抃、仄聞、信使周旋今月下濶、發輪於貴國中華地、越不日而奏稟于東武、今又平成連艤舟以送、仍薄言非禮、惟冀芥留之幸也、餘在一价之舌頭、不敢煩管城子、順時保重、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、以上、方策新編、

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部八

○宗氏通信使伺并掛合 從天和度 至寬延度

天和元辛酉年、宗對馬守義真伺のことく、御代替により朝鮮國信使、是より以降、信使來聘はすべて御代替に、よれるなれば、別に本文に掲げず、明年秋來聘あるへしと命せらる、よて義真よりかの國禮曹等の輩と、互に書簡を通してその事を議定す、明年八月、天和元辛酉年、秋宗對馬守言上して云、先例御代替り之節、朝鮮人來朝す、此度も來朝申付へきの由と云々、即對馬守に歸國の御暇被下、來年八九月の頃、朝鮮人同道參勤付るへきの旨被仰出、天和二年朝、鮮來朝記、天和元年五月廿三日、宗對馬守義真を召て、朝鮮信使來年の秋來聘すへしといふ事を命せらる、憲廟實天日錄、但し、萬天日錄には、老中被仰渡之とあり、天和元年十二月、朝鮮禮曹參判參議兩通の書簡、宗對馬守より傳達す、先例之通り彌來聘すへきの儀なり、朝鮮聘考、

天和元年對馬島主與朝鮮國禮曹書

按、壬戌歲清康熙二十一年、朝鮮國王李焯、遣尹趾完李彦綱朴慶俊來聘、以賀常憲廟繼立、兼聘儲君云、事在我天和二年、此其信使迎候書也、

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、節屆流金、遙惟、貴國康寧、欣慰良多、本邦清治莫涉遐想、吾貴大君、統承國家輝騰先烈、須隨舊例遠勞盛使、致幣禮賀修繼好儀也、然則、來歲七八月之交、到著乎東武、梯航計日要勿違時矣、今之大君、既有儲君在、共加慶禮可也、仍差遣正官藤一政、都船主藤盛次報知焉、土品別箋、庸愧微薄、莞留幸甚、更惟若序自玉、統希盛亮、不宣、延寶九年辛酉六月日、對馬州太守拾遺平義真、

朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議尹摺、奉復日本國對馬州太守平公閣下、獲奉樣使惠書、仍審動靜、珍悉良用慰、况聞貴大君克紹前烈、且有令嗣、其在交好、曷勝忻賀、信遣當依來示、盛祝謹領厚意、薄具仍伴回城、肅此、不宣、辛酉九月日禮曹參議尹摺、

天和二年、對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參

判大人閣下、惠風和暢、緬惟、貴國一清一寧、係望良深、本邦同文同軌、遐念勿勞、先報端使來聘之事、可謂舊交之不遺誠信之所厚也、仍遣正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清迎候聘使、要且四月發船於貴國、而五月解纜於敵州、須促俶裝莫違其期、區々之情附在价舌、不腆土宜聊表微忱、莞留爲幸、統希崇亮、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、律調姑洗、緬惟、貴國至治、本邦無異、天所祐也、時豈偶然、特煩盛价將修鄰好者、已審示諭、高誼之敦可見而已、今爲迎護聘使、遣於正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清、要且四月起行於貴國、五月揚征帆於敵州、巧當算日不寬作程、書不罄言、總附使說、仍具菲品、晒領爲望、并冀賢察、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、季春想惟、僉雅鼎茵迪吉、不任馳情、

茲差正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清、預迎聘使令考行程、道遠期近、仲夏欲舉碇于敵州、則來月在發軔于貴國、仍呈書禮曹以告此、事速巧轉達、別幅薄物用表遠誠、察留惟幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、緬惟、貴國修隣睦之儀、本邦期聘禮之盛、乃差价迎星使、別遣裁判平成次而辨兩國交際之事、與之胥議須通信矣、土宜雖輕錄在別幅、愧赧益深、巧勿叱擲、肅此、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令閣下、爰惟、兩國以善而隣交誼依舊、矧令聘使表信義、來期殆近、迎价速發、別差裁判平成次要辨彼此、觀縷覆于南宮、此不多及、非具別錄、笑納多幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊府使公閣下、時屆清和、遐惟、貴國肅靜、本邦同條、慰係交至、聘使來期相迫、先馳親臣而迎候矣、去歲已蒙鼎諾、聘使差遣當俟來示、故四月啓行、五月超溟、既爲行期以聞東都、水陸各站筭日支持、貴大君法令森嚴、言有信、行有篤、若違前期、遲々成滯、則不克始、豈可克終、不佞深思之耳、且五六月之際、海波必穩帆楫自安、至七八月、則陰風怒號、槎竿嘯空、中流蕩漾、潮汐難測、跋涉勞至資護爭禁、想夫、船行無如六月之便、彼此一曾啓達南宮、勿緩爲望、統希炳亮、不宣、天和二年壬戌四月日、對馬州太守拾遺平義真、

朝鮮國禮曹與對馬島主書

朝鮮國禮曹參議尹嘉靖、奉書日本國對馬州太守平公閣下、逃惟、長夏對時、珍相慰係交至、朝廷爲賀貴國之新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之儀、願諒奉至意、勉輸心力、將護海路往還以時、幸甚幸甚、表菲儀、並希莞領、不宣、壬戌年五月日、朝鮮國禮曹參議尹嘉靖、方策新編、

寶永六己丑年四月、宗對馬守義方に朝鮮信使來聘の命あり、明年にいたりてその期月を定められ、かつ有

章院殿に禮物の事、及び執政の輩に、かの禮曹よりの通書を、められん事等を命せらる、義方これ等の事を通達せしに、東萊府使等はしめ肯はさりしか途に果す、正徳元年十一月來聘す。

寶永六己丑年四月

朝鮮來聘之儀被仰渡

同七庚寅年三月十五日

宗對馬守

朝鮮人來聘時節

宗對馬守使者

爲伺義上之

杉村采女以上、柳營日記。

時服二 羽織

杉村采女文露義、○按するに、この書御暇の事を脱せしなり。

寶永六己丑年大樹君、命對馬州太守而有朝鮮使來聘之事、翌年庚寅四月、對馬太守以書通彼國、

日本國對馬州太守拾遺義方、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、節屆朱明、貴國安寧、本邦亦其揆一也、共樂悠久、吾大君繼受寶命、安和邦家、盛使來聘之期、來歲五月發貴國、而七八月之交到着東武、跋涉計日要勿違時、差遣平真連、都船主平守經報知焉、聊

具薄儀、以表遠誠、更祈爲國若序自奮、統希盛亮、肅此、不備、

寶永七庚寅四月日

朝鮮國禮曹參判洪萬朝、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、辱惠書、喻以貴大君克紹前烈、安緝邦家、要我信使修舊好、茲乃善隣之至意也、欣感曷已、行期遲速聊不如示、珍祝謹領、薄儀表忱、統希照亮、不備、

庚寅四月日

禮曹參判洪萬朝

琉球紀事、○按七月、○按是なるへし、

寶永七年巡見使に答ふへき簡條書中、

一、信使者、來年何月頃被致來聘候哉と御尋之節、時節之儀相窺候處、來年秋中可致同道旨、被仰出候、
一、此度者、日光に被致參詣候哉與御尋之節、相窺候處、不及參詣由、被仰出候、
一、若君様にも御禮申上候哉と御尋之節、相伺候處、御禮并進上物に不及由、被仰出候、
一、御手船之員數御尋被成候は、早船荷船飛船共に五十艘餘御座候、來年信使來朝に付、早船は爲造

替、大坂に指登置、當地に者纔殘居候旨可申上事、對藩政事問答、

正徳元年辛卯年四月廿四日、京都大坂對州の次飛脚遣之、但、對州に者朝鮮人來聘付而、御用之儀宗對馬守に、土屋相模守按するに、老より達之、御日記、正徳元年儲君禮物執政禮曹通書、此度より停止の事、公按するに、對馬守義方なす、是を萊府に報せられたり、東萊府使李正臣我州に送りし書あり、左に記す、

朝鮮國東萊府使李正臣、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、清和興居珍迪、近因使事、頻接音耗、良用慰沃、第貴差所言書禮請除事、竊以爲不然、蓋本朝於信使行、贈遺禮物於貴大君之胤子者、肇自壬午、伊時以新生爲賀、按するに、壬午は寛永十九年にし、而前年殿有院殿御誕生なり、而示有禮物、則今何獨、以猶在襁褓時未定封爲辭耶、禮官之通書貴邦執政者、其來蓋久、有非今日所可遽廢也、通書始自丁未、按するに、慶長十二年なり、慶長則己酉約條之、四年なり、載不載非所可論、且當兩國之重尋和好、貴國先還停口、按するに、その事は慶長十一年にあり、速我遣答使禮官之有書者禮也、刷還事則特其附及而已、厥後雖無別事所附、每使輒有書禮、則其可謂我有求而爲之耶、夫交

鄰禮際幣物將意古道然也、今所停除雖無損於我、我所重者在禮、而貴邦之遽欲並廢其禮者、抑何意歟、大抵兩國之間、有事則必有辭命、茲事果是貴州受江戶指意者、則宜以文字通報、今欲變改故常、而曾無片牘之見及、唯來差口舌、是憑不用壬戌、按するに、壬戌は天和二年なり、嚴有院停奠時別草之前事、此在貴邦既有欠於審慎、我朝廷亦無可以徵信、玆用馳書奉問、望須明示江戶之指意、使兩國交際之禮靡有墮缺幸甚、使船當待回復以發、並宜諒之、統希崇照、不備、辛卯年四月日、是さて琉球紀事、躰好録同し、

和文

近頃使事によりて、類に來教に接する事を得たり、但、貴价のいふ所、書禮を除くを請ふの事、竊かにおもへらく然らず、本朝信使の時、禮物を貴大君の胤子に送るもの、壬午年より初まる、此とき、新に生る、を以て賀を致して、又禮物有るときは、今いかむそ、其年幼くして、また封を定めざるを以て、其禮物を停めんことをもとむへけんや、禮曹の書を、貴國執政に致すもの、其よりて來る事すてに久し、今日の廢すへき所に非ざるものなり、其書を通するの事、丁未年より始まる時は、己酉約條の載るに不載と、又論すへき所に非ず、且兩國新に和を結ぶに當て、貴國先停口を還さる、よりて我國信使をして、其回答の禮を修めしむるに當て、禮曹の書を政府に致すものは是禮也、彼停口を刷還するの事を載しものは、暫く是を

書し加へたりしのみ、其後事の求むへきなしといへども、信使の行有ことに、必是に書を通せり、是求る所あるによりて、是をなすといふへけんや、交際之間、幣物を以て意を致す、古へよりして然る事あり、今是か停めむことを求む、我に在て損する所なしといへども、我重んずる所は、其禮に在て、貴國の速に其禮を廢せんことを欲するものは、果して何の意そや、又兩國の間、事あるときは必書契あり、今此事、貴州果して江戶の指意を受るものならば、宜く文字を以て之を通報すへし、今其舊式を改んと欲して、一字の書し及ぼさるるなく、但來差をして口すからこれを傳へしむ、其壬戌年、嚴有院奠儀を停むるの時、別草を以て書し示さるるの舊例を用ひず、是貴邦に在て、既審慎の義を欠く事あり、我朝廷亦以て據とする事なし、よりて爰に書を馳せ以て此意を告ぐ、宜く明かに江戶の指意を示し、兩國交際の禮をして缺る所ならしめは幸甚、信使船また回復を待て發し去しむへし、統て崇照をこひ願ふのみ、(朝鮮通交大紀)

正徳元年宗對馬守に之書簡、
朝鮮國禮曹參議吳命峻、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、炎序興居增重、朝廷遇爲賀貴國新化彌光、專价奉幣信修好、諒奉至意、勉輸心力、略表菲儀、並希莞頌、不備、

辛卯年五月日 禮曹參議吳命峻 續武家評林、方集新編、
正徳元年府使李生之書 按するに、これ朝鮮通交大紀載する、東萊府使李正臣の書をい

ふな、達東都、
從五位下彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣下、
馬拾遺書、

本多彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣下、
朝鮮來聘業已在近、想當不愆於素耳、先是、聘使之
來、將禮物贈我儲闈、又使禮曹與我閣老書更相問
遺、以致慇懃、去歲秋朝廷議以爲、此兩件不安於事
體以妨事宜、是欲從今而廢之、乃使對州牧先達此意
於彼、而彼國東萊府使李某移書對州以爲、兩件事行
之已久、不可遽廢、遂不相肯、因州牧重請朝廷之旨、
以故今不得不具事狀以報、寬永癸未之歲、嚴廟降誕、
彼國遣使來賀之、朝鮮之有聘儲君、是其始也、及天
和王戊憲廟承統之二年、朝鮮來聘以賀嗣位、是時、
有儲闈在西城、而信使詣闈拜謁、憲廟以儲副尚幼不
克新臨、命時執政臣某、代儲君受拜、三使方就位、不
肯拜曰、吾受命之日、聞拜世子、未聞拜執政、禮官某
進使譯者言曰、君幼以重臣代受拜、我國之禮也、不
見君不肯拜、貴國之禮也、客行其禮、我行其禮、三使
起拜空位而退、今朝廷盛意謂、修好善隣國之寶也、
一拜一揖禮之末也、今儲副猶在襁褓、則受聘不受

調、如寬永故事亦可也、然隣國修好萬世事、後世儻
在儲副幼居別殿、如天和時、亦恐爭禮拜謁之間、以
致賓主之異言、其或由是以失兩國歡心、則是徒取禮
之末、而舍國之寶也、不若從今罷通聘儲副之事爲
便、若夫禮曹通書我執政之臣、考之於古質之於禮皆
失之、初我神祖修兩國之好、尋室町家舊好也、當室
町御世之時、每朝鮮來聘、如有事則彼議政府通書附
及我管領、除外會無書附、其他如九州探題、亦有左
右議政相往復者、第管領暨各州郡若有私聘、纔與禮
曹通信、此其事體不同所不論也、方慶長丁未始通
好、彼國禮曹職掌朝聘、以致我執政書、當其時我執
政亦不得不以書報、彼遂執而因之、朝廷謂、今我有
執政、即古管領也、議政與執政通問、一依室町之舊
有何不可、若言禮曹職掌朝聘要通其禮、則我國自有
其職在、雖今欲復舊速改近例、彼所不由、若仍近
例而行、吾所不安、彼之不欲者吾所欲也、彼此整納、
又恐失兩國歡、夫修隣好明國信、既有國王之書足
矣、故謂停除之可也、由是觀之、廢除二事皆朝廷深
計遠慮、不獨爲我國謀、亦爲朝鮮謀也、而彼府使不
之察、固執以爲不可、竊爲朝鮮不取、今奉閣老之旨、

以書達閣下、書到其諭告于彼、使彼曉然知朝廷意、
不宣、

辛卯六月日

本多彈正少弼藤原忠晴琉球紀事、好

正德元年辛卯十月、朝鮮信使來聘す、是より先に、
朝廷の御稱號も允當にあらず、大君と申は、天子の
稱にして僭上するなり、且朝鮮にては大君と呼ひ、
琉球にて王子といふ者、並に皆彼の國の官號に有
れば、朝鮮よりして我が朝廷を大君と稱する事、今
知らざるを以て、臣とし視るに齊しく、我國におゐ
ては、天子の稱を僭するなりと議論せられ、昔も明
朝の永樂の天子より、自注、大室町家を自注、稱將
國王と稱せし例は古より多し、自注、此事は稱號、然れ
は今日本國王を以て稱すへしと議定り、此時の朝
鮮の來書にも、御國書にも、並に日本國王と稱せ
られたり、此時の聘禮儀容は、前朝とは間々改り替
りたる事故に、先例の如く、宗對州よりの朝鮮禮曹
司洪萬朝に、聘使の事の書翰往復有り、今又對州よ
り彼國王の幣物を儲君へ奉り、信使の拜謁する事
と、禮曹より執政へ書を贈る事と、此二事を廢せん

と申越されしを、東萊府の李正臣より、此二禮は何
分にも廢しかたくとありし故、本多彈正忠晴より、
對州へ書を寄せられ、寬永癸未天和壬戌の事を云
て、書を以て諭せられて、其二事を廢しぬ、正德朝鮮聘
正德元年十一月十三日、對馬守に相渡候書付、按ず、
この日御暇賜
のありしなり、

宗 對馬守

朝鮮聘使に付、御教諭を被成下候通、諸事御吟味
之上、今度御規式被仰出候、然上者、今度之御式
永々之可爲御常例候、依之、御次第書等委細書
改、追而可相渡候間、可被得其意候、
右御白書院縁類に而、土屋相模守申渡之、書付渡
之、且又來年參勤御用捨被遊候旨、豊後守按ずるに、老
傳之、御營日次記、○按ずるに、この御書付に、永々之可爲御常例
云々とあれば、後來掛合等のためなるへければ、こゝに附
記
享保二丁酉年五月、先に宗對馬守義方伺のこゝと、朝
鮮信使來聘、來々亥年召連參府あるへきむね、かつこ
たひ、舊規に復し、諸事天和度の例に准し執計ふへき
よし、老中井上河内守正岑命を傳ふ、義方かの國と往
復あり、享保三年五月義方卒し、對馬守義誠襲封の後、尋
てその事を奉はり、同四年十月信使來聘あり、

享保二丁酉年四月、宗對馬守參勤御禮相濟、御代替如御吉例、朝鮮人來朝之儀可申達哉之旨、土屋相模守を以言上す、同年五月對馬守營中へ被召出、相模守を以、朝鮮人來朝之儀、來々年己亥年召連參勤可仕之旨被仰出之、柳營日記、雜話燭談

宗 對馬守

右被爲召、來々亥年朝鮮人可爲來朝旨、老中被傳之、柳營日記

享保二年五月十二日

宗 對馬守

被爲召、就御代替朝鮮人、來る亥年秋中可致來朝之旨、於御白書院縁類、山城守按するに、老中戸田忠真、被申渡候、享保通鑑、柳營日記

享保二年七月十六日

宗 對馬守

朝鮮人來朝之儀に付而、前々之格を以被爲請、就中天和の通被仰付候、其趣を存、對馬守取計可申候、以上、七月
右於河内守宅申渡、御日記、

享保二年七月十五日、井上河内守宅へ宗對馬守召寄せ、上意之趣書付を以申渡之、左之通、
朝鮮人來朝に付而、前々之格を被爲請、就中天和之通可被仰付候、其趣を存、對馬守執計可申候、以上、

執政之書翰、寛永元年迄者一紙連名に候故、執政より返翰も連名に候、寛永十三年以來者、執政之、銘々に一通宛來り候故、返翰も一通宛遣し候と、林七三郎同百助申上之、雜話燭談、○按するに、享保二年十月五日、義方君歸對州、受伴信使之由台命、本州編略略、○按するに、義方明年對馬國に於いて病にて卒す、

享保三戊戌年正月十四日、宗對馬守より朝鮮人來朝之節、執政へ差越候書翰、銘々之名付如何可仕哉と相窺候、且又正徳之頃、家光之光之字忌候得者申遣し候、今度も二字之御諱字忌可申哉と窺有之、其書付入上覽、二字之御諱字をさけ申には及申間敷候得共、正徳之時分、光之字をさけ、書翰迄相改被差越候故、今度も先除き可然候、此段上へ者不申上、此趣河内守より内意可申遣由、御前に而林大學頭へ被仰付之、

日本國執政源數直

如此之書例に而、執政之書例可差越候、執政よりも右之書面に、銘々に一通宛可相調候、雜話燭談、享保三年五月宗對馬守家來差出窺書之覺、

信使之儀、朝鮮國へ申遣候處、答致延引候間、早々申越候様に對馬守方より申遣し候處、彼國役人共申候は、世子之續宮按するに、續宮は世子の后なり、去冬より病身に而、至當春段々差重り、二月七日薨去仕候に付、御返答延引仕候由申候に付、彌無油斷催促仕候間、近日返答可申來候、其節可遂案内旨申越候、依之先右之段申上候、以上、

同年五月、朝鮮國へ來朝之儀、對馬守方より申遣候書翰に、五月中對州へ到着、七八月頃御當地へ參着候様に、可致來朝旨申越候處、得其意候、追付返翰可相渡由、對馬守使者へ申開け、返翰之下書見せ候旨、右之使者對州へ申越之由、對馬守より注進之、

朝鮮より宗對馬守へ送る禮曹參判書翰、朝鮮國禮曹參判金興慶、奉復日本國對馬太守拾遺平公閣下、星槎帶信憑語啓居珍誌、欣慰亡量、况以貴殿下新承丕基、要遣信使益修舊好、盛意勤摯、敢

不如示、佳祝謹頌、非品回敬、統希照亮、不備、

戊戌年三月日

禮曹參判金興慶

同四亥年老中より、宗對馬守方へ申遣す狀、一筆令啓候、公方様益御機嫌能成御座候間、可被心易候、將又朝鮮人來朝に付、此度者御規式等之儀、御舊例被仰出候趣に付而、別紙相達候條、可被得其意候、恐々謹言、

三月三日

水野和泉守

戸田山城守

久世大和守

井上河内守

宗 對馬守 殿按するに、久世重之、水野忠之なり、餘は前に辨す、

別紙

正徳に朝鮮人來朝之節者、御規式并御馳走等迄被改、御念入事共にて有之候得共、元來日本之風義不案内之事故、品々難致得意、遲滞候儀有之候由、然に諸事無滞首尾能候様に被仰付義に候處、相違候事共候而者如何に候、前々之格者、彼方にも能覺有之事に候間、今度者御規式御馳走之次第、如舊例被仰付候御事に候、件之趣信使令對談之節、自分中心

得之様に申達候様に被仰出候、今度舊例之通被仰付義に付、信使の申聞候様に之義者、正徳之時分舊例を改替候之事、品々書付を以被仰出之儀、又此度何之故なく、舊例之通に被仰付候而者、朝鮮人都合に可存歟に而候、右之義を能々勘辨候而可被申聞候、且又右之趣書付に而申聞候而者、急度がましく候條、此方よりは口上に而申聞、其段朝鮮人承知候と答、書付に而差出候様に致し候方に而も可有之候哉、又は此方よりも自分之覺書之牀に致し可申聞哉、此段は如何様共、宜作畧可致事、

禮曹よりの書簡、

朝鮮國禮曹參判尹鳳朝、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、逃惟、長夏對時、珍相慰係交至、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之義、惟願諒奉至意、勉輸心力、將護海路往還以時幸甚、略表菲儀、並希莞領、不備、

己亥年四月日

禮曹參判尹鳳朝以上、柳營總監脫編、雜話燭談、

延享三丙寅年八月廿七日、宗對馬守義如を召、朝鮮國信使來々年同行あるへしと命せられ、同廿九日御暇賜ものあり、明年義如かの禮曹參判等と往復ありて、

その事決す、聖寬延元年五月來聘す、延享三丙寅年八月廿七日

宗 對馬守義如

右召之、此度就御代替、朝鮮人來朝之儀、來々年辰四五月中信使同道可致旨、於御白書院御縁類、老中列座酒井雅樂頭按するに、忠知、被申渡之、同月廿九日

銀三拾枚 卷物貳拾 右 同人

右就同斷、國元之御暇被下旨、上使堀田相摸守を以按するに、老中堀田正亮、被下之、

九月朔日、御白書院

御馬 右 同人

昨廿九日以上使御暇被仰出候、爲御禮登城之處、於御座之間御目見被仰付、上意之上御馬拜領之、大御所様、大納言様より者御馬無之、

同日 右 同人

來々年信使同道に付、來年參府に不及旨、老中列座酒井雅樂頭被申渡之、

右に付、宗對馬守より朝鮮國禮曹參判に、來々年信使可被差越旨申遣に付、禮曹より之返簡左之通、

朝鮮國禮曹參判金尙魯、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、惠音遠届、慰倚良深、仍聞、貴大君克紹前烈、不膺洪緒、要我通信修厥舊好、技乃善鄰之誼、曷勝欣感之私、使行程期當如來示、謹領珍賜、畧伸菲儀、統希照亮、不備、

丁卯年三月日

禮曹參判金尙魯朝鮮來朝記、鶴林來聘詳錄、

寶曆十一辛巳年正月十八日、宗對馬守義幡に、朝鮮國通信使伺のことくたるへきむね仰出さる、明和元年二月來聘あり、寶曆十一辛巳年正月十八日

宗 對馬守

名代 松平織部正

右被爲召、御代替に付、朝鮮人來朝之義被伺候、先格之通可爲來朝、尤時節之義者、追而以使者可被相伺旨、按するに、下の李尙知の書によるに、來期を未年六月と仰出されしなり、於御白書院御縁類、老中列座松平右近將監按するに、武元、申渡、

巳正月十八日

栗園漫抄、如官日簿抄、

寶曆十二壬午年、朝鮮之兩譯差出候眞文點付和解、
覺 東萊府使道下來時、朝廷教是通信乘船之期以明年

六月、依所請回答矣、今年農事失稔、人民飢餓、明年春夏賑恤救活、然後可以使役、願姑變通信使乘船退定、於明年八月信行、凡事皆以八月舉行、是希此意分付訓別言于館守、通報對馬州、事任官丁寧承教、願以此事通報貴州、俾無違繆千萬幸甚、

壬午十月初二日

訓導李尙知黑印

館司尊公

別差玄尙正黒印

按するに、この書かく記せども、猶これらの事に及びて延期し、終に申年となされしなるへし、

和解

朝鮮三使東萊府出帆之時節、兼而仰越さるゝ通、來年六月を以定む、然れども今年不慮にして耕作宜しからず、人民飢に及ぶ、故に來年春夏之間に賑はし恤み救ひ活して、其後使を遣すへし、願くはしばらくの間、來聘の約束をかみん、これに依て、三使乘船之事者、來年六月を延引して八月に定めん、凡今使をつかはすの事は、皆八月以て行わん、是こいれは、此心を考て教をわかれ、此事偏に館守にまふす、よろしく對馬の守に通達せられよ、諸事官に任す、丁寧教をうけたまはらん、願くは此趣を以て、貴州に通達せられよ、いさゝかたがふ事ならしめは、千萬以て幸せせん、

未四月(祝聽神)〇按するに、この書もと年號を記さ、れど

寶曆十三癸未年、信使來聘に付、禮曹より對州への書簡、

朝鮮國禮曹參議朴道源、春書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、秋涼啓居對序珍迪既慰、且係朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价修幣敦信續惟希諒茲至意、另無將護、俾得過返、幸甚幸甚、仍將菲儀、並冀莞領、不備、

癸未八月日

禮曹參議朴道源栗園漫抄、

明和二乙酉年六月晦日、宗義幡を召し、孝恭院殿御誕生寶曆十二年賀使、朝鮮人來聘の伺ありしか、御宥恕もてその事に及はさるむね、老中松平右近將監武元命を傳ふ、

明和二乙酉年六月晦日、御白書院縁類

宗 對馬守

名代 松平大膳亮

右者、若君様御誕生に付、朝鮮國信使差渡、御祝詞申上候儀、勿論之事に候、然る處、御代替之爲御祝儀信使差渡、未年數も不相立候、且彼國近年荒凶打續難儀之趣、粗其聞有之候、依之、別段之思召を以、信使差渡候儀御用捨被遊、對州に譯官差渡御祝詞申上候様可仕候、右者格別之御免恕を以、被仰出候儀に候得者、向後之例に者決して難相成事候、右之

段彼國に可被相違候、尤譯官相渡御祝詞申上候儀、無遲滯様可取計候、
右之通、老中列座右近將監申渡之、御日記、柳營日記
明和二乙酉年六月晦日、若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀、宗家より伺、

宗 對馬守

名代 松平大膳亮

若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀相伺候處、不及其儀、此度者御免、例に者不相成旨、

右於御白書院縁類、老中列座松平右近將監申渡、御徒方萬年記、栗園漫抄、

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十三

朝鮮國部九

○宗氏通信使伺並掛合 文化度

天明八戊申年三月九日、宗猪三郎寛政二年十一月叙爵義功をめし、御繼統の信使來聘伺ひ、舊例のことたるへしと仰出されしか、同年六月その來期延引の事を計ふへきむね命せらる、この延期の後、また易地通聘の事を仰功されを嘆ひ、しばし書使往復等にて事延滞し、二十三年を経て、文化八年遂に對馬國において聘禮行はる、

天明八戊申年三月廿日

宗 猪三郎

名代 柳澤信濃守

右朝鮮人來朝之儀相伺、可爲先格之通候、時節之儀者追而可相伺旨、於御白書院縁類、老中列座周防守按するに、天明錄、柳營日記、但し、柳營日松平康福、申渡之、次記には、三月十九日に係く、對馬守義功か時、天明八年五月將軍家御代つかせ給ふに寄て、朝鮮國より信使來聘の事有へしといへ共、暫其期を延らるゝの旨、仰を蒙りしかは、や

かて彼國禮曹參判の許に其由を達せり、由本氏筆記、天明八年六月

先達而來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀、只今迄格別延引等いたし候儀者無之候得共、卯年以來凶事打續、下々困窮宿驛致衰微、諸大名連も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得共、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるまじき事候間、暫來聘延引之儀、懸合候様に可致旨被仰出候、凶年打續候儀、外國へ相聞へ候而も、曾而不苦事に候、隣交誠信之儀に候得者、凶年等之儀不相顧、彼是取かさり候様に而者、誠信之道にも相背候、且又人々難儀に及候儀有之候而者、朝鮮においても、同様に可厭事に可有之候、此節專御救荒之事而已に而、御仁惠之餘り、通聘延引之儀被仰出候而者、朝鮮にをいても、同様に可存事に可有之候間、誠實を以懸合可被申候、就右例は以和文、以酌庵に遣し候、於彼所書翰取調候事に候得共、和文に而者却而行違可申候に付、案文取調被遣候間、以酌庵に

遣し候而取調候様可被申談候、追而朝鮮に申遣候刻、彼是懸合之儀有之、譯官通辨之儀に付、萬一少少、語誤之違等有之候而者不容易事、殊に聊も疑心有之様に而者、不熟之本にも候之間、此度者不殘、筆談を以互に掛合、一々以可庵等にも申遣候様可被致候、對州表にをいて即答申遣しかたき旨も候は、早々關東へ可被相伺候、尤惠林院按するに、以可庵老なるへけれと、今詳ならず、出府いたし居候間、是又同様に申聞候、早々以可庵にも申遣候様に申渡候、是等之儀も相心得可被申候事、

右之趣、宗猪三郎家老へ申遣候間、其趣可被存事、
憲法類集、朝鮮來聘記、天明八年

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、維時金運正般、伏惟貴國協寧、虔祝無已、茲者我大君受位之初、乃貴國通聘之際例當在近、但以本邦比年凶儉穀物不稔、億兆離凋弊之患、大君新政要在仁惠、庶官承行、一以撫恤爲務、庶幾歲月彌久、而膏澤之洽無遺也、乃於見時、貴國大使儼然來臻、則所在調發民徭奔命、其勞苦之狀、猶卉木將萌而中

折也、大君深軫斯慮、命庶官胥議、當欲通聘之事徐徐延期、因使不佞委實申款、萬望、聞就承允諾、特差正官平暢往、都船主平暢亭、容口陳致左錄憎儀、聊旌馳悃、幸賜道納、更祈對時休齋、式副遐禱、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功、一話一
天明八年、對馬島主奉命與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、秩序平分、緬祝、雅度冲裕寔慰瞻企、告者我大君有嗣位之慶、乃貴國爲通聘之期、料當襲舊典、但以本邦歉歲薦臻、兆民不贍、殆將墊隘、東武新政尚在惠濟、於是之時、貴使惠然踰海、則所在調發、民給徭役、非徒不違養息、又恐加於凋瘵、是以、朝議欲姑緩來聘之事、因使不佞具由以告、即此差正官平暢往、都船主平暢亭、當布此意、密望、體察從善啓開就承肯諾幸甚、縷縷使者稟達、另具菲饋、略寓芹衷、鑑領爲榮、餘冀若序膺福、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功
任譯初見論文二通

示意謹悉、而大抵任官之職務、專在於兩國間誠信之道、而今番事、寔出於萬不得已、而則許施與否、唯在於朝廷處分、而自下周旋之道、豈不極力哉、回下下來後、更當報爲詳耳、幸望姑待焉、

戊申十一月 日 訓導 金主簿
別差 崔愈正

今番聘使緩期一款、東武朝議、實出於交鄰大體、推誠同仁之義、其諄諄丁寧之意、粲然于太守之書、不復贅徹价舌頭、此行也、即曩召俺於東都、命是事狀、使以報太守通告貴國、寔東武特意慮于鄰盟鞏固矣、衆官之職深體兩邦誠誼、切爲周旋具陳東萊府、速承朝廷允諾、務歸順便之地矣、

戊申十一月 日 大差使 方道新編、朝鮮來聘記、

寬政元年己酉年 朝鮮國禮曹參判金魯淳、奉復日本國對馬州太守平公閣下、星槎遠屆、華札隨至、憑諦啓居珍茲、欣慰良深、仍聞、貴大君克紹前烈、丕膺洪緒、宜循故常亟馳賀价、而貴大君新政仁惠、深軫荒年民弊、爲請緩期、有此委報、玆將盛意、即已轉達朝廷、信使行期當俟更示、別幅珍品多謝原誼、不腆土宜用伸回敬、統希

照亮、不備、

己酉年三月 日 禮曹參判金魯淳

- 別幅 人參貳觔 虎皮壹張 豹皮壹張
- 白苧布拾匹 白綿紬拾匹 黑麻布柒匹
- 白木綿貳拾匹 花席五張 四張付油苧參部
- 按するに、四張の上脱文あるへし、 黃毛筆參拾柄 眞墨參拾笏

己酉年三月 日 禮曹參判金魯淳

朝鮮國禮曹參議金履正、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使遠至、獲承委翰、憑審與居冲迪、慰沃良多、仍聞貴大君傳序嗣服、增靈舊緒、其在鄰好宜馳賀价、而貴國深軫荒年民弊、委報緩期業已轉聞朝廷、信使前頭行期、當俟後日更示、盛況益見厚誼、薄儀聊表鄙忱、統希崇亮、不備、

己酉年三月 日 禮曹參議金履正
別幅員數同右、朝鮮來聘記、

寬政元年七月十一日 宗猪三郎
名代 佐竹壹岐守
今度朝鮮之信使來聘御差延之儀に付取計行届、

彼國之掛合無滯相濟、一段之事に被思召候、此段可申開旨上意候、右於御白書院縁類、老中列座鳥居丹波守按するに、忠意、申渡之、

宗猪三郎家來 黒川 圖書 銀三十枚 時服三

名代黒川 藏人

大浦左衛門 同貳拾枚 同貳

按するに、次巻に出す宗氏家來御用掛名簿によるに、黒川圖書は古川圖書、大浦左衛門は大浦兵左衛門の誤寫なるべし、右者、朝鮮人來朝之儀、近年御物入多、暫御差延被仰出、御用向取扱候に付被下旨、於檜之間同人申渡、寛政年録、御徒方萬年記、如官日簿抄、

文化元甲子年六月、朝鮮の信使近年のうち、對馬國に在りて聘禮あるへしと仰出され、同二乙丑年五月、宗對馬守義功に、來聘使已年春中渡來の事、かの國に達すへきむね命せらる、易地聘禮の事、是より先、義功よりかれば、かの國にてこの頃すて、その事の承諾ありしこと見ゆれども、文化三年かの禮曹等より、義功に贈る回書に符合せず、然れば下に出す式留書に、かの譯官中間にありて、奸曲ありしにより誅せられし事見えたり、これ此事の顛歸せしゆへなるべし、また已年聘禮仰出されども、これらの事により整理す、終に延引せしものなり、

文化元甲子年六月朔日御書付、

朝鮮之信使來聘之儀、思召旨有之只今まで相延、信使當地不及相越、於對州聘禮相整候之様、追而被仰出候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄信使可爲來聘候、命せられしなり、全文は來聘被仰出の條にあり、文化二乙丑年五月十九日

朝鮮信使來聘時節之儀、已年春中たるへき旨被仰出候間、其段朝鮮國に可被相達候、宗 對馬守

右於御白書院縁類、老中列座土井大炊頭按するに、利厚、申渡之、御徒方萬年記、

文化三丙寅年、參判回書、

朝鮮國禮曹參判趙德潤、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、星槎遠涉、華札隨至、敬審、與居對時崇衛、慰浼良淡、信价行期曾有約定、交聘之所贈幣之節、但當遵奉舊章、不可扞開新規、甲寅復書、明按す、甲寅は寛政六年なり、されど、在兩國必諒丁寧之言、交勉誠信之意、曩委任譯預講儀節、貴在相孚鄰誼愈篤、今奉來諭、又以爲邀諸敵州若嚮所告、反覆思惟、訝惑交中、苟非復申前說、無或有所見瞞、敵邦衆譯輩、恣行奸計欺蔽兩間、私標之情節莫掩、僞契之真贋畢露、隔水館宇想聞厥由、渡海委告反涉文具、臨境顯戮

難屈常憲、朝廷之處置也如此、豈但曰修我所在云、再亦在高鄰、可使聞之、不圖來書盛意、若有所未盡洞曉者也、欲除勞費、遽改聘儀、不但大傷於事面、若緣交蔽、苟完使事、滋恐有欠於信好、有國所尙禮義是已、禮莫大於循常、義莫切於遵古、更希、諒察恪守約條、誠區區之望、委惠珍品、感豈在物、茲將菲儀、庸表遐悰、統惟亮照、不備、

丙寅年五月 日 禮曹參判趙德潤

禮曹參判より之返翰和解

貴札致拜見候、彌御堅固珍重存候、然者、信使渡海之時節者、兼而約定有之、交聘之場所贈幣之節目、可爲舊例之通事に而、別而新格を始間敷之儀、甲寅年之回簡に致明白居候得者、兩國共念度、其通可相守儀にて、先達而譯官を申付、兼而より節目講定致し可被置之の趣、誠信之上に在りて御丁寧之至に候、然る處、今度被仰下候趣に而者、又信使を對州に被迎候儀、兼而被仰越置候通と相見、數篇思慮致し候得共、別而不審に被存候、若者再び先年之儀を被仰聞に而無之候は、極而欺を被執候筋共者無之哉と存候處、果而我國譯官共、我儘に奸惡を行ひ兩國を掠め、似て手形偽書之實情相顯れ、見張之和館有之候得者、定而其筋御聞及可有之、態々海路を經、委しく爲御知申候段、結句手數々間敷相聞可申境上に於及刑罪候者、國法難枉、朝廷計ひに候、如此強て我國之筋を立候計りに而貴邊に相響候爲に候、然に存外之來書、萬一者委數御明察無之故歟と存候、

扱又勞費を減し候爲め、容易聘式を相改候儀者、別而事跡を損し候而已ならず、雙方之被欺候處を以、假初に使事を全し候者、深く誠信和好之筋に不相叶儀と存候、國家を立候者、禮義を第一と致し、禮義者常式古例に隨ひ候より大切成者無之候得者、此上被加御諒察、慎而約條を御守有之度儀と存候、珍品被贈下奈存候、粗種聊表遠志候、不備、

參議回書

朝鮮國禮曹參議李好敏、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、槎便鼎至、華絨隨在、枉、憑審啓居清裕、慰沃良多、有例之聘行、舊城昭載莫可進退、無間之鄰誼、前札備陳、已荷領悉、交蔽奸譯既行顯戮、勞費瑣節願何足論、來諭雖出曲念、前規有難變改、惟願、諒恕遵守約條、盛賜珍謝、薄儀聊伸、不備、

丙寅年五月 日 禮曹參議李好敏

東萊回書

朝鮮國東萊府使吳翰源、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、遠承惠書、憑審、動止珍迪、欣慰倍加、聘使之行交鄰大政、舊章昭載新規難翔、想具南宮覆帖、惟冀、母替約條、珍賜多謝、盛春菲儀、聊表遠忱、

丙寅年六月 日 東萊府使吳翰源

釜山回書

朝鮮國釜山僉使李麗培、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、貴价來獲承華翰、仍審、動靜佳勝、慰感良深、交聘之行、自有約條、想在萊府回書、茲不更費贅說、佳祝領眷、薄物表忱、不備、

丙寅年六月 日 釜山僉使李麗培

文化四丁卯年

十月廿三日到來、

七月十一日差出之封書、當月十五日到來令披見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、委細被申趣心得にも相成候事に候、

修聘使今以不戻儀、不安心之儀に而相掛り、一同、右之左右日々相待居候事に而、就^脱夫於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉杯との風聞、何者之申出候事に候哉、不取留事ながら其間有之候、其地に而も、右之風聞有之事に而候哉、内々風聞承り、可被申越候、以上、

九月廿二日

佐宇右衛門 印

久保田吉次郎殿

野中新三郎殿

柳主膳正 印

按するに、御勘定久保田吉次郎、御徒目付野中新三郎なり、この二人は、この年二月晦日御用命せられ、對馬國に赴きしなり、このは聘禮延滞により、其事故探察のためなるべし、

御勘定御目付の返書印封、十一月廿八日差立之、九月廿二日附御狀、十月廿三日到來奉拜見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、先達而申上候處、被御聞置候旨被仰下奉承知候、

修聘使今以不戻儀、御不安心之儀と而、御相掛り御方々御一同、右之左右日々御待被爲在、就夫於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉杯との風聞、何者之申出候事に候哉、御取留無御座候儀ながら、御聞込も有之儀に付、當地に而も右之風聞有之事に候哉、内々承可申上旨、是又被仰下奉承知候、兼而私共儀も申合、都而之様子心掛相探候得共、府内市中之者迄も、何事も不申開様口留致し置候趣に而、耽と仕候儀者難相分候得共、去年中者先

年之書翰僞書と申儀に、可申出哉之取沙汰、當地に而も御座候由之處、先達而東萊府使書翰請取、茶禮封進宴無滯相濟、其趣申來候後者、右之風說相止、此上猶又其沙汰可申出哉之様子等、於當地者先相聞不申候、右之外對馬守家來來聘懸之者、近頃追々爲引込置、或者退役等申付候風說、其外之意味共、内々及聞承候始末別紙奉入御覽候、

十一月廿六日

野中新三郎 印

久保田吉次郎 印

柳主膳 正様

佐宇右衛門様

朝鮮表の差遣置候修聘使古川圖書、彼國返輸運々仕候旨に而、今以歸國不任、右内密之子細穿鑿仕候處、一跡狭少之土地柄、殊に御用向談方に、私共の附置候對馬守家來、小田孫六中川與右衛門兩人之外よりは、何事も不聞様町家までも、嚴敷に留仕置候振合に而相分兼、種々手段仕候處、側用人黒岩最左衛門儀者、江戸表に而者來聘御用向掛合仕候ものに有之、去る夏中私共旅宿にも兩三度罷越、對

話之中表裏無之、存込も宜様相見候ものに御座候處、其後一向罷越候間、去る十月様子相尋候文通差遣候得者、九月中退役被申付、夫故疎遠打過候旨、其外不得意之趣等申越候、依之、十月廿六日密書猶又交通仕、譯合相尋候處、一印之返書差越、右返書之趣に而者、萬事打明申立候最左衛門心得方と、諸事相包み取計候國元家老初勤振と違候而已に而、御用筋肝要に承度始末難相分、乍去都船主之役に而、朝鮮表の差遣置候加納郷左衛門儀、先般被呼戻候始末等、略書載有之候に付、私共評議仕候者、郷左衛門儀者、當時繁右衛門同意仕候勤振と相聞候得共、心腹之趣者耽共難相分者に有之、乍去幸ひ御普請役代千田八郎儀者、先年對州表御用中之馴染に付罷越、何となく様子相尋候は、又相分候儀も可有御座哉と、十一月八日千田八郎差遣候處、得と子細者不申開候得共、話之内自然と不得意之趣相見候旨申開候、前書郷左衛門 心中難計候得者、押而尋候儀も難仕、左候得者腹心相知れ候最左衛門に、今一應承候方可然旨評議仕、廉々箇條書に仕、十一月十日文書仕候處、同十二日二印之返書貳

通差越、當時之様子先つ大躰相分、且内密別啓と申書面之方に、加納郷左衛門儀も同腹之様子書加御座候に付、十一月十三日夜、八郎儀も猶又郷左衛門方より差遣、得と内話爲仕候積之處、同人儀も去十一日より出勤差留有之由にて、人口を恐れ而會難仕程之躰故、朝鮮之様子等咄合仕候も遠慮之由申聞候に付、翌十四日は亦箇條書仕、八郎より文通爲仕候處、三印之返書郷左衛門差越之、右兩人書面之趣に而者、難捨置筋合に相聞候に付、猶又勘辨仕候處、家老仁位求馬儀者、先般裁判役差渡候儀、其外共御用筋にて、度々私共旅宿に罷越候間、此手之筋を一應承可申旨相招、何となく修聘使歸國延引之様子等物語仕、存念引見候處、同人申候者、全く推察之沙汰といへ共、箇様に返簡及遅々候者、彼國に望有之哉と相見候、右望と申譯合者、中古御和交以來、いつととも日本より、何々に付信使可差渡旨被仰遣、夫々段々之手數掛合に而、聘使罷渡候先例に而候處、此度者寛政七卯年五月彼國之望みにより、延聘緩期之御令旨被仰出、彼國に相違、右御請も差越、一旦事落着仕候處、其後寛政九巳年彼國より易

地聘禮之儀申込、夫より追々往復有之、年期内掛合も相濟、表向に而修聘使差渡候様、彼國より催促に付即差渡候處、案外に返簡手間取候者、全く先例と違、初發彼方より掛合初候に付、後記に殘候而も事體不宜故、日本より又々易地聘禮被仰遣、夫により追々取極候形に仕度合に而延し置候哉と推察仕、是等之次第中川奥右衛門に申合、繁右衛門迄示談之爲め、先頃急に江戸表に差遣旨右物語仕候内、是まで多年朝鮮之掛合中、行違之儀等有之、何角と及遅々候をも申聞、全く追々之掛合方不束と不申聞計に被察申候、其外何れに仕候而も、御年限に相違無之様、専ら心力を盡し候旨申之候得共、悉く取繕ひ候咄振に付、何共眞偽難察相聞申候、右追々穿鑿仕候處、書面之通に御座候、先般最左衛門儀、私共旅宿に罷出候に付、家老より相答、去九月中退役申付、郷左衛門儀も是亦、八郎方は追々可立入歟之疑念に而爲引籠候趣に候得者、繁右衛門同意之もの共、外にも可有御座候得共、身分を恐れ一同口を閉候間、最早此之機密之様子連も難相分候に付、別紙最左衛門郷左衛門返書四通相添、此段先

奉入御内聽候、以上、

十一月

久保田吉次郎

野中新三郎

以別紙申上候、本文相探候書通之内、三印郷左衛門返書、大森不首尾共相見候は、必定其虛に乘可申姿、何共相察不申候得共、大森氏之跡を繼と申形に者決而參問敷旨、左候得者御年延申上候手段と而己相聞候得共、其外彼是之様子を以、私共相考候得者、氏江兵庫始、杉村直記餘類共之手段に而彼國と馴合、修聘使之歸國引し、はせ、其内に者追々年月も詰候に付、繁右衛門始不首尾に陥可申、其時に至り是迄朝鮮の掛合方品々行違有之候故、返書延引に付役人引替、速に御用便し候様可仕旨に而、兵庫始直記餘類入替來聘掛罷成、手柄可仕巧に而、御年限相延し候筋には有之間敷哉と推察仕候、右譯者對馬守御手當金之内に而取賄候口々、同人屋敷取建物を始、朝鮮人通筋家中家も取、補理に相掛候向も有之、國分寺前通道巾狭き所取廣げ方も此節出來仕、右等に而愚考仕候得者、旁以前之通、是まで取扱候役人不首尾に可仕迄之儀にも可有御座

哉、只々來聘御年延可申上計略に候は、對馬守格別困窮之身代柄にも御座候處、自分入用に而仕候場所々々此節夫々出來、猶手操仕候儀者有御座間敷哉と奉存候、一、此度中川奥右衛門、江戸表に罷出候實意之譯一向相知不申、此者儀者、繁右衛門手に付、毎年相勤候者之由に御座候處、當初秋以來氏江左織を始、繁右衛門附屬之者一同不首尾に付、往々身分之成行を恐れ、今程者半信半偽に志し變し候由、最左衛門書中にも相見申候、是等を以勘考仕候得者、今般家老共之口上使として出府、今以朝鮮より返書不差越、連も巳年之御間に者合兼可申趣、何歟子細取拵繁右衛門を可陥巧之使に而候哉、又今一儀深く相考候得者、奥右衛門儀者、最左衛門杯と違ひ底意難計人物に付、江戸表に罷出候可致ため、兵庫始之意に叶心を許し候様偽取計ひ、江戸表に罷出候而者、兵庫始不埒之次第、逸々繁右衛門に申聞、御威光を以速に兵庫を始取除候含歟も難相分、右兩條之始末御舍被置候而、繁右衛門被召呼、今般奥右衛門示談之様子、御内々御穿鑿被爲在候は、相分可申哉、若

奥右衛門全く志變し、兵庫其外と一味仕、御年延等申上候筋に而も御座候は、急速に嚴重之御沙汰無御座候而者、已年之御間に者合申間敷哉、且又本文に申上候通、求馬の折入承候趣に而者、奥右衛門江戶表の差遣候意味者、朝鮮國望之手數通御許容も被成下候は、不日に返簡差越可申譯合、繁右衛門の示談爲仕、公儀御内伺仕候まで之由を相聞候間、彌右之通之儀に候は、格別滞候儀にも有御座間敷哉と奉存候、

一、黒岩最左衛門退役之様子及承候處、病氣申立引込居候様、家老より内意申間置候を、取用ひ不申押而出勤、主人の目通仕無實之趣申立候由、依之、心得違之咎に而退役申付候趣に候得者、たとひ存込者宜候而も、右家老共内意申渡候を違背仕咎め請候様成、不勘辨に而、正直一途之生質と相聞候間、本文の相添差上候書面之趣、逸々前後深き意味を構候趣意共難申、且加納郷左衛門儀者、當年まで三箇年朝鮮在勤、九月中歸國申付、此もの儀者最左衛門杯と違ひ、存寄深く殊に心算之虚實難計候得共、此度之御用向出精相勤候者之由、最左衛門書面に相見、

乍然郷左衛門申付候趣者、當時之姿に而被差置候は、來聘相調候儀無覺束候哉との一筋に相聞、此度暫之在勤追々御現禮に近寄候處、歸國被申付候儀者何故候哉、對馬守手沙汰に而取賄候手配、都而之成行を以考合候而者、申口實意共不相聞、是又眞偽之處難相分奉存候、

一、本文に書載候外、求馬申口之趣に而者、已年春之來聘、たとひ夏秋之頃に相成候共、御年限相延候而者不相濟儀、折角と掛合相盡し候旨申聞、猶於此所者敢而偽候儀共相聞不申候、乍然此節來聘御用掛之内、何ぞ心障之もの者無之哉と相尋候處、聊如何之者無之、尤通辭之内、存込不宜もの一兩人有之段相聞候に付引替申付、其以來者成丈通辨不爲仕、役人共より眞文筆談而已に而用便掛合候間、此上者間違有之間敷旨申之、最左衛門郷左衛門退役引替等之儀更に不申聞、是等を以愚考仕候得者、求馬申口も相包み候事共多く、何共難取用奉存候、其外求馬對話之内、朝鮮とても兼而之約定、今更相背き可申答者無之候得共、乍去實に譯合相立候筋に而、彼方より延し候儀者、於對馬守も可仕様も無之、其

所甚苦念仕候旨杯と申聞、是者御年延相願候機發か共相聞候得共、私共再愚考仕候處に而者、初箇條に申上候通、直記餘類之勢ひ又々盛に相成、繁右衛門始當時之役人に手違爲仕、入替手柄可仕巧まてに可有之哉と相察し申候、段々掛合取極、斯迄被仰出候處、今更年限相延候而者、主人始蒙御答、一國如何様離散可仕哉之程を不存ものも有御座間敷哉と奉存候、

一、來聘御用取扱候對馬守家來、追々私に引替候儀者、兼而之御達にも相振、如何之取計に御座候得共、右掛之者引替候儀、私共にも深く相包不申聞、此後之始末も難相分儀に付、奥右衛門出府仕候意味御糺之上、嚴重之御沙汰被爲在候方にも可有御座哉、乍然御用向に強而相障候儀にも無之候筋合に而御座候は、家中之内騷動も仕、私共在勤に付而之儀と相妬、却而御用辨にも相成間敷哉、左候は此儀者追而御沙汰御座候方、穩可有御座哉に奉存候、

右私共打寄品々申談候趣、御賢慮之御一端にも可相成哉と、御含までに奉申上候、今般密々申上候一

件、對馬守家來に相渡差上候而者、何共不安心之様子も御座候に付、召連候家來之内、大坂表まで用事有之差遣候旨申斷、便舟に爲乗組差立之、銅座詰御勘定方迄幸便之躰にて相達、夫より爲替便を以奉差上候、以來御内狀被下候儀も御座候は、對馬守家來に御渡無之、御普請役御小人目付之内、早め代合被仰渡候形歟にて御爲持被下置候様仕度、左候得者代合壹人出府、御直に申上候故、難書取趣意も具に申上候様罷成、且又其以前にも格別難捨置程之子細及見聞候は、御普請役御小人目付之内壹人差立申上、又者品に寄私共之内罷出申上候様にも可仕と奉存候、尤右様之機、當時相見候儀者、決而無御座候得共、深く萬一之儀迄を相考、爲念申上置候儀に付、乍恐尊慮易被思召、必御懸念被下置間敷候、依之此段申上置候、以上、

十一月

久保田吉次郎

野中新三郎

朱書
卯十月廿六日黒岩最左衛門より之返書、
一印
尊墨被成下、逐一奉拜見難有奉存、左に御答申上候、益御勇健被成御座之段奉大悅候、猶時候御厭被

爲成候様奉願候、然者、私出勤仕候而者、御用向外掛之銘々一決難成譯合、猶得と御聞被成度との儀、是と差當可申上譯者無御座候得共、先私之勤振者、兼而繁右衛門取立に而勤方心得、共に内外取計筋、公儀御役人様へも有様を以申上、取計筋共に殿誰様御前に而も相貫候儀を以、相勤候心得に而相勤罷在候、尊老様御方に而も御國家之爲を思召被下候段被仰聞、何かと蒙御懇話主人之爲に相成候様に者相心得候儀に而、有様を以奉申上候、繁右衛門勤振對馬守勝手向者素より、諸事不行届自然有躰に白川様按、るに、松平越中守定信、この頃溜詰なり申上、其後段々之勤振誠實を以、公儀にも打貫相勤、既に御聞得も宜かとも相心得難有奉存候、其心得勤振り御國支配之内、諸役之内にも間に合不申、外々勤振者諸事穩密之取計、打明候儀を不相好風も御座候、近頃者在役中にも朝鮮向之儀、諸御用向支配より談し不仕儀とも御座候、

一、今以修聘使歸國不在、若亦來々已年信使罷渡候儀、相延候譯にも相成候哉と被仰下、私在役中者左様申儀者無之、修聘使都船主差張御用成に相勤

罷在、然る處段々修聘使歸國方遅々仕候付、重松此面差渡、此而掛合に相成候而之彼地模様者、退役之身分と罷成、何事も承知不仕候得者不奉存候、尤御用中者朝鮮渡之銘々、自分之書通等は差留有之候故、外口より承知仕候儀も相成不申候、

一、信使來聘已年に者相違無之候得共、治定取極以前に何ぞ勝手にも可相成筋申立候譯等に而、私出勤致し評定難成譯合に而、退役にも到候儀哉と御尋被下、左様之儀も御座候は、不愼可申上候得共、左様申儀先相考不申候、繁右衛門打貫心得之勤振と、又流儀違譯密之心得は間に合不申より、退役に到候儀奉存候、

一、加納郷左衛門、先般朝鮮より歸國仕候譯申上候様被仰成下、是以如何之譯に御座候哉、在役中之儀に御座候得共、一向支配より不申聞、歸國方申遣候而後承知仕候、折角御用成心力相盡罷在、修聘使にも便に致し、隨分朝鮮人氣請も宜、御用濟日取にも相及居候處、故も無之爰元より歸國申付越、既に修聘使にも歸國之期も見候程に到、郷左衛門掛合に及居候ものを引取に相成歸國仕候、此被引取候者

何之譯に而候哉、是か流儀違候方に付候人之心得より之儀共に而者有之間敷哉、何共難落付儀共に奉存候、何之用向も不被申付案外之儀共に而、持役之儀に御座候故、勤定奉行に而出勤仕罷在候、尤着時分者少々相痛罷在候得共、段々快差繕出勤罷在候、郷左衛門歸國後者、掛合方改未だ歸國も不相知かご奉考候、併退役之身分遲滞之一件者、決而何共不奉存不申上候、手筋より御承知可被成下候、千田様方わ者、郷左衛門御舊懇之譯に而、御挨拶に罷出候筈に相心得候と相聞候得共、御用違か不相好向共はと考罷在、前後相恐罷出兼居候趣に相聞候、格別御用には出精之人に御座候得者、差而申上候儀は有之間敷候得共、御聲御掛被下、御伺も申上居候は、御用掛之儀に御座候故、又御用被仰付候儀も可有之儀に奉存候間、一昨日も御内々申上候儀共に御座候、將又私夜分に而も、密に御内々御旅宿へ罷上候様にも、御懇に被仰下候得共、忍而者無役之身分、人目人口を相恐候付罷上不申候、其段は不惡御汲分被成下候様奉願候、何事も萬端御國家之爲、且第一者御用御順路之儀而已奉至願候、不計退役

仕、公儀御達之御旨にも違候段、此場御用立不申段、殘心至極奉存恐入候次第、御賢察を以何事も宜奉願候、先者以愚筆漸と尊答奉申上候、乍恐御推量を以、御汲分被成下候様に只々奉願候、恐惶頓首、

十月廿六日
吉次郎様
新三郎様
黑岩最左衛門百拜

朱書
卯十一月十二日黑岩最左衛門返事
御懇書極密御厚情之儀難有奉存候、如尊命寒風昨今別而相慕候得共、益御勇健被成御座之段大悦奉存候、私引込罷在心中、御賢察被成下候段難有奉存候、八郎様加納郷左衛門方わ御出被下候段、夫に付郷左衛門打解御咄にも不被到、少々流儀改候歎と被思召候段、甚恐入候仕合奉存候、久々に拜顔も仕、其上近頃六箇敷時體向故に、申上度儀も成丈相愼候儀共哉と愚考仕候、聊以流儀は改候儀無御座候、追々心得方も御聞分可被成下候、猶打解難申上時體向は別内啓上仕候、將又江戸表わ被仰越候御儀に付、御時宜合に而私御用に付、御呼寄等之儀も御座候時、無子細罷登候儀心得御尋被成下難有奉

存候、當今之時體向に而は、御國家之安危不易程大
切に奉存候得共、可成道も無御座、公命之出居候來
聘御用掛も手數にも不相掛け、退役被申付候様之
儀、殘念千萬奉存候、然る處、右之御時宜合にも到
候は、誠に本望と奉存候、此御場之儀に而御座候
得共、速に罷登無此上仕合奉存候、乍□□共御座候
は、繁右衛門にも對面相叶、尙又申談度筋も數々
に而難有可奉存候、何事も大切急に望罷在候故、幸
に尊老様御方々御下向、對州之爲を思召、御厚き儀
御便に奉存罷在候、何事も一日一日と損は參候得
共、得者無御座候、時體向に付時月御延不被下御賢
計之儀奉恐願候、御箇條一日不願前彼有様を奉申
上候、尤申上候までも無御座候得共、不心得成と共
思召被成下候儀者、御用捨に被成下候様奉願上候、
一、來聘御用掛り勤居候ものを妨候企て有之様に
御考有之候旨、先達而御書通に相見候、右者杉村餘
類より邪魔を入候歟、又者何人之企に而候哉、御心
當承度候事、

右御答、杉村之餘類奸計を盡し候事者、不相止儀
と相考申候、是と差極め候儀有之候は、可差置

様も無御座候得共、自然と人氣之押移候に者入
ざる御用に而、對州之ものは難儀杯と風聞を致
させ、若や此御用か不出來様に相成候と、又直記
罷出候而、繁右衛門は直記か通杯と申ふらし申
候、此節來聘御用掛を差免候計、氏江兵庫計に而
御座候、御用掛も不蒙人、近來隠居之身分主君直
談に而再勤致し、惣支配に相成、一向來聘御用者
素より、近例公儀被仰出國家之政事向勝手向、共
に不辨に而、私に何事も敢計、是に付纏候出入之
人、杉村に釣合有之者次第に付け入申、三浦百助
と申者近來大目付に相成、既に私御役人様御方
御出入申様之無筋儀を申上込候など、御出入不
致者か御出入仕候様申なし、言上に而夫を兵庫
求馬取上、退役之端と仕申候儀共、而御座候、御
役人様之方御密談として御沙汰向引合候者、中
川奥右衛門に而御座候、此奥右衛門と申ものは、
半信半偽之者に而御座候、

一、已年信使差渡候に子細無之候上者格別、御家中
方當時來聘御掛之御手前を始、邪魔被致候等者有
之間敷、何故に候哉、若精忠之大森氏を始不首尾に

相成候は、又杉村方入替御用取扱候企に而も有
之候哉、

右御答、大森繁右衛門同意と申ものは、來聘御用
掛に而も何に而も、次第に退役に取計候勢に御
座候、先私退役後、氏江左織引込罷在候、兵庫と
親子不知に而御座候、郡奉行に而來聘御用掛有
田謙退役申付候、退役到らざるも皆不首尾と申
向に候、繁右衛門と不同意之銘々左之通、大浦左
兵衛、是者町奉行に候を、私代に用人役に申付、來
聘御用掛を用人に而、泉萬右衛門大島七左衛門
と申付、三浦百助を大目付來聘御用掛に申付候
通、又未申付候得共、杉村之餘類田中所左衛門杉
村司を與頭に沙汰し、仁位狩野介西山宅磨を郡
奉行に沙汰に而、主人迄家老中より伺に及候と
相聞、物頭に杉村縫殿、大目付に山川與左衛門を
申付、段々杉村之餘類か役人に相成、繁右衛門同
意之もの者退役仕候を以、御考も可被成下候、繁
右衛門を不首尾に致し、杉村家入替り御用取扱
候儀も、右を以御考可被成下候、

一、繁右衛門殿手に付被勤候面々者、段々に相除

き、杉村か餘黨手を廻す歟と御考之旨、御文通に相
見候、右者御心當之處承度事、

右御答、此御箇條者右に申上候同様故、申上候儀
も無御座候、村岡後室大分遠慮仕候と相聞候、併
全く其手者無之とは難申上、今は此手か氏江兵
庫に移候様奉愚考候、兵庫儀町人共に亂に内々
出銀等を申付、私に取遣候儀共、不得其意儀に御
座候、

一、牛田善兵衛と申もの、杉村方と馴合、朝鮮人不
審を生し候様通辨致し、彼方返書延引致し候様巧
み候歟之趣、大森氏甚氣遣候由、内々江戸より申越
候、此儀御心當者如何に候哉、
右御答、善兵衛と申もの者、直記取立之者にて、
様々沙汰有之ものに御座候、併愚なる者に而、格
別なる巧は出來不申者と、加納郷左衛門など申
候、如何様に沙汰不宜ものに御座候得者、繁右衛
門左も存候等に奉存候、近來者吉松善右衛門、吉
松右介、小田常四郎杯と申通辨之者、御用に者嫌
候者に候を差渡被申候儀共、是皆求馬計らひに
御座候、郷左衛門杯に者引取に相成、扱々不易儀

若心得違之者を右様に召仕、御用不調にも相成候時者、言語同斷之儀と奉存候、寔御用之主と相成居候繁右衛門、力にも不及儀かと奉感心候、
一、求馬殿とて、繁右衛門殿同腹に而有之候得者、今更何故流儀違に被相成候哉之事、其子細承度候、

右御答、求馬儀者元來繁右衛門懇談仕候儀も無之人に御座候處、去子年大目付役に申付、勤振も相應に有之、同年に家老に昇役被申付、來聘御用掛にも相同被差加候儀に而、繁右衛門功者之儀故、文通に而何か申談、相勤居候人に而御座候、段々之計方、役人之相撰候行方、私共同意に者不奉存候、御下向之御役人様御應對之申振り差圖方御用達を以而已仕、諸般繁右衛門御參會申上候と者違可申と奉存候、然者私共に而も御旅宿に罷上候儀、相嫌ひ候風に而御座候、其上繁右衛門の背候風、杉村家に付候ものを役人に沙汰申付候意を以、御賢察可被成下候、

一、來聘掛之内、手取之役人衆兩三人差免差扣等御申付有之との由、右御姓名致承知度候、尤何も繁右

衛門殿御隨身之人物に候哉、

右御答、是者公儀の名稱等申上候格之ものには無之候得共、祐筆方を相勤案書役人に而、御用之留書是に相預仕候ものに而御座候、兩人共に江戸表に而時々召仕、繁右衛門差圖も相受居候ものに御座候、隨身と申程に而も無之候得共、繁右衛門の氣服仕、相勤居候ものに而御座候、

一、修聘使昨年御渡着後、歸國手問取候に付、専ら先年約定之使簡者偽書之趣、御當所に而も沙汰有之候處、東萊府使書通請取、茶禮封進宴も無滞相濟候旨御申越に付、右偽書之沙汰一時に相止み候由、昨年之風聞に承申候、彌左様之趣去年中沙汰御聞及被成候哉、且當時もまた偽書と申取沙汰申觸之儀、御聞も被成候哉、是又承度事、

右御答、如何様偽書之取沙汰何方より申出し候哉、沙汰之沙汰をも承候得共、如命沙汰相止申候、寔不埒之者之成候儀と奉存候、當時者私に者其沙汰も先承知不仕候、

右乍恐御差圖に任せ、不願前後亂筆奉申上候、何分にも御國家之爲宜敷様、御取成之程奉願上候、頓

首、

十一月十二日

朱書
前同斷別封

内密別啓上仕候、近來之時躰向、繁右衛門の同意仕者は、何とか節を付、退役之沙汰に相考、退役之上に而、心得方に寄候は、府内にも不召置風に而、殊外相慎申儀に而御座候、私共にも病氣と申引込、此砌外出をも不仕、當時名も無之躰に而相凌罷在候、左様申儀に付、郷左衛門にも千田様御出被下候儀者、早速私にも爲相知候儀に御座候得共、當時之模様萬端相恐れ候由に申開候、既に御逢も可被下儀、八郎様小田孫六の御咄有之と、夫を早や孫六より家老共内に相通し何たる御咄共仕候哉、早や廻り氣懸り候様之儀に付、先何事も差扣候由に申開候、近日御出之御挨拶に、郷左衛門千田様の罷上可申、其時も先孫六同伴にて罷上候様仕廻り氣を拔置、時候之御伺と申、段々御親に相成御懇話も承知仕候心得と申開、不興千萬御内々申上も恐入候儀共に奉存候、素より不申上候而不叶儀にも及候は、何事も申上御用承知仕心得、御座候段も申開候、

乍憚不惡御聞被下置候様奉願候、

一、新三郎様の去夏時體向不相濟儀有之、出府方之儀御願申上候儀も有之候得共、被成兼候御儀者御懇に被仰聞、偏に對州御用場も少しも無障様、第一は繁右衛門を御用之柱と奉存、相勤罷在候様に御座候得者、其繁右衛門差圖を不受して不叶儀、且者新三郎様、繁右衛門御吹聴被下候儀に付而者、繁右衛門身分を相厭ひ候御内話被申上、次第に御懇意に被仰付候も、偏に繁右衛門同腹之ものと御心得被成下候儀、隨分近來に到候而者、吉次郎様御同様御懇話等も被成下、偏に御用中と申、萬端御國家之爲筋までも御咄被爲開承知仕、尙心得方も追々御内話奉申上、御用場御爲筋奉申上候様に而も被仰付候私に御座候處、左之通之風聞取揚に相成、其上奥右衛門より去夏新三郎様より、極密に被仰聞候由を、去九月に到り、書付を以支配共ね申出、失を以私に尋掛候得共、左様之覺無之段申開候處、其後者聊之譯を以役儀差免候、箇様之時體向に付候而者、何たる風聞もと相恐候儀共、乍恐御賢察被成下候、誠以御懇に御密に被仰聞候付、何事も不願恐失敬

成儀も奉申上候に付、必も何事も御開捨被成下候様偏に奉願候、今般奥右衛門出府仕、繁右衛門の何と申込候も難計、山越繁右衛門にも按するに、大森繁右衛門の誤寫なるへ不相分して、信偽之開違にとも相成儀も可有之哉と、是亦不易相心得罷在候、若や御用に而東武の御呼寄も被下候御時宜にも至候節、障候もの無之速に御呼被成下候儀を奉願望候、箇様に自分好みを申上候段、御汲取之程も奉恐入候得共、御内話を申上候儀故、不惡御聞入れ被成下候様、偏に以奉願上候、以上、

十一月十二日

十一月十四日加納郷左衛門方々、一同相談に而遣し候八郎名面に而文通、

昨夜は密々面會、大慶と申文言略之、

一、貴所様此節朝鮮より御歸國後、黒岩氏にも御退役、氏江御子息にも當時引籠、爰許に者大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧に候間、是にて萬端推察可致哉之旨被仰聞、右御内話を以得と致推察候處、修聘使歸國にも可被至處差留置、杉村隨身之衆中此節までに入替候に付而者、

斷成不禮誠に耻奉恐入候、何分御容恕奉仰候、然者二箇條之御尋被成下奉畏御請申上候、

一、私朝鮮より歸國後、黒岩氏退役、氏江息男にも當時引籠、爰許に而は大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧歟共御察被成候趣奉承知候、黒岩氏退役之所者、果而左様歟と考申候、其外之儀も是と可申上品者考當不申候得共、自然に黒岩氏に類し候哉に相考申候、氏江父之行形を考候に、親子之情他に異哉に相考、行作惡染之古流と相見申候、右之様子を以は御新禮之易地、同意不同意之心中何と可有御座候哉考知不申候、將亦修聘使歸國方之儀被仰成下候處、是は此節差當候儀は無御座候得共、年來追々に彼國歸服惣様に、共作書置候族は無之哉共被考候、自然之しからしむる體にて、綾をなし申たる事共者無御座候哉、且又事之體大森氏不首尾共相見候場に至候は、必定其虛に乗可申、其姿者何共相察不申候得共、大森氏跡を繼と申形に而者、決して參り申間敷相考申候、一、前文に隨ひ、猶又別に被相考候を以被仰成下候趣奉畏候、當時追々杉村之衆情發向に付、通辨之も

最初之掛合振不宜故、修聘使歸國延引など、申なし、彼是手間取候内に者、大森氏手筈違候故、江戸表不首尾に被相成可申、其虛に乗杉村方一統入替御現禮調候様、相巧候儀に而者無之哉と相考申候、一、前文被仰付候趣を以、猶亦別に相考候は、當時追々杉村方又發向に付、通辨之ものを以、是まで之掛合彼國にて不審起、返簡延引致し候様相巧み、已年來聘迎も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉、前箇條之行道に而は、來聘さへ年限通り相調候得者、大森氏左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧みを被掛候も、左而已無詮儀共相考申候、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と被存候、

右兩條察し之趣相違候而、其餘之儀も有之候は、

其譯得と被仰下候様致度候、最此儀如何成事に成行候共、御手前様御名前等決して出し不申、此段者御安心可被成候、以上、

十一月十四日
十一月十五日郷左衛門返書
昨夜者御書被成下候處、病中不得止之餘り言語同

のを以是まで掛合、彼國に而不審起り返簡致延引候様相巧み、已年來聘迎も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉と被仰下候、夫體之意味は只今起、只今行れ候と申形に而者有御座間敷、兼々植込置有之候に而者無御座候哉、且又來聘さへ年限通相調候得者、大森氏に左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧みを被盡候も、左而已無詮儀共御考被成、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と思召之趣奉畏候、其巧何れ共考者不仕候、然共杉村氏之衆情壯に相成候處に而、何之巧を入可申も難計、願敷所者一言半句も出候事之不相叶様有之候は、自然に正道被行候に置候筈歟と奉存候、扱亦已年聘禮之儀、御公邊思召により隨分無間違相調ひ可申、尤追々相延ひ候只今故、年延等之儀相願候により、思召を以御延被成候と申牒之儀者、思召次第之事に相見申候、

右兩條御尋に付、荒増を書載仕候、何事も宜御察可被成下候、以上、

十一月
卯十二月四日加納郷左衛門方、千田八郎より文通

之返書、

一、朝鮮國掛合年來追々に、彼國歸服惡敷様に作込置候族者、役人中之内誰々に候哉と御尋被成下、左に申上候、

先般通詞陶山彌七と申もの其證跡爲有し事に承候處、此者者敏く死去仕候、外に一人是者、模様を以專下墨候處に而、其證跡儘成處無之、此者は五人通詞相勤居候内之事に而、役差免候後連も罷渡、不思議に考付爲申事に承候は、泉庄藏と申ものに而候處、此砌如何之譯候哉、妻子も引連筑前筋の罷越居候由に承候、其外あれこれと考候ものも御座候得共、差極申上候程之儘成處も無之候事、

一、右姦謀を取計候衆之内、先達而差越候約定之書面は全く僞書に候哉、又僞書と申は取扱之風聞に候哉と有之候段、左に申上候、

僞書と號候物を僞書に爲仕候而は相濟不申、其道を相立候勤方役人心得之可有之處に而、眞僞之處差極難申上、只今之朝鮮體何と相極居候哉、事不明候得者卒忽に難申上候、

大森氏跡を繼と申形は、決して參申間敷と考之旨、先達之返書に相見候處、右跡繼を不申様に有之者、兵庫殿を始來聘御年延之取計ひ專に候哉と有之段、左に申上候、

大森氏之跡を全く打捨候と申には相成間敷、然共是迄之行道を體に仕候而は、次第次第に押行候をこそ、繼共可申候哉、是迄之形を押破り、道を新にして取繕と申候得は、又其意味違候様に覺申候、兎角大森氏事、御公命を請爰元々申遣候主意、決して違不申程に、御公儀より權を不被成下しては、御用全處に至兼可申、只此處不安苦念罷在事に御座候、右之難有御主意相備候は、事山口口至り御取捨之仰計に相加可申候哉、此段に至候而は閉口之場に奉存候、

一、戸田頼母押込に相成候哉之趣、右一體之人物は如何之氣性に候哉、且答之時節之事御尋被成下、左に申上候、

頼母儀、此御用を承身命をはめ出精仕居候事に考申候、如何なる故を以、右之沙汰に候哉考知不申候、時節は十一月初敷と覺申候、

一御書添に朝鮮在勤輕き面々に至、不首尾之儀御尋被成下、左に申上候、

右之頼母を始、最初より掛り之面々に而、頼母、早川惣助、通詞小田幾五郎、牛田善兵衛、吉松右助に有之候、

一、通詞小田常四郎、吉松右助、吉松善右衛門、右三人先達而朝鮮に被遣候處、右之もの共は御用には嫌ひに候者共に候由、黒岩氏より申上候由、左に申上候、

常四郎事は議聘使罷渡居候時分は專爲相勤者に候、然共意味惡敷心より歟、異様之體共相見申候、右助儀は頼母手に專相勤候ものに有之候、是又意味惡敷離れ候歟と相考申候、善右衛門儀は阿房に而、專人に被遣候と可申人物に候、但、右之外東田庄右衛門と申ものも被遣候由被仰下候、左に申上候、

庄右衛門儀は、堅固なる人物にて、是は善惡之無差別相勤候振に考申候、餘堅過變之用に通兼可申候哉、

右之參候譯は、何之爲に被遣候哉、

是は何之爲に被遣候と申處、考知不申候、一、先日御面會之砌、御内話之内朝鮮在勤中、餘程論合も被成候旨、右は彼國との立會にも候哉、又者詰合談合にも候哉と被仰下、左に申上候、

右之儀者、東萊府使に面談仕、御用之主意相立居候、其主意申貫置候事に有之候、

右御本文之外、引籠中に來聘無覺束不安心之様子等、其後耳に入候儀も候は、申上候様にこの御事、左に申上候、

來聘御用不熟と可號事可有之様も無御座、隨分子細無之ものに可至と心得罷在候、只彼方におひて、彼方之道筋之宜相立候處を相好み候歟と考申候、其被成方に候、つひ埒付可申、是を兼々惡敷氣取候様に致しなし置爲申、毒氣之些發し候處に可有之候、何事も御賢慮をこそ相願申上事に御座候、

十二月、或留書、

通航一覽卷之三十三終

通航一覽卷之三十四

朝鮮國部十

○宗氏通信使伺并掛合 文化度

文化五戊辰年正月、對馬國在勤御用掛御勘定久保田吉次郎等より、通聘延滞の始末探索等の事、江戸御用柳生主膳正等以下に、印封の書を贈る、この事、前冊に記す。

文化五戊辰年正月四日、古澤常吉仁位求馬按ずるに、古澤常吉は對馬國在勤の御小人目付なるへし、仁位求馬は宗茂功の老臣にて御用掛なり。同船に而、對府出帆の節、左之書面共常吉に相渡、江戸表柳生主膳正殿、遠山左衛門殿、佐野宇右衛門殿に申上候に付、此手紙は常吉大坂着之節、銅座詰御勘定山本雄三郎に爲相渡、六日限り使を以、御勘定所へ遣し、尤臨時に常吉歸府に付、其様子爲知候爲組頭へ申上す、
以切紙啓上仕候、然者先達而朝鮮表に、爲裁判役差渡有之候對馬守家來重松、此面より此度申越候儀に付、家老仁位求馬儀、急に江戸表に申出候

たし、大森繁右衛門相談之上、彼國に之掛合方相伺度旨に而、存念取計方等物語有之、右之子細可申開候、然處右者、兼々風聞も有之不容易儀に付、猶又密々其筋合相糺候之趣、且私とも評議仕取計候儀等、一通り書面を以申上候得共、品々入組候故、其譯合書面而已に而は、耽と難相分筋も可有御座奉存候に付、此度古澤常吉に、得と右之次第申合歸府爲仕候間、委細之儀は同人より可申上、此段被御開置、着之上可然御取計被成下候様仕度、右之段早々可申上如斯御座候、以上、
十二月廿九日 野中新三郎 印
久保田吉次郎 印

加 惣兵衛様
川 助左衛門様

按ずるに、御勘定組頭加藤惣兵衛、御徒目付組頭川村助左衛門にして、ともに御用掛なり。

本文組頭に遣候書狀之外、來聘相懸り同役にも、一通り案内申上す、
從是以下不殘常吉持參之覺、

易地聘禮約定之分、是迄往復之書翰者、全偽書之旨、今般裁判役申越候段、仁位求馬申開候趣、并同斷之始末内々相糺候子細、左に申上候、
十二月九日、按ずるに、前後の文によるに、また文化四年十二月なり。家老仁位求馬儀、私とも旅宿に罷越申開候は、兼而朝鮮表に差渡置候役人共より、彼國之事跡相變候儀無之旨、毎

每申越候得共、修聘使歸國兎角遅延仕候に付、當八月中爲韓事裁判用人、重松此面猶又差渡返翰催促爲仕、様子爲相糺候處、去々丑年按ずるに、文化二年。修聘使より年期約定之書翰、彼方に相渡候後、有無之沙汰不仕、去寅年五月に至、禮曹參判同參議より差越候返書と者文言彼國に而者、寛政六寅年延聘緩期之御約定後者、書翰之往復無之儀と心得居候處、存外之書翰到來、段々遂穿鑿候處、衆譯とも中間之奸曲に相違無之、依之其者其者罪科に處し候旨、右に付易申聘禮之儀、存も不寄趣之旨而已に付、其節講定役戸田頼母、都船主加納郷左衛門等、右書面取上げ不申、以前之趣意を懸懸合候故、彼方氣請を損し、却而埒明不申、依之其品を替裁判役和らかに懸合、去寅年之書翰、并傳令其外共請取差越之、右書面之趣

に而は、一向不同意に相見候へ共、朝鮮國都表に而も、實は易地聘禮不好義にも無之、併好譯之計策を基に致し、易地聘禮承引は難致候に付、別紙案之通、東武之思召に相違無之旨之書契差越候は、精一盃取計可申旨、判事共短簡相贈候旨、當十一月七日此面より巨細申越候間、主人始評議仕候處、右是迄彼國譯官共に欺れ候段者恐入候儀、然其裁判差渡候甲斐有之、右之實情相分候に付、時日を不移公儀に段々之次第申上、猶寛大之思召を以、今一應之懸合方御許容被成下候は、御令文を奉願、夫を以易地來聘、元來東武之思召に出候に相違無之旨を相示し、今更斷と申候而は、東武に申譯無之、對州急難之仕合に付、何分頼入候旨懸合候は、彼國にても年來隣好之儀故、見捨も仕間敷候に付、必定相調可申、右願御許容被仰出候に依ては、公儀御役人中、彼地に御越懸合方をも入御覽申度、左候得者、公儀よりも御役人被遣候と申儀、彼方にも相響、猶又取用之請方も宜可有之、右次第私共よりも同様、江戸表に申立有之候様相願候旨、求馬申開候、

一、仁位求馬儀者、是迄何事も相包不申開候處、前書之始末に限り申開候は、如何にも不審御座候に付、朝鮮表實事之筋承度、彼國より近來不首尾に而、呼戻に相成候都船主加納郷左衛門方、十二月十一日千田八郎より文通爲仕、密々面談仕置旨申遣候處、此者儀最早當時之成行を恐れ、其上大病人有之趣に而、面會斷候返書に付、猶手段評議仕候内、十二月十四日黒岩最左衛門方より難捨置儀有之、夜分密々相咄申度旨申越候間、早速面會候處、此節求馬江戸表の出府之儀、甚不容易次第に而、對馬守浮沈此一事に極り候に付、當時無役之身分ながら、主人之爲一應聞に入申度旨、右者寛政八辰年朝鮮之譯官使士正朴愈知と申者、對州の來候節、易地來聘之儀申達、翌年東萊府使より表向に懸合申來、其頃者繁右衛門國許に罷在萬事引受、易地之約定相調、其後繁右衛門江戸の出府仕候に付、對州之姦人朝鮮之譯官と馴合、彼地に而不審起り候様追追に仕成、最初之懸合は偽書と申觸し押詰め候所に而、去夏に至、修聘使の全偽書と申書面差出候處、頼母、郷左衛門一向取合不申、是迄之書翰偽書

と申され候は、東萊府の罷通り、府使の面談實否可相糺間、案内差出候様申達、當春セイシン堂と申所迄出張三日滯留、右返答を責候處、彼方大に迷惑之様子に而、東萊の罷通候儀は見合吳候様、何れ返簡出候様に可取計旨、判事共申之候に付、返簡さへ相渡候儀に候は、見合可申逆和館の引返し、追々責論仕候に付、最早不日に何と歎沙汰可有之一段に相成候砌、去る八月中求馬差圖に而裁判役相渡り、郷左衛門儀は手荒之懸合不宜旨に而引戻し、出勤差留置、朝鮮表は裁判より和らか一篇之懸合に罷成候間、去寅年按するに、文三年なり五月より彼是論談いたし居候偽書と申書翰、并傳令東萊釜山の附書判事共之經簡等裁判受取之、求馬の差越候に付、只今迄年來之懸合逸々不宜に相成、議定役戸田頼母、目付役早川惣助、其外通辭小田幾五郎、牛田差兵衛、吉松右助一同叱り、於和館隨に申付置、當時彼地に而は、裁判一人に而御用取扱罷在、求馬儀は偽書と申趣を表にいたし、主人の一了簡申立、此一件江戸より御越之御役人、并以酌庵も同意に付、江戸の伺可然段申開せ候に付、主人も早速許容致し候旨、甚以

不易事共に付、氏江左織、平田隼人等自注、邦助仕罷在、易地來聘元來骨折候者之よし、密々咄合歎息仕候由、染々と申開罷歸候、

一、右最左衛門存念推察仕候處、私ども儀も、一同求馬奸計に乗り候哉と存込、相知らせ心付け候儀にも可有之、何れに而前書内話之始末、兼々推察之意味に中り候得とも、求馬心中又如何様之考方可有之哉も難計、幸去る九日求馬申開候口上、此度江戸表出府申立候趣意同意に候は、私どもにも同様申立吳候様頼候は能き手懸りに付、求馬を招き申立方相談之體に而相尋候は、必定心服相咄可申と、十二月十六日相招、左之通尋問仕候、

朝鮮之書翰偽書と申儀、江戸表にも素より其沙汰有之候得とも、今更品能御申上有之候逆、容易に信用可有之筋無之、今度其子細被申立候には、御用調熟之節暇と相分り候儀有之候而之儀に候哉、

求馬答、暇と調熟相決し候とは難申候得とも、彼國に而も萬一御絶交等に相成候而は、清朝の對し難行立事狀有之候旨毎々相聞、去る八月裁

判差渡様子相糺候處、去年五月禮曹より之返簡并傳令等、修聘使受取不申押合居候故、却而遅々致し、右書翰之内、東武之御書契に而も參候は、相整可申哉に而相見へ、裁判より申越候にも、是迄宜懸合候判事共は、猶又和館詰越之儀東萊より申付候由に付、全く彼方にも調熟を好み候姿に有之、都而右和らか成取計に相成候は、十に七八は出來可仕旨に付、右を自當に而出府仕相候心得之旨申之候、

問、右之通に而は、兼々江戸對州朝鮮表三方一致之心得に而、自然謀書謀判など、彼國不筋申懸候節、正道に而貫き候繁右衛門殿示談と大に振候は、如何に候哉、

求馬答、右者、繁右衛門朝鮮表當時之事狀を不存候故、強く筋道を以懸合候節之申合に候得とも、近來彼國に而も、無據件々を申懸け候に至候得は、此方も又手を替、御令文を相願、和らかに懸合候方、順便之様子に相聞候に付、今般伺方罷出候儀に御座候、

問、朝鮮書翰之様子に以考候得者、彼國と對

州と譯官に欺れ候に付、奸譯共者致刑戮候、朝廷に而は甲寅年約定之通、按ずるに、甲寅は寛政七年なり、く、約定の始末、されども前册にも辨せしこと、等今詳ならず、舊例之來聘に心得居候旨、右間違は彼國奸譯之仕業と而已申之、聊も對州にもケ様之奸計とは書載無之候、然處、易地聘禮朝鮮不承知にては、東武の申譯無之、對州之立と不立と危急之場に付、何分頼入候段、御令文を被懸候而は、彼國之誤を對州に引受、此方より彼國の誤候に相當り可申、且御令文之御威光を以、懸合之趣に候得共、對州如此手を下げ、朝鮮に頼込候得者、公儀もやはり御手を下げられ、調熟一筋を御好被成候様而已に相響、左候而は今般手を替候取計に而、御威光を減し候方には當り申間敷哉、求馬答、右之趣意并前段繁右衛門、兼而示談之一件等者、公儀之思召次第に而御座候得者、今度出府仕相伺候迎も、強而和らか一筋可仕と申上候にも無之、二筋三筋にも議論を懸て相伺候積り、繁右衛門打合、其上に而免も角も御差圖次第、取計ひ候爲之由に、何歟二半に口を替答申間候、

右之外、品々申談候得とも、一向押所も無之、答振りに而、入組候事共に付、左候は、認被兼候意味も品々に付、此方よりも御普請役御小人目付之内、一人差立御同様申立候は、都合も宜可相分と申間候處、左様も有之候は、別而仕合候と喜悅之體に而罷歸候、

一、右求馬申口、去る九日面談之節、和らか一途之懸合に而調熟可仕と申間候口振とは相違仕、今日論談仕候處に而は、幾筋にも繁右衛門迄相談仕候積を以出府仕候旨申之、何とも不審之儀と咄合罷在候内、暮時頃黒岩最左衛門より密書到來、今日主人より、求馬出帆先つ見合候様申渡有之、委細は後刻密々罷出可申間旨に付、相待罷在候處、無程同人罷越申間候は、用人役高瀬五郎左衛門と申者、自注、本聘懸りに無之候得とも、繁右衛門同意之者に而、出場時向き不宜引込勝、罷在候由、今朝主人に目通り相願、此度江戸表に被差遣候御用向之次第、氏江左織引込中とは乍申、筆頭之儀に候得者、存込相談も可仕處、求馬より少々之相談も不仕、其餘來聘御用相動候者に者猶更不申間、同人一存に而出府仕候儀、何とも如何相聞わ、重大之御用筋に候得は、

廣く存意を被爲間候而後、御取計可然旨申演候處、對馬守答候者、右始末は江戸より被參候役々、并以酌庵にも求馬申談、一統承知之旨に付、出府申渡候得共、同職共にも相談いまた無之候は、先つ出帆見合之儀可申渡旨に而、差留に相成候段、最左衛門申聞、右内咄に而求馬一己之奸謀と申儀、私とも初而相察し、此上者氏江左織早々出勤有之様被取計、表向にて左織被參候は、得と談方も可有之、早速其筋被懸合候様申達相歸し申候、

但、最左衛門儀者、先便にも申上候通、正直一途之人物故、私共深く存込置候儀共者、同人に咄合不仕候、

一、同十八日夜、最左衛門罷越申間候者、昨十七日朝、求馬早めに罷出、主人に目通申込候處、家老一同相揃候上に而罷出申間候様、一人罷通候儀者可見合旨、側用人申達候に付相扣、無據一同相揃左織も出勤に而、主人目通に罷出候處、對馬守申候者、此度求馬江戸表に而出府爲致候儀、一同如何存候哉と相尋候に付、家老共答候者、御用向之子細求馬より相談も無之候得者、相辨不申候得共、朝鮮之事體

いまた六ヶ敷と申にも至不申候得者、此上精力を盡し懸合候方可然、東武に御伺に者先つ及間敷旨相答候由、其節求馬進出、今般江戸御役人中以酌庵にも内談相濟候上は、何れ被差遣御内伺有之候方と申張候由、猶又主人より、左織者如何存哉と相尋候處、同人答候は、私に迄病弱に而引込罷在、何事も不相辨候得とも、何れ評議を被懸候上、御思慮有之、求馬出帆可然と申候を以、然らば先一同之相談決し候迄、求馬出帆見合可申旨、重而差圖有之、夫より求馬不快と稱し引込候よし、右之通左織様子宜出勤に而、一兩日中表向に而罷出存意可申旨、最左衛門物語仕罷歸候、

一、同十九日、仁位求馬押而出勤、昨日論談之趣意、江戸御役人以酌庵にも申達候上は、事體不相濟、何れ不日に出帆致度旨申之、家老一同様々評議に相成、夜五時過迄對馬守屋敷に相詰、申談候得とも評決不仕、然る上は御役人より被申立候御用向、緩急之次第問合、右挨拶次第に而求馬出帆之遅速可被極、何れ明日左織儀御役人旅宿に罷越可掛合旨に而、其夜之評議者相濟候由、

一、同廿日晝時過、左織罷越一同面會仕候處、今度求馬江戸表に御用筋伺之爲罷出候に付、御一人御用に而御歸府も可有之旨、右は格別御急之筋に候哉、左候は、萬事差置求馬出府可爲仕候得とも、いまた調残りも有之、可相成候は、少々相廷候而も不苦候哉之旨申聞候、此方に而も畢竟、求馬被相伺候筋之内話有之、右一件入組書面に難認取、依之壹人差立候積申談候迄に而、其方調出來兼候は、少少延引不苦旨及答、夫より折入内話仕候處、求馬儀元來奸智之人物に而、同職一同不熟、殊繁右衛門存込とは甚相違仕、既朝鮮表に裁判差渡候後、講定役戸田頼母を始一統慎申付、専ら彼國望之通を取持、江戸表に申上候振合ひ仕組候處、昨日同職一同之評議之節者、兩様三様にも江戸に伺候杯と、辯舌に任せ申所、押詰之論難決、且又中川奥右衛門儀、心體如何敷者に而、求馬と無二に申談、先船奥右衛門出府之節、追付自分も出府仕へく段、求馬密談仕候段風聞も有之、右兩人示台、江戸表に者可申立哉も難計、萬一主人之浮沈に及び候始末等に至候而者、何とも殘念之儀、依之乍病中押而出勤不同意之趣

意申張候旨左織申聞、其存込甚尤に相聞候間、左候は、朝鮮懸合向、正道を以相貫候心得方了簡被致被爲見候様、此方之存込をも相談可致旨申談候處、近々書面に仕立持參可仕旨申聞候、
一、同廿六日夜、左織罷越兼而申聞候同人存込之朝鮮懸合向、別帳差出候處、按するに、この兼々繁右衛門書付下に見ゆ、兼々繁右衛門示談之振合、當時之模様を加へ、修聘使と裁判より強弱兩様を以、返翰を催促仕候致方、此方之理を以、彼國之非を責仕候趣に而、尤に相聞候に付、猶存念左之通相尋候、
求馬此方に被居候而は、萬端評議差支候哉、又者宜方に候哉、御用筋において如何被存候哉、
左織答、兼而も申入候通、諸般評議手入に相成、入組差支候に付、求馬居合せ不申候方、國許之爲に者甚宜旨、併此度一存之申立方、公邊御聞請次第に而、對馬守身分に拘り候儀、並老年之繁右衛門格別迷惑も可仕候得者、何分差留候心得に候旨申聞候、
問、求馬今般一存之趣意を以、出府被伺候趣に付、主人之爲を被存、強而差留被申候儀尤可然

候得とも、國許に被居候而者、諸般評議之差支に相成、御用便に相拘り候儀、且爲差筋も表向相見不申候に、役儀差免しとも、難被取計、并杉村氏之前蹤も有之候へは、假令無役に被相成候而も、何歎差障を生し可申、左候得者江戸表に出府被望候こそ幸之儀に付、跡々之始末駈と被取極、身命に懸け報國之趣意可被盡候は、其譯江戸表に拙者共申立、無何と御引留に相成、歸府無之候は、彌調熟之順便可被盡候哉、
左織答、右之通、御取計も有之候は、別紙に書載致し候筋を以、相盡し可申候、
問、裁判重松此面、并爲都船主今度差渡候岩崎右京、其外當表にも御用筋障候者、有無如何に候哉、
左織答、此面右京兩人者、素より隨身之者に付、求馬同意に者無之、當地求馬相除候得者、格別差障候者外に者先無之候、
前書之通左織赤心之意味を打明申聞候に付、猶私とも評議仕候處、同人儀是迄引込御用筋に、強而拘り無之存念等申候趣も相聞不申、勤向は打はま

り少く、且者何中手弱き様にも奉存候に付、兼而内内相探り候處、此儀も則求馬計ひより、右様成行候儀と相聞候、右譯は左織儀、元來連枝之家柄に而、對馬守頼により家老相勤候と申程之取扱故、國內に而者素より勢ひ有之、其上年若ながら存込正敷、此者筆頭に精勤致し居候而者、求馬自由に取扱候儀も難相成、依之、左織父兵庫當時隱居之身分に而、常々淫酒に耽り、父子之間柄不宜を見込、求馬吹擧致し家老筆頭に仕候故、兵庫時を得早速本宅に引移り、俾左織を別屋之隱居所に引移らせ、外聞不宜様に致し懸け、兵庫勤向之儀者、元來思慮も無之生質故、求馬助言而已を以、萬事取計ひ候間、左織儀何分勤兼候様罷成、殊に透を見合求馬密々間を入、對馬守手前を不首尾に仕候に付、不得止左織去る九月頃より全く引込候由、右之通主人と父と之兩人より罪を得候儀に候得者、引籠候筋合、誠無餘儀次第に相聞候、且又求馬儀者年輩と申、一體之容貌實體質素相見、挨拶柄文通向其甚丁寧に而、好惡有之人物とは更に相見不申、何れを承合候而も求馬を譏り候もの先者無之候處、此度之一件に而前

後得と勘辨仕候得者、以之外成奸智に而、第一繁右衛門是迄之取扱に非を打候得者、杉村之黨忽ち同意仕、追々集り候を以、手段を企黨與之内より繁右衛門同心之者、退役跡之役儀申付候而、一同を喜悅致させ置、扱前書之通自分手を下し不申して、筆頭之左織自分引籠候様取計ひ、此節に至り偽書と申を表に出し、主人始是迄之役々、年來朝鮮之奸譯に欺れ、不行届旨を以、公儀に申上、自分者文化元子年より之來聘御用懸りに候得者、以前仕拵へ密伏之取計ひ、唯今初而發明仕候と申筋を以身を逃れ、杉村直記と大森繁右衛門と致置候、黑白成風儀之外に、又別派之新流を立て、一己之功を顯し、後に國內壹人に可相成、其敷姦謀と相聞申候、然とも幸に左織儀、此節報國之忠志を盡し、是非に差留め、猶朝鮮之懸合を可盡と申張、追々前段本文に申上候次第に押移り候處、何れも偽書と申書簡朝鮮より受取、私共にも被爲見候上は、夫成りに可仕様無之儀と存候旨、私とも及挨拶候に付、求馬出府仕候に相決し候儀に候間、右求馬申上方御糺之上、彌彼國の手を下け相頼候様成不埒之筋にも御座候は

は、求馬並中川奥右衛門共、對馬守江戸屋敷に被御留置、自分文通等國許には堅く仕間敷旨、急度被仰渡御座候様仕度、右躰深く奸智を廻し候者とも故、歸國仕候は、杉村直記之類ひにて、又如何様之妨を生し可申哉も難計奉存候、尤對州表之儀は、左織儀頭取指揮仕候上者、別條も有之間敷、杉村か殘黨と申者共も聞へ候程には無御座、蠅之臭氣に聚り候に類し候族に而、勢を以拂候得者、直に散亂仕候に付、重役正敷御座候得は、少しも御氣遣成儀有之間敷と奉存候、乍去最早時月相迫り候に付、調熟仕候迎も巳年春之御間に合候様には如何可有御座候哉、今度求馬出帆へ仕候得は、早速朝鮮表には左織存込之強弱兩様を以、修聘使者裁判より爲懸合可申旨に付、たとひ萬一此上求馬心中に貯置候格別之奇計有之、御開濟に而其通りに懸合候様、被仰渡候儀に相成候とて、當時強弱兩様之懸合責論仕候故、敢而後々の障候筋も有之間敷、又兼々繁右衛門申上候道理之懸合方に被仰渡候時は、只今より前文之通相盡し候方、其之手操に御座候間、兎角時日を不移、朝鮮の懸合可然旨左織の申談置候、右

書面之外意味有之儀は、古澤常吉口上を以、猶申上候に而御座候、則求馬差出候朝鮮書翰寫一冊、同和解一冊、氏江左織存込、書面一冊共相添、此段奉申上候、以上、

十二月

文化四丁卯年九月、傳令訓別等、

二百年約條堅如金石、往復可否惟在於兩國朝廷、信使行止、是何等重大之事、而因奸譯輩之中間偽造、如是強迫、仍欲依其偽造者而施行之、此豈誠信相與之道、不但在我國、決是萬萬不可行之事、雖以馬州事東武之道言之、今於奸譯欺誣發覺之後、豈不以實狀詳告於東武乎、從前雖有極難之事、未嘗不曲從、彼人之所知也、至於此事則事體極重大、苟有萬不獲已之故、則自東武備陳事狀、更以書契來請猶或可也、否則我國譯官入去東武、親聽東武衙門之言、且辨明我國朝廷與馬島俱、被奸譯所欺誣之實狀、然後、受書契歸告我國朝廷、以待處分、方成事體不如此、雖馬島固不宜強迫、況大差豈可如是乎、今彼人之言、則惟恐奸譯之罪見知於東武者、然以此推之、東武似不知馬州之爲此舉也、我國既知東武不知、則豈可與

馬州相唯諾乎、信約爲重事體爲大、雖百番闌出、徒添彼人違約犯禁之科而已、規外裁判轉益煩擾、不送書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此、萬無所益、勿爲執迷、深悟事體道理之不當然、即即還歸之意、曉諭義判之處宜當者、

丁卯九月二十七日

傳令和解

二百年之約條金石之、往復之成否者、專兩國之公儀に關り候儀にて、信使東武の通り條と、對州に止り候とは、別て重大之儀に候、奸譯之輩中間之偽造に依て、是非偽造之通り取行はむと存候は、如何にも誠信之道とは離申、於我國決て被執行間敷は勿論、對州より東武に對候ても、此節に至り奸譯之欺誣露顯致し候上は、實狀を以詳に東武に可被申出候に候、以前より各別手入之儀も、是迄枉て任其意候は、彼國之人存知之前に候、此事に於ては、東武より委敷事情を伸、別て書契を懇請有之候は、又も假成之事に候、左し無之候は、我國譯官を東武に差遣、面り東武之申分を承り、扱又我國と對州いつれも、奸譯に欺れ候實辨致し候上、書契を請取、歸國之上朝廷に申出、都議に任せ候、其上にて筋道可相立事に候、此通に無之候ては、對州に致し候ても、元來々様に無様に差詰可被申儀にても無之候、勿論増て大差使よりは、彌以之事に候、對州之人申分之通に候得者、一筋に奸譯罪科之一段、東武に相知候を專恐候もの相見候を以推量致候得は、對州より無様に差詰候一段は、東

武には一向存無之ものと被存候、且於我國も東武之一向存無之儀を御承知之上は、對州計り之申分にては、決て領掌可有之儀にて無之候、通信之儀は、約定之言ひ事跡之言ひ、別て重大之事に候得者、此上出門等之儀、幾邊有之候而も、徒らに彼國之人、約條に背き制禁を犯し候と申迄に候、依而者不時裁判之渡海も、彌造作手入り有益し候と申ものさ、別書契も無之演達とのみ有之候を以相考候得者、彌以東武之一向存無之候處相見候、右之通に候ては、假令拾ヶ年掛り候ても、少も事跡道筋之急度々様にて無之筋を深く致得心、早々歸國に至り候様との趣、明白に裁判に可申達者也、

丁卯九月廿七日

傳令訓別

交隣之道、貴在誠信、兩國相與之際、雖片言半辭、不宜一毫杜撰以傷誠信本意、而今於奸譯伏法之後、援引其假托講張之說、遂欲因以成事者、已非道理、且況我國與江戸二百年、和好約定堅如金石、未嘗有毫末相失、而馬州不過居間一遵兩國之約以通往來而已、今忽以聘禮易地之請、委送使价三年不歸、殆若故生葛藤者、然其間許多說話俱欠誠實、我國與江戸有約、不欲輕變其舊、且懲奸譯之事有難許施、故已將此意備悉於書契中、以為答送、則為使者之道、當奉書還歸而已、馬州事勢若有萬不獲已之端、則以

此實狀報于東武、或以國書、或以書契、備盡委曲、更為來請、事體道理固當若是、而一向執拗迷不知返、設若當許之事、只因一价之言、萬無許之之理、其在使价之道、尤不當若是、須即奉書還歸、以此事狀詳告于島主、則島主必以為當然報于江戸、則江戸亦必以為當然、如是之後不必更事、逗留徒損事體、

丁卯年十月二十四日

修聘使の差出候傳令和解

交隣之道は、誠信を貴ひ候儀にて、兩國間之取遣り一言半句も得事にて、誠信をそこなひ候儀有之間敷事候、然に奸譯刑罪之後に至り、其者共之假り設候儀を以、實事に可致し申儀、先以道理に無之候、況我國江戸と二百年和好約定堅き事金石之とく、少し之間違入組も無之儀にて、對州之儀は、其間を取扱ひ、何事も兩國之約條に隨ひ可申事に候、俄に、禮易地之儀を以、使者差越三ヶ年致逗留、兎角入組難達を申起候趣、甚以誠實之道に無之候、我國之儀者、江戸と以前より輕々數舊約を變し中間敷段申組有之、其上奸譯之仕形に懲り候へば、中々望通難許容、依之其譯委曲返輸に書載候得者、請取致歸國候儀、使者勤之當然に候、對州之事勢不得止筋も有之候は、右之實狀を東武に申出、國書又書契にて、子細を詳に書載致し、重て可及懇望儀、事跡道理に叶可申を、一圖に申詰候段不得筋に候、萬一も相成筋に候は、使者之一言にて相濟に、不相成筋に於ては、使者之身分左様には有之間敷事に候、何分右之通返輸

請取、歸國之上、右之通太守の申出候は、極而左も可有之事と可被存、江戸の被及案内候て、是又當然之事に可有之候、然は使者逗留之儀は、於事跡無用之儀に候事、

丁卯十月廿四日

東萊合監傳令大槩騰書、覺

一 二百年約條堅如金石、往復可否、惟在於兩國朝廷、信使行止、是何重大之事、而因譯官之偽造施行之、此豈誠信相與之道乎、
 一 從前雖有極難之事、未嘗不曲從、彼人之所知也、至於此事事體極重大、苟有萬不獲已之故、自東武備陳事狀、更以書契來請可也、
 一 或我國渡海譯官、入去東武親聽東武衙門之言、且辨明我國朝廷與馬州俱被譯官所欺誣之實狀、然後受書契、歸告我國以待處分、方成事體、
 一 今彼人之言、則惟恐譯官之罪見知於東武者、然以此推之、東武似不知、則豈可與馬州相唯諾乎、
 一 規外裁判轉益煩擾、不言書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此無所益也、
 丁卯十月日

訓導敬天玄同知 別差明達崔判官

傳令和解

一 二百年之約條金石之とく、往復之承知不承知は、專兩國之朝に有之、信使之行き候と止り候とは、重大之儀に候、譯官之偽造に依て、是を執行ひ候は、誠信相交之道とは難申候、
 一 以前より各別手入之儀たりとも、此迄任而其意に任せ候は、彼人存知之前に候、此一事にあつては、事跡至極重大に候、若し萬々不得止之儀有之候は、東武より具に其情を陳し、別段書契を以て來り被請候は、假成之事に候、
 一 或は我國より譯官を東武に差越、而り東武之旨を承り、扱又我朝廷と對州と何れも、譯官に被欺候實情を明辨致し候上、書契を受取歸國之上、我國に申出處分に任せ候は、事跡相立候と可申事に候、
 一 唯今彼人之申分に候得者、一筋に譯官之罪科、東武に相知るを恐候と相見候を以、致推量候得者、東武にあつては、對州より此一事を申候事は、一向存知無之と相聞候、我國にあつても、東武之存知無之段相見候上は、對州と之掛合而已に候、御領掌可有之儀に而無之候、
 一 不時裁判之儀、彌造作を相増、書面を以不申候演達而已に而者、彌以東武之一向存知無之處相見、假令拾ヶ年掛り候而も、實益無之事に候、
 丁卯十月日

覺

一 修聘使公幹、今以傳令大槩觀之、更為來請為宜當

云、朝廷一出書契、尙無便動、故有妨國體、自然延抱矣、貴州時急事情聞之已久、俺等適爲日本判事、此時盡心力、而雖爲周旋、朝廷有時時之勢、公體無順便之意、俺等不及竭力、極爲恐怖、如此則尤爲遲滯、兩國順便之道、別般口詳量周旋、千萬幸甚、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知
別差明遠崔判官

大差使 都船主 尊公

兩譯書付和解

一修聘使御用向、傳令之趣を以相考候得者、御書直しに相成可然奉存候、朝廷より一旦被差出候書契者、動き申候而は國林に妨有之事に候故、只今之、こく及延引候、
貴州御差急之御事情者、深く致體察、其上我々日本判事之儀に御座候得者、御用向少しも油斷不仕候得とも、朝廷にも時々之勢有之候故、表向順便之道無御座候、此儀は我々力に不及儀に而恐入罷在、遲滯之儀に而も難相濟候故、兩國間順便之通、別段御了簡御周旋可被下候、

丁卯十一月

覺

一貴州時急事情今已稔知、若非別契無他好道理、別

書契出來、當極力周旋事、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知
別差明遠崔判官

裁判 尊公

裁判に差出候、

兩譯書付和解

一貴州御急之事情、委く體認仕候處、別而御書契不被差渡候而は、外に仕様無之、依而別に御書契御差渡被成候は、精一孟相働可申候事、

丁卯年十一月日

按するに、以上前の書面にいふところ、朝鮮書輪并和解なり、そのうち禮曹等の回書は、年代にしたがひて、前冊に出せり、
別書契參判書

塞威崇嚴、必惟貴國宰綬、本邦同揆、雖誦倍恒、因我大君殿下襲立、信使超溟、己巳之春際際諸敝州、新創聘禮、祇出東武懇旨、隨例遣修聘使、淹留約將三期、具詰問有事故、覆帖至來、象官欺蔽、恐生疊弊、統綱之曷止、竊以馳聞東武、有悉延滯之由、爰命慶禮、禮聘儀載完因使申款、敝州慶興一係、回書之應否、詮普鄙哀、別以正官姓名轉達之、明察敝州急難之情、邇速順便修答、尙价過道、鄰誼愈篤、非儀別錄、聊表遐悃、莞納幸甚、統希丙焯肅此、不備、

別書契和解

嚴寒之時分に御座候得とも、嗣可爲御平安珍重存候、然者、大君殿下御襲立に付、信使渡海之期、己巳之春對州迄御越、聘禮被相整候様、新に東武より被仰出候に付、例之通修聘使差渡候處、三ヶ年及逗留子細も有之哉に相考居候折節、御返輪相達譯官とも計策も有之たる段、兩國入組之其驚入たる次第に候、則内々東武に言上、修聘使遲滯之譯御間届之上被仰出候者、慶禮之儀は及延引候而も、聘禮之宜相濟候様、重而先般之通、申向候儀との御事に御座候は、此儀は御順諾之有無に依り、對州之立に不立に相係り候事故、別に正官何某を以、此方實情を申入候に付、急難之事情御明察之上、御用向順便之御返輪に差越、信使被差渡候は、御鄰誼にむめて大幸之儀可有之候、隨而輕滯之至候得とも、別錄之通致進覽之候、

按するに、この書年代を載せされとも、文中信使來聘の時節、己巳の春と仰出されしにより、修聘使を渡し、三年遲滯に及ぶ云云とあれば、これは文化四年の草稿なるへし、されとも前の書面中に載する久保田吉次郎等、仁位求馬と問答の條に、對州より手を下けて、この國に頼入る事は公儀よりせらるるも、同様の理に當るべきなきのみえたるは、この別書契は、かれに贈らざりし、但し、これらの事ありしにより、文化六年にいたりて、この譯官使等渡海ありて、通聘の事を講定ありしものか、その間の事實、今もに考へたし、

書付扣

朱書

本書に如此短冊美濃紙に而張付遣す、
氏江左織朝鮮表掛合方存込之趣、認差越候書面、朝鮮御用件之趣、近來に至追々申來候次第に依、今

般求馬儀、急出府被申付、既に上船にも至候處、猶又主人三思いたし、心付之品有之候、依其段私とも此上深致評議候様被申付候に付、折返し加評議候處、右御用篇之儀、繁右衛門初發より全篇心得居候處より、多年心膽を碎罷在、何分調熟之道相盡方追追存寄等も申越候次第も有之、彌此上入組等相生候節者、公儀に申上候階梯差等有之儀勿論に候、則繁右衛門にも、其段は深く相心得居候處、しかと不調杯と表立奉申上候段、御聞得之程何と可被爲御座在候哉、甚以大切不安次第、主人にも千辛萬苦筋道を相立、道理を盡し詰候下知方に依、我々とも心力を相盡、誠繁右衛門方にも曳如く内心を致示談罷在候、然る中不圖求馬致出府候而者、事之不行届とも可申筋に相見、嗚以致當惑候儀哉と愚考仕候處より、則主人存念通、今少し出府見合可然と同意仕候儀に御座候、此上とても尙又書狀を以委細申越、得と繁右衛門了簡等も承り候上、彌以此上存寄無之と申に至候節は、事之筋道を明白に相札詰候上に而、出府爲致可然と之存念に御座候、扱又此節求馬出府之儀、於私に致不同意候譯者、外に愚意

之品有之たる儀に御座候、私儀右御用掛之儀、近來
 に至則當職被申付候上按するに、氏江左而按するに、氏江左相勤罷在
 候處、先最初に以御内密易地之御用蒙仰居、其後に
 至追々朝鮮國承諾相濟、既に禮曹より謝書迄差渡、
 日を追而終に年期迄も及御議定候上、御國中今程
 者御打出しに相成、已年春來聘之儀被仰達置たる
 御事に御座候、然處に其譯筋も相立不申、不相調杯
 と申儀、公邊に而其分に被相濟間敷儀、自分に取累
 代蒙仰居候御役儀之詮、更に相立不申、私式公牀を
 計申上事、不遜之至奉恐入候得とも、若者御持扱な
 る御儀共に至り申間敷候哉と、誠以私共に至恐怖
 戰慄此事に御座候、依而者餘事を差置、公義之御威
 光に不相抱處を相盡、異國之僞欺を請候處之無之
 様、出精不仕候而難相濟段、勿論之儀に御座候、此
 上對州一篇之力に而者、尖に御順成難相成趣に而、
 公邊に被申上候程之譯筋たに相立候は、其節誠
 に不得止事表立奉申上、御賢明之御沙汰を、彼國に
 申達方之義、御差圖之品可被成御座候哉、彌承諾拒
 詰候場に至候は、是則不調と申場に而可有御座
 候得とも、いまた兩端睨と相見不申處、假にも不調

と可申立儀に努々有之間敷、繁右衛門儀折角心膽
 を碎、乍恐も御用御掛之御方様方迄、御慈恩を蒙罷
 在候處も、不益に相成候と申ものにも、殊更順成之
 儀、若今改而主人より相頼候杯と申に相成候時者、
 此儀急度順成と申見通相成儀に無御座、手に取候
 論に而無之致愚考候付、出府之儀押而致不同意候
 儀に御座候、私儀右御用掛り者勿論、職分之勤とも
 に近年之儀、勤掛以前之儀者何れも書面に而、事之
 行道相心得候迄に而、事情に不行届儀も可有之、其
 處至而不安相考、素り同役内年輩も有之、評論を承
 り候上に者御座候得とも、生得短才に有之殘念仕
 候儀勝に御座候、

朝鮮御用盡し方之大意

先般修聘使之書契相渡候後、三ヶ年に至返輸入送
 段々相滞候付、追々使者より及責論候處、頓而回下
 至來可致候而已申出、時月を延急場不致候に付、東
 萊府宴席に罷出候節、先都船主加納郷左衛門出席、
 是迄奸譯之僞欺に起り、段々申出件々大に及論談
 候次第、別紙之通に候得とも、彼國例俗強而拒争を
 不相設、如何様御尤、又者其儀者朝議に出候事と申

通れ、此方之役々屈憤之時を待候、論談主客を立直
 し候奸策と相見、年期者次第に日間廻り候に付、理
 非之論談は差置、急場之爲と申を以、幹事裁判得重
 松此面差渡、右争論之中に入、若も貴國內々難澁筋
 も有之儀に候は、又此方聞請可申、返翰相滞候而
 者、東武之首尾合至而大切に有之、貴國之奸譯より
 して、對州之迷惑不首尾、國家之浮沈難計、是迄御
 交誼御誠信において、何と御心得可被下哉、押詰東
 武此上之御沙汰向、大切至極恐入たる事情を致舛
 認、何分順成之道を双方致和調候爲、差渡たると申
 大意を以、只其事之成り候一宜を計り、此面儀良媒
 之姿を以、色々温厚之道を以掛合候處より、彼國之
 意内をも相談し、別書契之心付等任譯より申出、其
 姿者致熱談候體にも相見候得とも、急度儘に相調
 候的とも相見不申、柱礎者矢張右不應之返翰を相
 渡、修聘使を引取らせ、跡は其身共注文を出し望通
 に相計候巧共には有之間敷哉、不應之返翰を相渡
 候而、一端道理を立、其跡は直に奉應上命候儀、儘
 に見通し度候得とも、此儀考量難相成、當時は修聘
 使方之論談を相止め、裁判方に致熱談候と申姿に

仕、時月を重是と其益相見不申、兎角已之春に及候
 は、何と哉掛合を起可申と見計り候底意共に者
 無之哉共相考、誠以難相濟行形に御座候、然處右
 不應之書面主人一覽被致候而は、箇様之不心得成
 返答を、東武に可差上役筋に無之候付、一應も再應
 も三應も責論差詰、又者論達を盡度、是則又々修聘
 使より強く爲掛合見度存付候儀に而、折節都船主
 を引換に代岩崎右京を召仕候付、新に論談と可相
 設機會哉と致愚考候、扱又易地之儀は、是迄色々論
 談を立、追々仕盡候末に御座候得は、此節修聘使を
 以可懸台議論之礎也、抑右返翰之書中、似せ手形謀
 書等之奸譯有之たる段被仰聞候、兩國間之御交書
 翰圖書を以爲證、御互に相交候儀、數百年間少も間
 違候儀無之、御通交致連續候儀者、今更新に言迄も
 なく候、然に名體奸譯之計ひに而、御隣交重大之御
 役筋間違生し、一向朝廷に御存知無之段被仰聞、い
 かにも易地之次第奸譯之謀計に而、朝廷御存知無
 之筋被仰分方有之相貫も可致歟、若哉聘禮古格に
 復候様に致旋力候爲、此返翰を東武に致稟啓候
 時、右昌地者一編之聘禮に而、本源之御通交之格是

迄之通に而は、兩國間奸謀之族重而相生間敷に無之、左候へは後來奸惡之患を被恐、於公儀に御隣交之手敷を新に被相設、以來は禮曹之御書契を請候使者は、王京の罷登候様被及御相談外無之、兩國之間に取重大之御談筋たに間違相生候段は、扱々御互に不安次第不及言句事に候、依而は禮曹之書は、則禮曹之於院中受之、東萊釜山之書は其榻前にて請取候様相改、使者は王京の罷越候様被及御談、口口節目講定之上、是迄之姿此節御改革被仰出、長く兩國之間、奸惡之患無之様にして、御交誼を可被結との御誠意被仰出候は、易地之儀者御隣交相立候中之一大禮に而、根元御通交之大本、御改革之御議論可相生、其節貴國においても不安儀哉と相考候、是則被仰下候通、按するに、これ前に出す文化三年五月禮曹趙德潤の回書をさすなり、國家を立候者、禮義を第一とする之御厚意に候、兩國間奸僞之儀者、此節貴國より初而被仰越候得者、右之御誠意者其節何分御請可有之候、萬一其儀をも等閑に御心得有之、御請無之共押移候は、若者御絶交之儀相生間敷に無之、於貴國其覺悟者素り之儀に候、對州之儀數百年之間之御交誼爰に破談

に及候に至候段、扱々歎息無限次第に候、御和交之儀、大權現様より祖先義智に被命、誠に紛骨之勞を以、漸く被相結今以致連續居候儀、當義功代に至り御絶交にも相成候様成行候儀、大權現様之御神慮を被恐、且は義智に之孝道を被欠、此節祖先之遺命を水に相成し候而者、悲歎不少儀に候、貴國におゐては、右奸譯之次第を以、易地之子細被仰開候得とも、易地者左に成、御隣交之御改革右に出可申、吹毛之御過とも可申と存候、其餘様々可及論談候得とも、此大綱之一條を以致論談、今にしては貴國と對州と之交り厚き處之誠信を以、大意として相盡候様、修聘使に申達、其趣及責論候は、必定如何例彼國返答之成兼候儀は、先々脇に直し裁判に打掛、右體別條異難之懸合相生候而は、彌朝廷に怒氣相生、易地之御用、御順調無覺束環と可相拒哉、裁判儀者兩國之際、只々和順を腹膺し、修聘使之強きに隨、裁判は温和を以、彼方に而は御用を相熟し候處を相心得、右と左より強弱を相盡させ見度、即今之勢は全く右も左も、只々腫物を扱候如く、和順和順と相心得候付、折角相盡候裁判の方、和順却て力を

得不申者には無之候哉、修聘使より及責論候は、裁判方之温和忽ち益を生し可申哉に相考候、乍然此件々聊以見通し相成候儀者、毛頭も無之候得とも、先是迄右様之懸合は不致候付、若萬一も是より談儀之道を開可申哉、誠に暗夜に礫を打候管見愚考を少相認見候、以上、或留書、○按するに、久保田吉次郎、野考をもして、氏江左織之内談を述べ、文化五年仁位求馬を、江戸に出府せしめしなり、然れば、江戸に於いて、後必その御處置ありしなるへけれども詳ならず、たゞ、柳營日記に、文化六年十二月宗對馬守家來吟味の事により、寺社奉行吟味物調役星野三郎等三人に、賜ものあるをみれば、是疑らくは、同人家來にて來聘御用掛のうら、この仁位求馬のこき好談の輩、及び前册に取めし同書に、文化四年十二月四日加納補左衛門より、御普請役千田八郎に答へし書中に載する、對馬國通調役の國と掛合中、漸々惡計を醸せしもの等の、御吟味ありしに於いての事にや、されどもその事、柳營日記の外、更に所見なければ、たゞ推考のみなり、今姑らくその書か、下に附記し

右於御右筆部屋縁類、備前守按するに、老申渡之、柳營文化六年七月十日、用達小田孫六より差出す、來聘御用掛役々名前、
氏江左織 平田隼人
古川 圖書 當病等之節、相動候様申付
仁位求馬 同 小野直衛
江戶の差置 大森繁藏
按するに、前の書簡中みな繁右衛門とあり、誤寫なるにや、
講定役、持役與頭、
戸田頼母 與頭 大浦兵左衛門
勝手方印判役
多田源右衛門 用人 原宅右衛門
重松此面 大目付 大島七左衛門
泉萬右衛門 大目付 鈴木矢柄
表用人、留守居、兼
吉村織衛 幾度次左衛門
留守居助役
小島宇左衛門 大勘定 小田孫六

- 金貳枚 寺社奉行吟味物調役 御勘定組頭格 星野鐵三郎
- 同壹枚 寺社奉行吟味物調役 吉田源次郎
- 銀五枚 同 清水兵藏

- 宗對馬守家來吟味致久々出精相勤候に付被下之

留守居、江戸の差置	柴田左仲	町奉行	岩崎右京
江月外記	幾度九左衛門	勘定奉行	加納郷左衛門
山下覺次郎	平井八之允	郡奉行	津江彦右衛門
大東茂右衛門	早川長左衛門	船奉行	朝鮮方頭役
平山次郎左衛門	田口秀之進	江月の差置、佐筆頭、留守居助役兼、	朝鮮方添役
中川奥右衛門	八木九左衛門	案書役	堀江幾左衛門
惣島種右衛門	長留藤右衛門	堀江幾左衛門	惣島種右衛門
財部十藏	大浦甚五右衛門	日記役	島居與八郎
島居與八郎	志田平兵衛	朝鮮方案書役	長屋茂兵衛
長屋茂兵衛	清原逸平	眞文役	田口彦左衛門
龜川登藏	早田甚八	同佐筆	阿比留久右衛門
田口彦左衛門	根下貢	眞文役	阿比留久右衛門
落合與兵衛			

同書手役	波多野番作	土井善治
阿比留彦右衛門	平間宇右衛門	小茂田縫右衛門
阿比留庄藏	河村與三治	井手彌右衛門
春日與七左衛門	春日與七左衛門	山岡作右衛門
輔澤忠右衛門	中村次郎右衛門	吉川作之平
東田正右衛門	久光市次郎	船奉行手代
圓島茂兵衛	圓島茂兵衛	吉村萬吉
		阿比留伊右衛門
		大目付書手役
		小島種七
		吉松善右衛門
		安武忠兵衛

右之通御座候、以上、
 已七月 小野某所蔵留書、○按するに、この書は、
 文化六年七月、かの國より譯官使對馬國に渡來し、聘
 事禮式等を講定あり、これ、易地聘禮の事、かの國にて承諾
 も辨せしこと、この間往復の事等詳ならず、その講定の書に、前
 使は正副從の三員をせしめん、然れば上々官も一員を加へ、三人とせ
 ることあり、終に上々官の三員は、許容せられし、正副のみにて從事

官の一員は書かれしなり、また聘禮年期も後、彼此講定して文化八年
 五月に決せられしなるへし、すへてこれらの事、本邦よりの講定書
 類更に所見なければ、今強て論じ、猶來聘御用掛、附
 御書付類御褒美等の條、及び信使聘禮の條併せみるへし、
 文化六年七月

聘禮節目講定件々之内譯官使申聞候眞文寫并和解
 覺、

- 一 兩國國書奉安行禮時、彼此一同磨鍊、
- 一 朝鮮國聘使以三使磨鍊、
- 一 上上官亦以三員磨鍊、
- 一 儲君前別幅人參限三劔磨鍊、
- 一 信使一行人員無過三百五十人、
- 一 他餘一依節目施行、

己巳七月日

渡海堂上官 敬天 玄同知 印
 明遠 崔兪知 印
 堂下官 玉汝 卞判官 印

一 兩國國書奉安行禮、御双方御一樣に御相談仕度
 事、

一 朝鮮國之聘使三使を差渡候様、御相談仕度事、
 一 上上官是亦三人差渡候様、御相談仕度事、

一大納言様御別幅人參三斤に相極候様、御相談仕
 度事、

- 一 信使一行之人數、三百五十人に過き不申事、
- 一 其餘者、節目之通取行可被申事、

己巳七月日

渡海堂上官 敬天 玄同知 印
 明遠 崔兪知 印
 堂下官 玉汝 卞判官 印

聘禮節目講定之件々委細拜見仕候處、何れも御筋
 相立居候事故、其趣朝廷に相達候様可仕候、今般御
 面談之上御渡被下候書付に御座候得者、子細無之
 事に御座候間、決定之上悉皆御返答に被及候様、何
 分周旋可仕事、

己巳七月日

信使渡海明年春間、物件未備、夏間一行苦狀、九十

月入送之事、亦一番通告我國後決定事、

敬天 渡海堂上官
明遠 玄同知 印
玉汝 堂下官
下判官 印

覺

信使渡海之儀、明年春之間は諸用意相揃不申、夏之間者一行も難儀仕候間、九月差渡方一と先我國に被仰告候後、御決定可被下事、

己巳七月日

交隣以後、如有信使以三使臣致賀、重其事之道以省弊本意、設若易地送其三使可也、正副從三員一様體面、而送兩使則其爲東武至極失禮、依前送三使事、追日、前日事情想有聞知、而今番渡海亦有信使易地面譚者、掃除萬事、每事順便幸甚、追日、送三使則上官一員加差、下率無過三百五十八人事、

渡海堂上官
敬天 玄同知 印
明遠 崔愈知 印

玉汝 堂下官
下判官 印

覺

御交隣以來、信使之節三使臣を以、御賀詞被申上候者、其事を被重候道に而、省弊之本意を以、たとい易地に相成候共、三使を被差渡候方可然と奉存候、正副從三員に相成候得者、一様に見掛も宜く、兩使被差送候而者、東武に奉對、至極失禮之事御座候間、先形之通三使可被差渡事、

追日、先達而之事情者、御承知之儀と存奉候、依之今般譯官を以、信使易地之御面談申上候に付而者、萬事さつはりと物毎御順使に御取計被下候は、可忝候、

追日、三使被差渡候は、上上官も一人差加可被申、尤召連候下人者三百五十人に過不申事、

己巳七月小野某印

通航一覽卷之三十四終

通航一覽卷之三十五

朝鮮國部十一

○來聘御用掛御書 御褒美等

從慶長度、至天和度、
按するに、御用掛のうち、信使來往旅中の御馳走入は、かの宿泊感息の次第に關係せるを以て、その命せられし日次詳ならざるは、今多分信使參向道中、及び信使歸國道中の條に出ず、併せ見るへし、

慶長十二丁未年、朝鮮國通信使來聘、五月江戸城に、元和三丁巳年同斷、八月廿六日、伏見城に、寛永十三丙子年、同斷十二月十三日、江戸御用掛を命せらる、寛永元年の事今見戸に於いて聘禮、

慶長十二丁未年

大德寺旅宿

奉行

板倉伊賀守 守は京都所司代勝重なり、

慶長十二年三月廿五日、駿府普請衆中、濱松、掛川、吉田、岡崎衆、按するに、遠江國濱松城主松平左馬允忠朝、同國吉田城主松平豐後守康重の人夫をいふなり、高麗人爲馳走本國に被返、芝蔭頭家清、同國岡崎城主本多長年、天元日記、官本當り記等、日次異同あり、慶長見聞録、十三本慶長日記、按するに、慶長十二年三月廿五日、朝鮮信使駿武へ可遂來聘ゆへ、驛次夫馬等を役すへき爲に、岡崎、吉田、濱

松、掛川以下の入夫は、是を歸し遣はし給ふ、
元和三丁巳年八月

大德寺旅宿

執事
本多上野介正純

奉行

板倉伊賀守勝重

松平右衛門佐正之

伊丹喜助康勝慶延、

紀年錄○按するに、右衛門佐正之助は、今の御勘定奉行の職たり、
寛永十三年十月八日、朝鮮人來朝之剋、於江戸御馳走之儀、安藤右京進、脇坂淡路守兩輩被仰付之云々、或書載寛永日記、

寛永十三年十一月十日、今日朝鮮人來朝す、宗對馬守義成相伴之、此儀當四月始より有御沙汰、西國中

國之諸大名に奉書出、大略其趣者、
一筆令啓候、當年八月從朝鮮國信使來朝候、就夫於領内萬馳走之義、可爲如去未歲候、按するに、慶長來朝之人數、普立、今日宗對馬守先達而可差越候、膳部之献立別紙に記之遣之候、自然彼船遭風波之難相定泊之外、何れ之地に令着岸候共、其所之船出之、綱錠カ、水薪等無滯様に、前廉可申付候、恐々謹言、

四月十六日

酒井讚岐守
土井大炊頭忠勝

松平新太郎殿、寛明日記

寛永二十癸未年、朝鮮の信使來聘御用掛、及ひその職により任叙の輩あり、信使登城聘禮ありしは、七月廿八日なり、

寛永二十癸未年四月七日、今度朝鮮人來朝付而、在江戸中馳走之儀、加藤出羽守被仰付旨、老中被申渡之、寛明日記

寛永二十年五月十九日、唐人下向に付、北條久太郎榊原市郎右衛門、大坂迄道中見廻御使に被遣之、

同年七月酒井河内守は侍從、牧内匠は四品諸大夫に被仰付候、以上、御徒頭無名氏之記、○按するに、河内守は忠行なるへし、牧内匠は牧野内匠頭信成なり、また

按するに、諸大夫の上、恐らくは人名を脱せしなるへし、これにも信使來聘によりてなればなり、
寛永二十年七月七日、信使本誓寺に入、岡部美濃守加藤出羽守馳走奉行被仰付、按するに、前書に加藤のみを日に命せられたるへし、安藤右京進松平出羽守も、按するに、安藤重長、松平勝隆は、御用掛寺社奉行なり、時々順檢すへきよし被仰付、朝鮮使來聘記、○た着館以前命せられしなへければ、こゝに出す、

明暦元乙未年、信使來聘により御用掛を命せらる、月八日登城聘禮行はる、○是より以上御褒美の事さらに所見なし、

明暦元乙未年三月朔日、江原與右衛門、佐藤勘右衛門、

柘植右衛門佐事、由比按するに、由井なり、清見寺之間、さつ丸山之道、按するに、正慶承明記には、悪きに付而、往行能油比薩原之山道あり、

様は普請可仕旨奉行被仰付之、是頓而朝鮮人來候御用之由、朝鮮使來聘記、正慶承明記

明暦元年三月朔日

石川彌左衛門
妻木傳兵衛

右當八月朝鮮使參向に付、江戸より大坂迄道見分として可被遣旨、御日記、正慶承明記

明暦元年三月二日

石川彌左衛門
妻木傳兵衛

右兩人、東海道を大坂迄之道筋見廻可申付旨、是者八月に朝鮮人來朝に付被仰付候、

江原與右衛門
佐藤勘右衛門

柘植右衛門佐

右三人者、由井蒲原之山道筋能可仕之旨被仰付、按するに、この書二日に係しは誤りなるへし、

同年同月廿八日、石川彌左衛門妻木傳兵衛、是は朝鮮人當秋參候に付、大坂迄之道筋見分爲御暇出る、以上、寛明日記、

明暦元年三月廿八日

一 御暇金三枚、時ふく二 石川彌左衛門
一同斷 妻木傳兵衛

右兩人、朝鮮人來朝に付、大坂迄道橋爲見分被遣に付、御日記

明暦元年六月廿六日、朝鮮人迎に岡崎迄可被遣之旨、松平伊豆守按するに、老中信綱、申達之、御先手頭

岡野權左衛門御日記、正慶承明記、

明暦元年八月廿一日、朝鮮人迎之爲御暇被下、寛明日記

金三枚、帷子單物羽織壹、岡野權左衛門御日記、

明暦元年八月廿一日、岡野權左衛門事、朝鮮人迎に暇被下之、御日記

岡崎迄御暇、黄金三枚時服三被下之、朝鮮使來聘記、

明暦元年十月廿三日

金五枚つゝ、大坂御目付代御暇御手洗四兵衛
朝鮮人先達而可參旨、坂井八郎兵衛御日記、
信使江戸旅館、ならひに道中御饗應、及ひ乘馬等の事、尾紀御兩家をはしめ諸大名に仰付らる、

明暦元年四月晦日、當八月朝鮮人來朝に付、各以領内馳走可仕旨被仰付其乘、

松平新太郎 松平安藝守
松平大膳大夫 松平右衛門佐
松平山城守 松平式部

松浦肥前守 青山大膳亮寛明日記

明暦元年六月七日、已後剋黑書院出御
時服二十 石川主殿頭
時服五羽折 青山大膳亮

朝鮮人來朝之節、馳走依爲役人、在所に御暇被下之、按するに、石川主殿頭昌勝は、伊勢國龜山城主、青山大膳亮、亮幸利は攝津尼崎城主なり、その御馳走所は下に見ゆ、次に、

時服三羽折 板倉甚太郎
新居に而、兄主水正一所に右之馳走可仕旨に而、御暇被下之、

同月八日、朝鮮人來朝に付、所々御馳走被仰付面々、
 江尻 京極刑部少輔高知、戸澤能登守政涉○
 吉原 黒田甲斐守長興○三島 中川山城守
 久清、相良壹岐守頼寛○大磯 黒田市正長興
 ○藤澤 大村因幡守純長、松平市正重頼○神
 奈川 細川丹後守行孝、小出大和守吉英○品
 川 溝口出雲守宣直、松平主殿頭忠房○江戸
 岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興○糟壁 細
 川豊前守興隆、本多飛騨守直昭○越谷 伊達
 兵部少輔宗勝○栗橋 青木甲斐守重兼○日光
 松平周防守康映
 同月廿四日、朝鮮人御馳走衆、
 兵庫 青山大膳亮○平方 九鬼式部○京
 本多下總守○江州八幡山 山口備前守、小堀
 大膳亮○今須 井伊掃部頭○巢侯 松平丹
 波守○岡崎 水野監物○新井 板倉主水、
 同甚太郎○見附 本多越前守○藤枝 西尾
 右京○大坂 松平若狹守○淀 永井信濃守
 ○大津 九鬼孫次郎、谷大學按ずるに、この書八月
 十四日條によるに、
 森山の間に石川主殿
 頭を脱せしなり。○佐保山 井伊掃部頭○大垣

戸田采女○名護屋 竹腰山城守、渡邊飛騨守
 ○赤坂 小笠原壹岐守 ○濱松 太田備
 中守○掛川 北條出羽守、駿河加番三人○江
 尻 京極刑部少輔、戸澤能登守○吉原 黒
 田甲斐守○箱根 稻葉美濃守○大磯 黒田
 市正○神奈川 小出大和守、細川丹後守○江
 戸 岡部美濃守、加藤出羽守○三島 相良
 壹岐守、中川山城守○小田原 稻葉美濃守
 ○藤澤 松平市正、大村因幡守○品川 松
 平主殿頭 溝口出雲守
 日光道中
 越谷 伊達兵部、丹羽式部○新栗橋 井伊
 兵部、青木甲斐守○石橋 三浦志摩守○徳地
 良 奥平美作守○日光 松平周防守○糟壁
 本多飛騨守、細川豊前守○小山 土井遠
 江守○宇都宮 奥平美作守○今市 内藤豊
 前守
 朝鮮人御馳走之面々
 江戸 岡部美濃守、加藤出羽守、南條金左衛門、
 曾根五郎左衛門、細田小兵衛、小泉次夫以上、御
 日記。

按ずるに、この書兩日に係り、その交名重出せしもあり、これ
 の御用四月晦日より、追々命せられしによりてなるべし、故に
 兩存す。

明暦元年七月十日、今日松平伊豆守方に而被仰渡、
 朝鮮人逗留京に五日逗留有之筈に而、大坂若岸知
 せ可申由、又朝鮮人參候、則道中迄乗馬出可申由被
 仰付大概、
 乘馬貳匹 鞍皆具
 今度朝鮮人來朝之時、從參州吉田三島迄罷歸候時、
 吉田迄右之通可出之由、但此馬之員數者伊達遠江
 守方へ之御書付也、寛明日記、
 明暦元年八月廿一日、一朝鮮人來朝之時、上下乗鞍
 馬并鞍皆具出し候面々、
 來朝之時
 一 淀より彦根迄
 一 萬石 織田左衛門佐 十五萬石 本多内記
 三萬石 織田出雲守 一萬石 本多監物
 三萬石 松平若狹守外に貳萬石、大坂御馳走に引 二萬六千石
 植村右衛門佐外に壹萬六千石、禁中御作事奉行に引 二萬石 永井日
 向守
 歸帆之時
 一 守山より淀迄

四萬石 本多下總守外に京都御馳走 三萬石 本
 多口口口 三萬八千石 松平伊豆守 一萬
 石 織田源十郎 四萬石 永井信濃守外六萬
 馳走并禁中御作
 事奉行に引 一萬石 北條久太郎 三萬五
 千石 青山大膳亮外壹萬五千石、兵部
 庫御馳走に引 一萬三千石
 片桐石見守 一萬六千石 桑山修理 一萬
 石 片桐助作 同斷 小出與平次
 高合五十二萬八千石
 内二萬八千石、十三年以前未の年に過、
 按ずるに、十三年以前未の年は、寛永二
 十年來聘の時をさすなり、下同し、
 來朝之時
 一 彦根より大垣迄 井伊掃部頭
 歸帆之時
 一 彦根より守山迄 同 人
 來朝之時
 一 大垣より名護屋迄
 歸帆之時
 一 大垣より彦根迄
 七萬石 戸田采女外に三萬石、大坂御馳走に引 五萬五千石
 松平丹波守外に壹萬五千石、墨俣御馳走に引 二萬六千七百石
 遠藤備前守 一萬五千石 遠山久大夫 三
 十二萬石 藤堂大學 三萬五千二百石 内藤

飛驒守 一萬二千石 土方主殿頭
 高合五十二萬九千四百石、
 外一萬六千六百石、十三年以前未の年に不足、
 來朝之時 一名護屋より吉田迄 成瀬隼人正
 歸帆之時 吉田より大垣迄 同 人
 來朝之時 一吉田より三島迄 水野淡路守
 歸帆之時 三島より吉田迄 御知行高 三浦長門守
 按ずるに、この二人は紀伊殿家老なり、
 十一萬石 松平攝津守 五萬石 山崎虎之助
 五十四萬石 細川越中守 二十五萬石 松平
 越後守 二十三萬五千石 松平新太郎
 (外ニ八萬石、下津井) 二十八萬六千五百石 松平
 (牛窓御馳走ニ引) 安藝守 (外ニ九萬石、浦) 二十五萬七千石 松平
 (浦御馳走ニ引) 平阿波守 十八萬六千石 松平出羽守 十
 八萬六千五百石 森内記 十一萬石 立花左
 近將監 十萬石 伊達遠江守 八萬三千百
 石 大久保加賀守 二十七萬九千四百石 松
 平大膳大夫(外ニ九萬石、上) 三十二萬石 松平

相模守 四萬五千石 津輕土佐守 五萬石
 松平但馬守 五萬石 松平中務少輔 八十
 萬石 松平加賀守 七萬石 松平飛驒守(外ニ
 石、稱御馳走) 七萬石 水野備前守 十二萬石
 松平右京大夫 十五萬石 小笠原右近將監
 五萬石 松平山城守(外ニ貳萬石、明石) 五萬七
 千石 伊東大和守 二十一萬石 有馬松千代
 高合五百二十二萬五千五百石
 內三十五萬千石、十三年以來未の年より多、
 來朝之時 一三島より江戸迄
 歸帆之時 江戸より三島迄
 二十三萬石 保科肥後守 十萬石 酒井雅樂
 頭 十二萬石 酒井讚岐守 七萬五千石
 松平伊豆守 六萬石 阿部豊後守 十一萬
 石 堀田上野介 九萬八千石 阿部備中守
 六萬六千六百石 安藤右京進 五萬五千石
 松平和泉守 五萬石 井上河内守 十二萬
 石 本多能登守 十三萬石 真田伊豆守
 十五萬石 松平大和守 七萬四千石 牧野飛

驛守 十五萬石 松平下總守 三萬二百石
 鳥居主膳 三萬石 朽木民部少輔 二十八
 萬石 中山市正、松平志摩守按ずるに、この二人は水戸殿家老なり、
 高合百九十二萬八千八百石
 內六十六萬二千三百石、十三年以前未の年
 より多、御日記、
 天和度朝鮮人來聘御用掛を命せられ、聘禮ありしは、天和
 二、八月廿七日、御用掛のうち、事畢り、その職により信使道中筋巡視あり、りてのち御褒美拜賜あり、

天和元辛卯年九月廿七日、寺社奉行水野右衛門大
 夫忠春、大目付彦坂壹岐守重紹、勘定奉行大岡五郎
 右衛門、來年朝鮮の信使來聘の事を奉はる、靈廟實錄、
 天和元年九月廿八日、水野右衛門大夫被爲召、來年
 朝鮮人可參之間、去明曆元年未年致來朝候、如何諸
 事考之支度可仕之旨被仰付候、自注、去未の年より當西の年まで、二十七年なり、
 同時大目付彦坂壹岐守、御勘定頭大岡五郎右衛門
 兩人に、右之旨被仰付候、天和韓聘記、
 天和元年二月十六日、水野右衛門大夫忠春爲寺社
 奉行兼奏者役、同九月廿八日有命、朝鮮使來聘爲惣
 裁官、改選諸家系譜、

天和元年十一月廿八日朝鮮人來朝に付、道中見分
 御暇、
 金五枚、時服三、羽折 御勘定奉行 大岡五郎右衛門
 金五枚、時服二、羽折 御書院番 村上孫八郎
 金三枚、時服二 御勘定組頭 岩手藤左衛門
 金二枚、時服二 御勘定組頭 高山彌右衛門
 同 実倉與兵衛
 右被下之、柳營日記、

天和元年十一月十一日、按ずるに、前書によるに、この書日次誤りなるへし、朝鮮
 人依來朝、大岡五郎右衛門、村上孫八兩人、淀川其
 外道中爲巡見江戸發足、翌年戌之正月歸、天和韓聘記、
 天和二年壬戌年二月六日、來る秋朝鮮人來朝之節、諸
 事御用之書物御祐筆、森新兵衛中村平右衛門兩人
 に被仰付之、萬天日録、
 天和二年二月十三日、大久保加賀守、按ずるに、老中忠朝、朝鮮
 人來朝之節御用可承旨被仰付之、甘露齋
 天和元年按ずるに、年朝鮮來朝に付、御用之義老臣大
 久保加賀守惣奉行と成て可相勤旨被仰出、天和二年朝
 天和二年六月十五日、駒井次郎左衛門事、朝鮮人參

府之節、岡崎迄上使可被遣之旨被仰付之、柳營日記記、
天和二年六月十五日、此座朝鮮人來朝之節、岡崎迄
駒井次郎左衛門上使に可被遣間、支度可仕旨被仰
付之、御徒方萬年記、

天和二年七月

一十日朝鮮人罷通候節、舟渡按するに、萬天日録に荒
井舟渡とあるを是とす、無
滞様に、石川五四郎相談可仕旨、土屋主稅近藤縫殿
介へ被仰付、自注、兩人十一日
御暇、無拜領物、

一十一日駒井次郎左衛門、岡崎迄御使に被遣候に
付、金三枚時服三被下、甘露巖、
萬天日録、

天和二年七月十一日、御使番駒井次郎左衛門途中
に出迎へて、朝鮮の信使を勞ふ事を奉る、靈廟實錄、
天和二年九月十五日、朝鮮御用相勤に付被下之、

時ふく二つ、
林 春 常
人 見 友 元 柳營

江戶客館をはしめ、朝鮮使旅中の御馳走、及び人馬等
の御用、尾紀御兩家以下諸大名に命せられ、また御書
付を出さる、
天和元年九月廿三日、覺

二十七年以前朝鮮人來朝之節、從對州江戶之海
陸泊々、馳走人馬被出候哉、并西國中國之面々
者、船も被出候哉、先年之扣焼失に付難知候、右
之節何によらず被勤候面々、先年之扣を以委細
書出し可有之候、以上、
西九月廿三日、令條錄、

天和元年、廿七年以前明曆元未年朝鮮信使來朝之
時、御役相勤候諸大名方、堀田筑前守殿より按す、
黒田清隆、累代武鑑によるに、この年十二月被仰渡其時之記
十二日大老を命せらる、この頃猶老中にや、被仰渡其時之記
共、水野右衛門大夫方右之衆中留守居共持參之、
其外御代官役人衆よりも如斯、天和轉聘記、
天和二年二月十七日、三使來朝に付自大坂淀迄川
舟可出之旨被仰付、但先して於大坂舟見分有之て
後、各舟相定る、
正使 高五萬石 稻葉右京亮舟
副使 高七萬石 伊達遠江守舟
從事 高拾萬石 水野美作守舟
上上官以下 四十三萬三千石
松平安藝守 松平大膳大夫

貳拾五萬七千石 松平淡路守
拾五萬石 松平隱岐守
六萬五千九百石 松平主殿頭
右所謂十人也

同年三月廿八日、三使來朝に付、江戶并道中の御馳
走被仰付在國在所之面々者、以奉書被仰遣之、
江戶本營寺 八萬石小笠原信濃守、七萬石内藤左
京亮、三萬貳千石松平市正○品川晝休

○小田原泊 箱根晝休 拾壹萬石稻葉美濃守○
三島泊 五萬石淺野内匠頭、貳萬石木下肥後
守○吉原晝休 壹萬九千 九鬼大隅守○江尻泊
五萬石水谷左京亮、五萬石小出備前守○府中晝休
豐萬石駿井上筑後守、五千石平野丹波守、五千石本多
主殿○藤枝泊 四萬五千石土屋相模守○金谷晝
休 掛川泊 三萬五千石井伊伯耆守○見附晝休

貳萬五千石西尾隱岐守○濱松泊 五萬石青山和泉
守○新井晝休 壹萬貳千石三宅土佐守○吉田泊
赤坂晝休 四萬石小笠原壹岐守○岡崎泊 五
萬石水野右衛門大夫○鳴海晝休 名護屋泊
六拾萬九尾張殿按するに、甘露巖に名古屋泊
千五百石尾張殿歸國の時、一日逗留とあり、○墨俣晝休
六萬石松平丹波守○大垣泊 十萬石戸田左門○
今須晝休 佐和山泊 三拾萬石井伊掃部頭○
八幡山晝休 白水口在番山口修理亮、小堀和泉
守○守山泊 五萬石板倉隱岐守○大津晝休
三萬八千石九鬼和泉守、壹萬石谷出羽守○京本國寺
六萬石本多隱岐守○淀泊 六萬石石川主殿頭○枚
方晝休 三萬八千石松平伊賀守○大坂本願寺
五萬三千石岡部内膳正○兵庫 四萬八千石青山大
膳允○攝州室津 拾五萬石本多中務大輔○備前
牛窓 貳千石 松平伊豫守○備後鞆 拾萬石水野美
作守○周防上關 長門赤間關 松平長門守

○安藝浦疇 松平安藝守按するに、この書上關赤間關
熱守の次に置くべき、○筑前藍島 松平右衛門佐○
壹岐風本 六萬七千石松浦肥前守按するに、風本柳
さあるを是とす、諸國郡村名寄帳に、勝本、
さも、さよ、勝本あり、下再ひ辨せす、

右之内、三使來朝之剋在江戶之衆者、右之下墨星を附七人也、自江戶御馳走所被參候衆七人者、名頭に朱の丸を付、按するに、この書朱墨の差別を記せども、原野内匠頭、木下肥後守、九鬼大隅守、水谷左京亮、小出備前守、右五人者役所被參、歸路迄面々役所逗留、其外は自在所役所被參候、
 一十萬石以下之面々者、御馳走御賄御代官被仰付、十萬石以上者自分御賄、朝鮮來朝記、
 天和二年三月廿八日朝鮮人道中御馳走人被仰付
 壹岐勝本 松浦肥前守○筑前藍島 松平右衛門佐○長門赤間關 松平長門守○周防上關 同人○松本長門守○安藝蒲葺 松平安藝守○備後鞆 水野美作守○備前牛窓 松平伊豫守○播磨室津 本多中務大輔○攝津兵庫 青山大膳亮○大坂東本願寺 岡部内膳正按するに、この間枚方豊松平伊賀守、淀泊石川主殿頭を脱せり、○京本國寺 本多隱岐守○大津 九鬼和泉守、谷出羽守○泊守山板倉隱岐守○泊彦根 井伊掃部頭○豊今津山口修理亮、小堀和泉守○豊八幡山 板倉隱岐守○泊大垣 戸田左門○豊墨俣 松平丹波

守○按するに、墨俣の誤脱なり、泊名護屋 竹腰阿波守○豊鳴海 同人○竹腰阿波守○泊岡崎 水野右衛門大夫○豊赤坂 小笠原壹岐守○泊吉田 同人○小笠原壹岐守○豊新井 三宅土佐守○泊濱松 青山和泉守○豊見附 西尾隱岐守○泊掛川 井伊伯耆守○豊金谷 同人○井伊伯耆守○泊藤枝 土屋相模守○豊府中 井上筑後守、平野丹波守、本多主殿○泊江尻 水谷左京亮、小出備前守○豊吉原 九鬼大隅守○泊三島 淺野内匠頭、木下肥後守○豊箱根 稻葉美濃守○泊小田原 同人○稻葉美濃守○豊大磯 松平周防守○泊藤澤 伊達宮内少輔、土岐伊豫守○泊神奈川 伊東出雲守、植村右衛門佐○品川 松平市正○江戶本誓寺 大村因幡守、小笠原信濃守、内藤右京亮、柳營日次記、
 天和二年三月廿八日、朝鮮人來朝之節、道中に而御馳走人名衆十七人被仰付之、御徒方萬年記、按するに、この書によれば御馳走人を命ぜられしは、一時の事にあらざるへし、
 天和二年三月廿八日、近江國彦根城主井伊掃部頭直興、美濃國大垣城主戸田左門氏包、山城淀城主石

川主殿頭憲之、和泉國岸和田城主岡部内膳正行隆、三河國岡崎城主水野右衛門大夫忠春、同國吉田城主小笠原壹岐守長祐、丹波國龜山城主松平伊賀守忠昭、三河國田原城主三宅土佐守康時、攝津國三田城主九鬼和泉守隆仲、丹波國谷出羽守衛廣、播磨國赤穂城主淺野内匠頭長矩、常陸國牛久領主山口修理亮弘隆、當秋朝鮮國信使來聘之時、道中饗應の事を奉る、明暦元年の舊規に依るへしとの仰なり、憲廟實錄、
 天和元年宿々御馳走人被仰付、人足、上乘馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すへき旨、諸大名へ兼々觸遣さる、天和二年朝鮮來朝記、
 天和二年三月二十八日、今度朝鮮人來朝に付、上方道中筋の大名、領分にて馳走可仕旨被仰出之、萬天日録、
 天和二年三月朝鮮人來朝之節御馳走人被仰渡覺、一信使宿左右番所壹ヶ所に、侍五人、弓拾挺、銃炮拾挺、鎗拾本ッ、可被置候事、
 附、町口番所侍貳人、鎗五本可被差置事、
 一諸大名より被差出候乗鞍馬皆具若不足候者、宗

對馬守指圖次第に、自分より可被差出候事、
 一信使御馳走所被參着候時、爲迎宗對馬守迄使者二三里程先被差出、信使被心得候様にと口上之事、
 一信使宿着之剋、町はつれ迄使者右同前事、
 一信使宿着之儀、次之御馳走所へ可被申通事、
 二三使被從御馳走人爲進物、參向之節折菓子、歸國之時何にても菓子可被贈事、
 一信使御馳走所發足之儀、老中迄可有注進事、
 一同發足之節、次之御馳走所迄爲送、騎馬貳人可被指添候事、
 一同荷物爲送、騎馬壹人可被指添事、
 一道中船橋番所有之所者、從御馳走人侍五人、弓五挺、銃炮拾挺、鎗拾本可被差置事、
 一從朝鮮國進上之御應御馬通候剋、次之御馳走所迄爲送、騎馬貳人可被差添事、
 右之外、假番所修復并疊之表替、膳部等之儀者、御賄方申渡候、以上、
 三月廿八日
 一參向之時 信使 上上官 七五三 上官 五五

三

- 一中官下官 長老 通詞 常之膳部 晝休
- 一信使 上上官 五五三 上官 常之膳部
- 歸國之時泊晝
- 一上官以上者、下行相渡之、
- 同泊晝
- 一中官 下官 長老 通詞者、參向之時分同前、以上、

三月廿八日

給仕之覺

- 一三使の者、朝鮮人之小姓致給仕候、但、次之間迄者、御馳走人之小姓上下に而持參事、
- 一上上官は、御馳走^{○人}之小姓長袴に而給仕之事、以上、

三月廿八日 令條錄、

天和二年四月朔日

小笠原信濃守

内藤左京亮

右於本願寺、朝鮮人御馳走被仰付之、御徒方萬年記、天和二年五月廿三日

來朝歸國之節、諸大名より乗物并皆具等出之可

相送旨被仰出、國主領主面々以奉書被相觸候、在江戸之輩者以書付被相渡候、

- 一尾張殿依在國、以奉書被相達候、
- 一筆致啓上候、朝鮮國之信使來朝に付而、從名古屋吉田迄、歸國之時從吉田大垣迄、乘鞍馬并鞍皆具出之可相送之旨被仰出候、然者信使到着之日限馬數等之儀者、稻葉丹後守可申入候、萬端無滯様に御沙汰尤に存候、此旨可有洩違候、恐惶謹言、

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

成瀬豊前守殿

同年同月廿七日

一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御事御在府に依而家老之面々、書付被相渡候、

覺

一乘鞍馬 八 疋

壹疋に付口付貳人、杏籠持壹人、長柄傘、紺合羽、并足輕壹人宛、

一鞍皆具 拾八疋分

壹疋分に口付貳人、杏籠、手傘、紙合羽、并足輕壹人宛、

右者、當秋朝鮮人來朝之節、吉田より三島迄、又歸國之時從三島吉田迄、使者壹人差添可被出候事、一乘鞍馬鞍皆具御定之所に、使者召連罷越、御馳走人并御代官に相達、其後宗對馬守家來馬割役人申談、差圖に任すへき事、以上、

五月廿七日

右者、紀伊殿御家老安藤帶刀方に被相渡候、水戸殿甲府殿御家老にも、同様之書付一通つ、被相渡候、尤馬數所付之儀者不同也、令條錄、

天和二年五月廿九日、當秋朝鮮人來る付、三島より江戸まで馬拾壹疋出る事、鞍皆具は貳拾六疋分、壹疋に付口付貳人、杏籠、手傘、合羽、并足輕壹人つ、右之通書付伊勢守、按ずるに甲府附戸田伊勢守なり、右衛門大夫殿自注、水野なり、○按ずるに甲府附戸田伊勢守なり、右衛門大夫殿に寺社奉行水野忠春なり、御渡しなり、人見私記載二田錄、

天和二年六月朔日覺

- 山城 大和 和泉 河内 攝津 近江 丹波
- 播磨 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆 相模
- 武藏

右國中知行有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、又歸國之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相觸候間、其趣無滯可被出候、以上、

戊六月初日柳營日次記、御徒方萬年記、令條錄、萬年日錄、但し、御徒方萬年記には、無滯可出之旨、前廣領分急度可被申付者也と載す、

天和二年六月十四日

朝鮮人來朝依爲道筋、在所御暇、

板倉隠岐守

名代

新三郎柳營日次記、

天和二年六月十四日、伊勢國龜山城主板倉隠岐守重常○に暇を賜ふ、朝鮮信使經過の路なる故なり、

憲廟實錄、

天和二年七月十八日、本誓寺火の番被仰付之、

藤堂佐渡守甘露記、萬年記、

天和二年八月、朝鮮使御馳走小笠原信濃守病氣故、嫡大助相勤可申由、甘露記、

通航一覽卷之三十五終

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部十二

○來聘御用掛附類、御褒美等 正徳度、正徳度朝鮮國信使來聘、來聘仰出されしは、正徳元年四月なり、御用懸り、及び其事につき任叙の輩あり、正徳二年十一月朔日登城聘

寶永二乙酉年四月廿三日、朝鮮御用之儀、土屋相模守之按するに、老中正直、御徒方萬年記には、正直朝鮮御用掛り命ぜられしを、寶永六年十一月廿五日に係しは、誤りなるべし、可申談、異國之儀爲大切之間、彌入念可申旨、御日記、の輩に命ぜられしにや、
寶永六己丑年十一月廿五日

神社奉行 本多彈正少弼
大目付 仙石丹波守
御勘定頭 荻原近江守
右、來卯年朝鮮人來朝に付、御用掛り被仰付旨申

渡之、御徒方萬年記、
寶永六年十二月十一日、朝鮮人來聘御用被仰付、
加藤越中守、御徒方萬年記、
するに、若年寄、
加藤明英なり、

寶永七庚寅年正月十八日
御右筆 馬場空之助
玉置半助

同年五月廿三日、御右筆中島源右衛門、來年朝鮮人來聘御用被仰付、馬場空之助代也、御日記、
寶永七年、初め朝鮮聘使は、某か家の承はりし例なりと、林大學頭申せし杯聞えしかは、下し問はれし事ありて二冊子を奉れり、御不審の事をも重ねて問せ給ひしに、答へ申處明かならず、依て某を按す、この書新井筑後守の著なれば、召問せらるゝ御事ありて、某は自らいふなり、下同し、
議し申へき事あらむには、申すへき由を仰蒙りたりしなり、白石私記、
正徳元辛卯年正月十九日

御之間
鈴木伊兵衛
河野勘右衛門

竹田丹波守

右者、朝鮮人來聘に付御用可相勤旨、加賀守按す、老中大久、申渡之、柳營日記記、
正徳元年正月十九日、大坂町奉行太田和泉守、京町奉行安藤駿河守、大坂船奉行八木勘十郎、右江戸に居合候に付、朝鮮人御用被仰付、同日御目付河野勘右衛門、鈴木伊兵衛、小普請奉行竹田丹波守三人、朝鮮人御用被仰付、文露叢、
正徳元年二月廿九日

寄 松平駿河守
同 鍋島内匠
右兩人、朝鮮人來朝之節、駿州遠州新井筋船渡等御用被仰付之、柳營日記記、
御徒方萬年記、
正徳元年二月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、新井船渡場被遣旨、

寄合 松平駿河守
同 鍋島内匠
正徳元年六月初日
被任侍從 阿部豊後守

本多中務大輔

按するに、阿部正喬は老中、本多忠真は御側御用人なり、
右於御前、
但、當秋朝鮮人來聘に付而被仰付旨也、御日記、
正徳元年六月四日、朝鮮人來朝に付諸大夫被仰付、
中川萬之介 板倉新十郎
有馬大吉 松平勲負
左衛門佐 牧野傳藏
赤松左衛門 信濃守
同布衣被仰付

近藤宮内 篁助兵衛
春日内藏介 土屋數馬
小笠原七右衛門 能勢三十郎
内藤新五左衛門 文露叢、
正徳元年六月十一日、布衣の侍に召加へらるゝ、同廿三日に朝鮮の聘使進見賜宴辭見等次第を奉る、是は歸京の後仰下されし處なり、八月廿五日内々の仰有て、客使來らん時、中段まで出迎はしめらるへし、路費の料とすへしとて黄金百兩を賜ふ、白石私記、

正徳元年七月十二日

來聘 高家 長澤壹岐守
歸國 島山下總守
右者、朝鮮人來聘之節駿府晝休まで御饗應之節、
上使に可被遣候旨被仰付候、
但、裝束直垂、召具は麻上下、
同年同月十八日

波之間 酒井左衛門尉
右被爲召、朝鮮人到着歸國之節、品川迄上使に可
被遣旨、老中列座豊後守申渡之、
同年同月廿九日

御目付 鈴木飛騨守
大久保甚右衛門
右者、朝鮮人來聘に付御用被仰付旨、老中申渡之、
以上、柳營
正徳元年七月晦日、四位五位等任官被仰付之、但、
朝鮮人來聘前に付不時任官也、御徒方萬年記、
正徳元年八月廿五日
一今日新井船渡奉行兩人御暇拜領物等、廿一日に

留有之、按するに、柳營日記に、廿一日、御日記、
正徳元年八月廿一日

金三枚充 松平駿河守
鍋島内匠
右者、朝鮮人來聘に付、新井の罷越候に付被下之
旨、加賀守申渡之、柳營日記、
正徳元年八月廿五日、新井舞坂御暇、

金三枚充 寄合 松平駿河守
同 鍋島内匠
正徳元年九月廿一日 芙蓉之間 長澤壹岐守

御目付 鈴木飛騨守
大久保甚右衛門
右者、朝鮮人來聘に付駿府迄、爲上使可被遣候に
付被下旨、老中列座河内守申渡之、
同月廿三日
御右筆部屋縁類 寄合 新井勘解由
金二枚
右者、朝鮮人來聘に付川崎迄被遣候に付被下之
旨、河内守申渡之、以上、柳營日記、

正徳元年十月十一日

品川韓館の 酒井左衛門尉
下司佐と改
上使 安藤右京進
下司亮と改
按するに、この二人改稱の事、日
次區々にして何れか決し難し、
韓人來聘に付 諸大夫

新井勘解由 改筑後守
御先手 阿部四郎兵衛柳營日
次記、
酒井忠貞、貞享二年十一月廿六日叙從五位下任左
衛門尉、正徳元年十月十八日朝鮮信使來着之時、爲
上使出迎之品川驛、十月改稱左衛門佐、
安藤信友、貞享二年十二月廿八日叙從五位下任長
門守、寶永元年十月爲御奏者、同十五日改右京進、
正徳元年十月二日依近衛相國命改右京進、改選諸、
家系譜、
正徳元年十月朔日

掃部頭按するに、大
老井伊直興、任中將、酒井左衛門尉下司佐に
改、安藤右京進亮と改、朝鮮來聘に付而也、
同月十一日
新井勘解由信使來聘道中迄被遣に付、叙從五位
下任筑後守、今日御暇、柳營年表秘録、

正徳元年九月廿三日に至て、相模守正直の朝臣の
仰を傳へて、朝鮮の使川崎の驛に來らん時に、出迎
ふべき由を仰せ下され、黄金二枚を賜はり、また道
中人馬の御朱印を賜はる、十月十一日に叙爵の事
仰せられたされ、筑後守に任せられ、御前に召れて時
服三賜はり罷出ぬれば、詮房朝臣に、按するに、詮房は御
守に仰せて、末次の御太刀、白注、系、五位の位袍、狩衣
等の物具悉く皆下し賜はる、これは此程これらの
もの共仰下され、きのふ調進せしかは、けふ叙爵の
事仰されしとぞ聞えたりける、白石私記、
正徳元年十月十三日、御朱印被下置、
人馬六人三疋 新井筑後守御日
正徳元年十月十二日

大久保豊前守
右者、朝鮮人御用戸田肥前守忌に付、代り被仰付
候旨老中申渡之、柳營日記、
正徳元年十月十三日、大目付仙石丹波守差合に付、
朝鮮人御用横田備中守被仰付、文書裏、
正徳元年十一月八日
佐々木萬次郎按する
下に

朝鮮國王に被遣御返翰可相認之旨、於新番所東之
縁類、久世大和守按ずるに、若年申渡之、柳營日次記、
正徳元年、各官賓待職事

來聘一切御用 老中 土屋相模守

越公後以疾免、久世公代領、按ずるに、加藤英明この年
五月、願により御役御免な
り、久世重之これに代り、御用掛
命せられし、月日今詳ならず

- 寺社奉行 本多彈正少弼
 - 大目付 仙石丹波守
 - 勘定頭 萩原近江守
 - 御目付四人 鈴木伊兵衛
 - 河野勘右衛門
 - 鈴木飛彈守
 - 大久保甚右衛門
- 右老中以下、分職各執其事、賤好録、
正徳元年、因來聘御役掛り之衆中
一大坂宿坊西本願寺 上使 土岐伊豫守

按ずるに、この書諸司とあれ
ども、御城代の誤りなり、

- 一 京都宿坊本國寺 上使 諸司 松平紀伊守
- 一 駿府 上使 到着 高家 畠山下總守
- 一品川 上使 酒井左衛門佐
- 芝大木戸之固 新番所長柄 同 歸國 同 中川内膳正
- 一 江戸宿坊淺草東本願寺上使 品川豊前守
- 一 同御馳走 酒井修理大夫 織田能登守
- 一 火消 眞田伊豆守
- 老中 戸澤上總介
- 土屋相模守 若年寄 久世大和守
- 寺社奉行 大目付 仙石丹波守
- 本多彈正少弼 御目付 鈴木飛彈守
- 萩原近江守 大勘定 御目付 鈴木飛彈守
- 一 書翰御用 新井筑後守 弟子六人
- 一 書讀 林大學頭 同 七三郎
- 一 書翰筆者 佐々木萬次郎 同 喜内紀事

正徳二壬辰年三月七日

右、朝鮮人來聘登城之御規式書、本文和文共兩通
無油斷可相調候、依之、御番被成御免候、且又日
記之儀、御用に掛り候表四人之者ども申合可精
出候、新井筑後守に右御規式書之儀承合、諸事可
申談候、并宗對馬守方へも、右之御規式書可被遣
候間可相調旨、於御用部屋久世大和守申渡之、

- 表御右筆 玉置半助 羊助 儀長
- 同 長野善太夫
- 同 竹村伊右衛門
- 同 中島源右衛門

右來聘日記無油斷可相調候、口口依之、御番被成御
免候間、高階半次郎申合、精出候様被仰渡候、御日記、
御用掛り、大目付、御勘定奉行以下をして、信使道中
筋其外見分を命せらる、この時あらたに芝口御門を
建られ、この御門、享保九年正
月焼失已後廢せらる、及び道中筋所々御修復等あ

寶永七年三月十六日

右、朝鮮人來聘、中
爲見分被遣、老中、
同年同月廿三日

- 大目付 仙石丹波守
- 御勘定頭 大久保大隅守
- 御勘定 萩原源左衛門
- 同 奈佐清太夫
- 同 朝倉半九郎 御日記、柳營日次記、但し、御日記には、道中筋爲見分可被遣候とあり
- 寶永七年九月廿一日、御勝平、
大目付 仙石丹波守
- 御勘定奉行 金拾枚、時服三、羽折 仙石丹波守
- 御勘定奉行 金拾枚、時服二、羽折 大久保大隅守
- 御勘定組頭 右朝鮮人來朝に付、道中見分罷越、 萩原源左衛門
- 御勘定 金三枚、時服二、 奈佐清太夫
- 御勘定 金二枚、時服二充、 朝倉半九郎
- 右同斷、柳營日次記、

寶永七年、來年八月朝鮮人來朝に付、本國寺大佛殿御巡檢として、大目付仙石丹波守殿、勘定役大久保大隅守殿、其外下役衆十月十二日上京、月堂見聞集、正徳元辛卯年正月十二日、左之通申渡之、

金拾兩

御被官 松坂源太郎

當秋朝鮮人來聘に付、三州吉田之橋、同矢作之橋爲見分依被遣被下之、御日記、

正徳元年七月五日

大目付

御勘定組頭

松平石見守

萩原源左衛門

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可被遣候旨、豊後守申渡之、柳營日記、

正徳元年七月五日、朝鮮人來朝道中見分、

大目付道中奉行

御勘定組頭

松平石見守

萩原源左衛門

平勘定

柘植兵太夫文露齋、

正徳元年七月十二日

大目付

金五枚、時服三、羽折、

松平石見守

同三枚、同貳、

御勘定組頭 萩原源左衛門

同貳枚、同貳、

御勘定 柘植兵太夫

右道中爲見分被遣候に付、被下之旨豊後守申渡之、同年同月晦日、燒火之間、銀貳拾枚充、

御徒目付 服部定右衛門

山崎武右衛門

安田藤兵衛

吉岡權左衛門

竹本十右衛門

伊東空左衛門

右朝鮮人來聘に付、兵庫迄罷越、道中饗應之場所見廻り御用被仰付候旨被仰渡之、

右同斷に付金五兩充

御小人目付五人

同年同月廿八日、御勝手より

朝鮮人來聘に付

大目付

道中見分歸り

松平石見守

御納戸構

御勘定組頭

同道中筋見分歸り

萩原源左衛門

同

御勘定 柘植兵太夫

寶永七年正月十五日、西郭門をたてられし事仰出されし由を承はる、自注、今いふ芝口御門の事をいふなり、是は去年七月廿三日に召れて、朝鮮の聘使來らむ時の事に就て、議し可申事あらんには、記して進らせよと仰下されたり、十月十日にいたりて、其事を議し申す冊子を

奉る、其中に西郭のみ、いまた國門あらざる事を申せし一條あり、依之此日この事に及はれしかは、聘說按事議二卷を奉る、すへて此事録せしものあれは、故あるにあらざる事はこゝに記さす、白石私記、

寶永七年、明年朝鮮人來朝の沙汰あり、是また三十年以來の事故、按するに、天和二年來聘をさす、東海道大に賑はひ、江戸にては彼是支度として、芝口に見付を建らる、按するに、この見付此年正月御普請御用掛り等、馳走役は酒井仰付られ、閏八月落成す、芝口御門と稱せり、修理大夫へ仰付られ、宿坊は本願寺なり、元正開書、

正徳元年正月十四日
一當秋來聘に付、京都宿坊本國寺御修復之儀、舊冬仙石丹波守、大久保大隅守見分之上相伺候に付、先本國寺御修復伺之通被仰付旨達、

同月十五日
一來聘に付、大坂御船御修復伺之通被仰出、御船手八木勘十郎に申達、以上、御日記、

正徳元年三月
一今度朝鮮人來聘に付、本國寺方丈并塔頭、其外修復入札有之候、望之賣人は來る四日より同九日迄之内、中根攝津守按するに、京都奉行屋鋪の家持請人召

連、根帳に寫取入札可致候、同十二日札披有之候間、此旨可相觸者也、

一朝鮮人來聘に付、大津町宿之御修復入札有之候間、望之賣人來る五日より十三日まで、家持請人召連雨宮庄九郎方に參、根帳寫取右場所可達見分候、同十四日に札披有之候、此旨可相觸もの也、

以上、
卯三月
一朝鮮人來聘に付、江州守山宿之御修復入札有之候、

同月御觸
一五條橋御修復に付、往還指留之松原通り假橋出來、今日より御普請中往來可仕事、自注、五條橋六月十一日普請出來

同年四月廿日御觸
一江州八幡町朝鮮人宿之修復方一式、損料小屋一式、疊薄縁入札有之間、望之賣人來る廿二日より廿三日迄之内、河原町二條下る角倉與一宅に、家持請人召連參、根帳に附仕様寫取、札披日限之

儀は其節可申渡候、此旨可相觸者也、以上、

同月

一城州淀朝鮮人御馳走宿御修復入札、久下作左衛門旅宿へ參

一城州淀小橋御修復入札、十五日攝津守屋敷に而札披、

一朝鮮人來聘に付、淺草橋御修復有之、出來迄之内往來無之、東之方にて船渡し有之候、

同年六月九日觸

一淀、京、守山人馬溜場之矢來共小屋審所之入札有之、下略、

同月廿一日觸

一泉涌寺四條院御影堂御造營入札、下略、

同廿五日

一本國寺惣門前石垣、松原通石橋兩側仕足、并土橋御普請入札、以上、月堂見聞集、

正徳元年四月十二日、箱根より品川迄宿々修復被仰渡、琉韓紀事、

通航一覽卷之三十三終

通航一覽卷之三十七

朝鮮國部十三

○來聘御用掛御書、御褒美等 正徳度

正徳元辛卯年二月、御代官の輩に信使旅中御賄、其外人馬割等の御用を命せらる、同年三月より江戸旅館をはしめ、道中宿驛の御饗應、及び送迎鞍馬等の御用、尾紀御兩家以下諸大名に課せらる、また其事によりかねて御書付を出さる、

正徳元辛卯年二月廿三日

一、當秋朝鮮人來聘に付、攝州兵庫より品川迄、道中所々御賄御用被仰付候御代官、且道中筋人馬割等、數輩當地在合候面々は、寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行荻原近江守申渡、役所罷在候面々者以書付達之、御日記、

正徳元年
來る七月八月之内、朝鮮人來聘に付、大坂逗留中御賄被相勤等に候、右之段家來共より可申遣旨、土屋相模守殿按ずるに、老中土屋政直、被仰渡候間如此候、先例之聞合

段々可被相伺候、

一、大坂御城代、并町奉行衆に可被相伺之儀者、彌其通可被相心得候、以上、

二月廿三日

大久保大隅守
荻原近江守
仙石丹波守
本多彈正少弼

細田伊右衛門殿

近山清右衛門殿按ずるに、下文によるにこの兩人御代官なり、

朝鮮人來聘に付、御賄被仰付覺、

兵庫泊 室七郎左衛門、前島小左衛門○大坂逗留中 細田伊右衛門、近山清右衛門○枚方休 萬年長十郎○淀泊 平岡四郎左衛門、久下作左衛門○京都 辻彌五左衛門、吉川武兵衛○大津休 雨宮庄九郎、石原清左衛門○守山泊 同人○雨宮庄九郎、同人○石原清左衛門○八幡休 竹田喜右衛門、角倉與市○彦根泊 井伊掃部頭○今須休 辻六郎左衛門○大垣泊 戸田采女正○起休 尾張殿○名古屋泊同斷○尾張殿○鳴海休 同斷○尾張殿○岡崎泊 多

羅尾四郎左衛門、櫻井孫兵衛○赤坂休 大草

太郎左衛門○吉田泊 岡田庄太夫、堀内六郎

兵衛○荒井休 馬場源兵衛○濱松泊 古郡

文右衛門、能勢又太郎○天龍川船橋奉行 窪

島市兵衛○見附休 町野宗右衛門○掛川泊

高谷太兵衛、鈴木八右衛門○金谷休 能勢權

兵衛○藤枝泊 市川孫右衛門、野田三郎左衛

門○駿府休 中川吉左衛門○江尻泊 鈴木

三郎兵衛、窪田長五郎○富士川船橋奉行 同

人○窪田長五郎○吉原休 林甚五右衛門○三島

泊 小林又左衛門、飯塚孫二郎○箱根休

長谷川六兵衛○小田原泊 大久保加賀守○大

磯休 諸星内藏介○馬入川船橋奉行 同

三郎左衛門○戸塚泊 伊奈半左衛門○品川休

同人○伊奈半左衛門

京都より荒井迄人馬割

竹村太郎右衛門

平岡 孫市

遠州前カ坂より江戸迄人馬割

雨宮勘兵衛

都筑小三郎

野田三郎左衛門

樋口又十郎

右之通被仰付候、以上、文露叢、

正徳元年、海道方舟奉行

遠州天龍

御代官 窪島作右衛門

駿州富士川

御代官 江川太郎左衛門

相州馬入

御代官 平岡三郎右衛門

武州六郷

右公儀より川船を出され各漕渡す、歸國の時も同然なり、

正使 右三浦丸

副使 右住吉丸

對馬守 右橋丸

兩長老 右蒼隼丸

海道送迎人馬割附奉行

山城淀驛より京に至り其より遠州新居の宿迄は、

竹村太郎右衛門

都筑小三郎

平岡孫一郎

遠州舞坂より江戸迄は、

雨宮勘兵衛

野田三郎左衛門

樋口又十郎

右御代官六人、兩方に相分れ、三使に隨從して勤役す、歸國の時も同然なり、踐好録、

正徳元年二月、當七八月頃朝鮮人就來聘、從大坂淀迄川御座船可指出旨、土屋相模守殿に而被仰渡候

大名方、松平安藝守、同民部少輔、同淡路守、同土佐守、同隠岐守、小笠原右近將監、伊達遠江守、宗對馬守、阿部對馬守、松平主殿頭、稻葉伊豫守、按するに、頭四日大坂にて、御大名方船揃有之候由とあり、(月堂見聞集)

正徳元年三月三日

酒井修理大夫 真田伊豆守

右當秋朝鮮人來聘之節、宿坊東本願寺御馳走御用被仰付、

右同斷に付、宿坊火之番被仰付、

同年同月十五日、岡部美濃守當秋朝鮮人來聘之節、大坂宿坊往還共御馳走御用被仰付、以上、御日記、

正徳元年三月廿九日

一、當年朝鮮人來朝に付、道中筋御馳走御用可被仰付旨、在府之面々者被爲召被仰付、在邑之面々者、老中以奉書達之、此一條異同有之、來聘記可引合、今不加改、

朝鮮人來朝に付、御馳走人場所附、

壹岐風本 松浦壹岐守○筑州藍島 松平右衛門佐○周州上ノ關(以奉書) 松平民部大輔○長州亦間關 右同人○松平民部大輔按するに、諸記に、この間安藝藩

右之通於御白書院、老中列座秋元但馬守按するに、申渡之、但、大久保加賀守水野監物者、奥に而被仰渡、尾張殿に者家老召之申渡、

伊奈半左衛門

右同斷御用被仰付之、御日記、柳營日記、

正徳元年三月廿九日、當秋朝鮮人來聘道中筋御馳走御用被仰付、

松平伊豫守 松平右衛門佐 松平安藝守

榊原式部大輔 戸田采女正 阿部對馬守

岡部美濃守 松平遠江守 牧野大學

小笠原山城守 松浦壹岐守 内藤紀伊守

松平丹波守 青山下野守 蜂須賀飛騨守

土井山城守 市橋下總守 谷播磨守

尾張殿に者、津田兵部按するに、尾張殿家士なるへし、被召被申渡、

文露叢、

正徳元年五月十六日

浦の一所を脱せしなり、○備後鞆 阿部備中守○備前牛窓
油 松平伊豫守○播州室 榊原式部大輔○
攝州兵庫泊 松平遠江守○同大坂西本願寺旅宿 岡
部美濃守○河内枚方 青山下野守○山城淀
泊(以奉書) 松平丹波守○京本國寺(以奉書) 本
多隱岐守○大津晝休 谷播磨守○守山泊 松
平和泉守○八幡晝休 市橋下總守○彦根泊
井伊掃部頭○今津晝休 右同人○大垣泊 戸
田采女正○起晝休 尾張殿○名古屋泊 御同
人○鳴海晝休 御同人○岡崎泊 水野監物○
赤坂晝休 牧野大學○吉田泊 右同人○新井
晝休 土井山城守○同所船奉行 鍋島内匠、
松平駿河守○濱松泊(以奉書) 松平伯耆守○見
附晝休 右同人○掛川泊 小笠原山城守○金
谷晝休 右同人○藤枝泊 内藤紀伊守○府中
休(以奉書) 遠藤下野守○江尻泊(以奉書) 鍋
島紀伊守○同所御番 齋藤飛騨守、戸田鞆負
按するに、江尻云々、同所御番云々は、前後錯簡せり、○吉原晝休(以奉書) 牧野
讚岐守○三島泊(以奉書) 脇坂淡路守○箱根晝休
大久保加賀守○小田原泊 右同人○大磯晝休

一當秋朝鮮信使來聘之節、於駿府往來共、以上使御饗宴被下付而、右御馳走之儀、加番之面々可相勤旨被仰出候事、御日記、

寶永七年五月十二日、小普請齋藤飛彈守三政駿府御加番被仰付、正徳元年九月朝鮮人來朝に付、御馳走被仰付、十月晦日歸府仕候、齋藤主殿家譜、

正徳元年五月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、道中宿宿御馳走御代官貳拾貳人被仰付之、御徒方萬年記、正徳元年

一朝鮮人來聘人數之書付、并到着之日限、壹岐風本松浦壹岐守より、備前牛窓御馳走人松平伊豫守迄、海上所々御馳走人々、宗對馬守より相達候事、

一播磨室津御馳走人并火之番迄、右之段御自分より被相達筈に候間、可被得其意候、已上、

御連名

松平紀伊守殿按ずるに、紀伊守は京都所司代松平信廣なり

一朝鮮人來聘歸國共に、京、大坂、駿府之外、道中泊り晝休之所々、上官以下は下行に被仰付に付、上官上官宿者、七五三五々三仕立相止、琉韓紀事、

○按ずるに、月日詳ならざれども、姑くこゝに附す、

正徳元年、朝鮮人御賄下行之覺、

三使壹人前一日分

一白米四升 一酒貳升 一味噌壹升五合

一醬油六合 一酢六合 一鹽五合

一油五合

上上官壹人前一日分

一白米三升 一酒貳升 一味噌壹升

一醬油五合 一酢五合 一鹽五合

一油五合

讚說官、判事官壹人前一日分、

一白米參升 一酒貳升 一味噌五合

一醬油參合 一酢貳合 一鹽貳合

一油四合

上官壹人前一日分

一白米貳升 一酒壹升 一味噌五合

一醬油貳合五勺 一酢貳合 一鹽貳合

一油貳合

中官壹人前一日分

一白米貳升 一酒五合 一味噌四合

一醬油壹合五勺 一酢壹合 一鹽貳合

一油壹合五勺

下官壹人前一日分

一白米壹升五合 一酒五合 一味噌三合

一醬油壹合 一酢五勺 一鹽壹合

通詞之者壹人前一日分

一白米七合五勺 一酒三合 一味噌三合

一醬油壹合 一酢壹合 一鹽壹合

一油六勺

右之通、船中、大坂、京道中江戶御賄下行被仰付如何可有御座候哉、若不足之剋者、所其所々御斷可申達候、尤肴、鳥、野菜、茶、蠟燭者、如以前可被仰付候、以上、按ずるに、この書紙尾に、右書正徳辛卯時古文書ならむと記す

正徳元年四月十六日、土屋相模守宅に而申渡、

覺

一鞍置馬 但、壹疋に足輕壹人、口附貳人、杏籠持、長柄傘、緋合羽提灯持、合羽籠持、

右當七月八月頃、朝鮮國より信使來聘に付、美濃國大垣、遠江國濱松迄、歸國之時、濱松より大坂迄乘鞍馬出之、可被相通候事、

一乘鞍馬者、御定之所に使者召連罷越、御馳走人并

御代官の相達、其後宗對馬守馬割役人申談、可任差圖事、

一信使到着之日限等、委細本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守に可被承合候事、

卯四月月堂見聞集、續談海、○按ずるに、この下に鞍馬割方の別紙を載す、踐好録に同じければ書く、

正徳元年、海道送迎鞍馬差出、

貳拾貳疋 細川越中守 拾四疋 松平丹後守

九疋 有馬玄蕃頭 八疋 松平土佐守

六疋 小笠原右近將監 六疋 松平隱岐守

七疋 松平莊五郎 四疋 立花飛騨守

四疋 伊達伊織

右知行高合せて貳百萬四千石餘、馬數共合せて八拾疋なり、山城淀より京、それより美濃大垣まで送り至る、歸國の時、又大垣より淀まで送り還す、

此より以下皆如斯なり、右の馬壹疋に付、各家より出す人數左の如し、

足輕壹人 口附貳人 杏籠持壹人 長柄傘持壹人 馬合羽持壹人 合羽籠持壹人 提灯持壹人

○

四拾壹疋 松中加賀守 四疋 松平越後守
 五疋 松平讃岐守 拾疋 松平淡路守
 拾貳疋 松平右衛門督 四疋 松平長門守
 四疋 本多信濃守

右知行高合せて貳百參萬貳千石餘なり、馬數同しく八拾疋、大垣より遠江濱松まで、歸國の時最前の例に同じ、

拾四疋 水戸殿 貳拾疋 紀伊殿
 九疋 松平大炊頭 四疋 松平下總守
 拾疋 松平甲斐守 拾三疋 藤堂和泉守
 拾疋 酒井雅樂頭

右知行高壹百八拾七萬九千石餘なり、馬數同しく八拾疋、濱松より伊豆三島まで、其例前に同じ、

拾疋 松平肥後守 貳拾五疋 松平陸奥守
 拾疋 佐竹大膳大夫 六疋 上杉民部大輔
 六疋 松平大和守 六疋 酒井左衛門佐
 五疋 松平越中守 四疋 堀田伊豆守
 四疋 丹羽左京大夫 四疋 南部信濃守

右知行高壹百九拾萬五千石餘、馬數同しく八拾疋、三島より江戸まで、例前に同じ、

右知行總高七百八拾貳萬石餘、馬數合せて參百貳拾疋なり、前に記す列侯共に三拾三人にして、各壹拾萬石以上なり、海陸往來の御馳走を辨する分は、尾張公を始めとして、以下の面々皆鞍馬を沙汰せず、外に松平薩摩守は、去年琉球人參向の儀を勤めたるによつて、此列に入すととなり、踐好録、○按ずるに、鞍馬の條、琉球紀事大略これに朝鮮人來聘に付、道中馬鞍皆具出候割合、淀より京まで、京より江戸まで、鞍皆具計御出しの御衆中、

四疋分 松平左京大夫 三疋分 仙石越前守
 二疋分 秋月山城守 拾疋分 奥平大膳大夫
 七疋分 中川萬之介 七疋分 松平主殿頭
 六疋分 鍋島甲斐守 同 藤堂備前守 同
 京極若狹守 同 伊東大和守 同 松平周防守 同 黒田隠岐守 同 淺野土佐守
 同 黒田伊勢守 四疋分 小笠原信濃守
 同 龜井隱岐守 同 九鬼丹後守 同 松平采女正 同 京極甲斐守 同 細川采女正 同 伊達左京亮 同 毛利飛騨守
 同 松平隼人正 同 松平造酒正 同 細

川熊次郎 貳疋分 大村筑後守 同 島津淡路守 壹疋分 小出信濃守 貳疋分 木下右衛門大夫 同 木下肥後守 同 池田内匠頭 同 植村右衛門佐 同 森和泉守 同 鍋島和泉守 同 織田山城守 同 毛利周防守 同 板倉越中守 同 分部若狹守 同 増山對馬守 同 九鬼豊前守 同 關備前守 壹疋分 森對馬守 同 五島大和守 同 久留島伊豫守 同 京極主膳正 同 土方丹後守 同 松平河内守 同 小堀遠江守 同 酒井飛騨守 同 加藤出雲守 同 柳生備前守 同 堀田豊前守 同 小笠原遠江守 同 京極壹岐守 同 永井播磨守 同 一柳土佐守 同 伊東播磨守 同 一柳因幡守 同 織田丹後守 同 立花出雲守 同 本多肥後守 同 織田播磨守 同 松浦彈正

合鞍皆具百八十疋分 人數六十五人 琉球紀事、
 正徳元年三月三日、道中筋御大名方に被爲仰渡候、

一道中奉行衆は不及申、御領私領共に道中宿々并路等之儀、今度朝鮮人來聘に付而之儀計と可被心得歟、若左様にも候は、不時之儀に而公儀掛り物入等も、有之様に可被存候、殊朝鮮人之儀相濟候以後、又々唯今迄之通、宿々及破壊往還筋之儀も、不斷に可被成候、道橋人馬等之無滞に限らず、常々之可有心得事、

一惣而海道之城々は不及申、御使等被仰付候面々罷通り候節之旅宿、勅使公家門跡方之旅館、其外御用に而被通之面々之旅宿、又朝鮮琉球阿蘭陀人等、往來にも差支不申様に心掛可有之候、然者、此度之儀に不依、公儀御定たる儀、常々其心得尤之事に候也、

一道中並木之松植繼候様に申渡候、私領方に而者段々に植繼、又は只今迄有之木下にも苗木を植込候所相見え候由に候得共、御領は于今取掛り申體不相見候由、惣而申渡儀は、御領を相守入念仕候様に可然事に候、以上、月堂見聞集、

正徳元年四月十三日
 當秋朝鮮國より信使來聘付而、於馳走之所々萬滞

儀爲無之、宗對馬守より先達而様子可申越候條被
得其意、無遲滯様に可被申付候旨、海上所々御馳走
人、并御料私領共、通船之場所所有之面々々可被相達
候、

天和二戌年者、肥前國より大坂まで、信使馳走之所
處守護中へ、老中連判之證文雖遣之、今度者如此、
右寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勤
定奉行萩原近江守、土屋相模守渡之、御日記、
正徳元年四月

當秋從朝鮮國信使來聘に付而、於馳走之所々萬滯
儀^爲無之、從宗對馬守先達而様子可申越候條被得
其意、無遲滯様可被申付旨、海上所々御馳走人、并
御料私領共、通船有之面々々可被相達候、
同年五月、覺

一朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なく、人夫船
馬等迎送之勞なく、御料私領之旅館に在いて、御
馳走御賄等之次第被仰出旨相守、各遵行可有由、
急度可被申觸事、按するに、この間江戸留館中、御馳走人
府、并滯留中御扱
の條にうつる、

一驛路之間客館之中、失火地震非常之變事、兼而其

備を設け置、時に臨て四度計なき舉動なき様に
沙汰可有之事、

附、信使經過留滯之間、御城下、諸道驛、士民之
居、寺社等に至迄、失火之愼、猶更無怠慢様に
沙汰有へき事、

右條々可被得其意候、以上、
覺

一朝鮮信使經過之時、道驛橋渡人夫船馬等、往來迎
送之煩なき様に沙汰可有事、

附、水陸之間、或者乘馬荷馬、或は乘船荷船、或
者迎送之役夫、往來之旅人等、混亂停滯なき様
可相計事、

一晝夜共旅館に在いて、信使以下可用諸道具、米穀
魚菜等、事不欠様支度いたし、飲食之料味をこね
たる物等用ましき事、

一旅館并路次之間、火事地震等不慮之變事、兼而其
備を設け、時に臨て四度計なき舉動有へからさ
る事、

附、城下宿々者不及言、御料私領人民之居、諸
寺社等、火之用心猶更油斷有間鋪事、

五月以上、大成令補遺、

正徳元年六月二日、久世大和守相渡天野彌五右衛
門達、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津
近江 丹波 播磨 美濃 三河
遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右國々知行所有之面々、當七月八月頃朝鮮人來
聘之節、并歸國之時も人馬出候儀、御代官より可
相觸候間、無遲滯可差出候旨、知行所々前廉急度
申付置、至其節役人附置、無相違様に可被申付
候、以上、大成令、御徒方萬年記、
文麗叢、承寛雜錄、

正徳元年七月

朝鮮人々音物之銀、京大坂駿府音物有之方々々、
當時通用之銀遣候筈之段、不殘可被相達之候、

七月大成令補遺、

正徳元年七月十三日

朝鮮信使道中往來共、書簡之與通り候時、下馬下
座等いたし無禮之儀不可有候、菅笠等ぬき候に
は不及候、以上、

一晝夜之旅館、往來之路次、或は御馳走衆御賄方、
或は對馬守家來、諸大名役馬等附來る使者等に
至迄、喧嘩口論者不及言、聊も無禮等有へからさ
る事、

一異國之者風俗不案内に依而、無禮之儀ありとも
強而答るにたらず、雖然捨置かたき事に至ては、
對馬守役人に達而、其沙汰に可任事、

一旅館路次之間、信使之從者、私に賣買之事を相か
たらふとも一切取合へからず、譬後日に及て事
顯はる、といふ共、物之多少價之高下によらず、
嚴科に可被處事、

一信使往來之間、見物之場を以て、男女僧尼等雜
り居へからず、廉幕屏風之類を以、其座を隔つへ
し、或は飲食之物を取散し、或者醉狂高聲無行儀
なる體有へからず、往來之旅人止り見るといふ
共道脇へ寄、見物之場を妨くへからさる事、

附、色絹緞子等之幕、金銀之屏風等を以見物之
場を飾る事、禁制に及間敷事、

右之條々、旅館御馳走御賄方者不及言、御料私領之
寺社宿々在々等、各其支配々々々可被相觸候、以上

七月
道中に而来る時は彼國書あり、歸る時者御國書あり、

右之趣、道中筋に可申渡候、踐好謀、御書付寫、御徒方萬年記、琉球紀事、正寶事錄、正徳元年九月

追而、町方に而夜具持合候もの價不相知候は、先御用に相立、重而價は可被渡候、夜具之儀先例も無之、其上兼而宗對馬守役人にも承合候處、入用に而無之由申に付、用意被致問敷由、先頃申遣被得共、先年とは時節遅く冷氣に成候故、右之通に候、已上、

朝鮮より獻上之御馬御鷹に差添來候上官一人中官一人、大坂に而相煩、夜具好候に付、彼地御賄御代官より借渡候由申來候、信使來着之時、三使初惣官人夜具入用之由好候は、大坂に而致支度、間に合不申候分は、大坂町方に而夜具持合候者致吟味、買上被相渡候様に申遣候、大坂に而相渡候得者、中官下官者木綿類に而苦しかる間敷哉、其許に而宗對馬守役人の聞合可被相極候、大坂御賄方にも被申合、諸事間に合候様可被相心得候、町方に而夜具調

候儀、若滞候は、此書面を以、町奉行衆に可被申達候、尤町奉行衆にも申遣候、以上、

九月九日

萩原近江守印

辻彌五左衛門殿
古川武兵衛殿

追而、京都在宅之御代官に之一封被遣、則相逢申候、以上、竹橋齋簡、○按するに、此書因に、に存す、

聘禮後御用掛りの輩に、加恩及び御褒美各差あり、併せみる

正徳元年十一月廿一日

朝鮮人來朝御用相勤候に付被下之、

御手自被下之
御刀來贈光
代金貳拾五枚
時服七
土屋相模守
久世大和守

右之通、於御前被下之、

芙蓉之間

時服六
同四
同
寺社奉行
本多彈正少弼
大目付
仙石丹波守
御勘定奉行
萩原近江守

同三充

御目付

鈴木飛驒守
鈴木伊兵衛
河野勘右衛門
大久保甚右衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之、

奥御右筆

金貳枚充

本目權右衛門
小池與左衛門
高階半次郎
玉置半助

金壹枚充

長野善太夫
竹村伊右衛門
中島源右衛門
小林貞右衛門

銀拾枚

御筆所頭
御筆所頭
鈴木傳右衛門

同五枚

按するに、以上三人柳營日次記には、朝鮮人客館東本願寺に相詰候に付あり、

同三枚

御筆所人
福田伊右衛門

銀十枚、時服二

寄合
深見新右衛門

銀拾枚

同服部清助

時服貳充

同室新助
三宅九十郎
佐々木萬次郎

右之通被下之、

朝鮮人御用相勤候に付御加増被下、

五百石

新井筑後守

都合千石に被成下上意有之、以上、柳營日次記、御徒方萬年記、

正徳元年、この度外使の事に勞ありとて、相模國鎌倉郡自注、植木村城廻村、高野郡自注、上大谷村、等五百石の地を加賜ふ、自注、先に賜ひし武藏國比企郡の地を返し奉りて、其後の地を比企郡野平村にして賜はらむ事を望み申せしは、許されて、この地を野平村の地悉く我領と成たり、武藏相模の地總計壹千石を併せ領す、(白石私記)

正徳元年十二月朔日、御前召之、御懇之上意有之、御加増被下、

壹萬石充

土屋相模守
秋元但馬守御日次記、柳營日次

正徳元年十二月朔日

一朝鮮人の被遣候太刀拵候に付而、研師金具彫物師の銀拾枚充、鞘柄巻師の銀五枚充、長刀研師同枚充被下之、柳營日次記、

正徳元年十二月十五日

一朝鮮人御用相勤候に付、御褒美被下之、

時服貳 羽折 伊奈半左衛門

時服貳充

御代官 貳拾五人 柳營日次記、

按するに、その職によりこれより、さき、すてに御褒美賜はりしものもあれども、今下に連記す、

正徳元年四月十一日

一朝鮮國王の被遣太刀長刀打候者共、

銀七枚充

大刀打候 鍛冶 共 ね

銀五枚充

長刀打候 鍛冶 共 ね

右之通被下旨、鍛冶共居所之領主家來に、槍之間に而寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行萩原近江守申渡之、江戸京大坂町奉行掛りの鍛冶共者、其向々に相達之、御扶持被下之鍛冶共の者、御腰物奉行申渡之、御日記、

正徳元年六月七日、深見新右衛門、三宅九十郎、室新助三人時計間被召、時服拜領也、

朝鮮往來之御用承に付如斯、中村氏筆記鈔、○按するに、これ聘禮前必用の事を命ぜられしに、別に賜ものありしにや、

正徳元年十一月十五日

白銀三十枚 釜屋山城

右、御金印之御用被仰付之付而被下之、御日記、

正徳元年十一月十六日

一朝鮮人御褒應之節、舞樂相勤上方樂人四拾五人、紅葉山樂人九人、於柳之間阿部豊後守、御暇拜領物之儀、順々申渡、

但、委細之儀は、朝鮮方日記に在之、

正徳二壬辰年三月十五日

御代官 石原清左衛門

時服貳充朝鮮人御用相勤候に付御目見 同 大草太郎左衛門

正徳五乙未年十二月廿一日

奥御右筆 高階半次郎

表御右筆 竹村伊右衛門

長野善太夫

島源右衛門

銀拾枚

右者、先御代朝鮮人來聘之書物出來に付、爲御褒

美被下之、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之三十八

朝鮮國部十四

○來聘御用掛附御書類、御褒美等 享保度

享保度朝鮮使來聘御用掛を命し給ふ、また道中筋見分仰付られ、江戸をはしめ所々御修復等の事あり、ありしは、享保四年十月朔日なり、

享保二丁酉年六月廿三日、於御座間老中被召出御

意有之者、唯今迄朝鮮人御用を土屋相模守に按するに、政直、被仰付候得共、相模守老體月番も不仕事に候間、來々年朝鮮來聘に付、御用之儀者相模守御免被成、井上河内守に按するに、正峰、被仰付と云々、柳營秘鑑脱漏、雜話燭談、

享保二年七月十一日

朝鮮人來朝 林 七三郎

御用被仰付 同 百 助以上、柳營日次記

享保二年七月十一日、於土圭之間老中土屋相模守、井上河内守、阿部豊後守、久世大和守、戸田山城守按するに、阿部正喬、久世重之、戸田忠真なり、列座、大學頭父子三人被召出、阿

通航一覽卷之三十七終

部豊後守申渡趣、

來々年朝鮮信使來朝に付、七三郎百助右之御用可相勤、大學頭儀老人難相對思召候間、心を相添へ可申之由、

右被申渡之、若年寄大久保長門守、大久保佐渡守、森川出羽守侍座、按ずるに、大久保教寛、大久保常春、森川重令なり、(柳營秘鑑脱漏、雜話燭)

享保三戊戌年正月廿八日

芙蓉之間

寺社奉行

松平對馬守

大目付

横田備中守

御勘定奉行

大久保下野守

右者、來年朝鮮人來聘御被仰付之旨、河内守申渡之、(柳營日次記、柳營日次記、柳營秘鑑脱漏、雜話燭)

享保三年三月二日

御勘定組頭

奥野忠兵衛

御勘定

深津八左衛門

同

山田平太夫

右朝鮮人來朝御用被仰付之、柳營日次記、

享保三年三月御勘定組頭奥野忠兵衛、并勘定衆深津八左衛門、山田平太夫朝鮮御用被仰付、御右筆部屋縁類に而井上河内守申渡之、御右筆堀内善次郎、山内源五郎、遠山善十郎、是又右御用被仰付、(柳營秘鑑脱漏、雜話燭)

享保四年二月十五日

寄合

宮城三左衛門

近藤三次郎

右者、當秋朝鮮人來朝之節、新居船渡御用可相勤旨、於菊之間老中列座井上河内守申渡之、(柳營日次記、御徒方萬年)

享保四年三月廿三日、井上河内守被相渡御書付、(柳營日次記、御徒方萬年)

神田皆川町二丁目

幸阿彌伊豫

同所

奈良土佐

右朝鮮人被遣候御鞍御籠卓、兩人被仰付候に付、御道具出來迄、晝は御紋付小旗、夜者御紋之挑燈差出候間可被得其意候、右者近所若出火も候は、其心得有之様に、火消御使番之面々にも可被相達候、以上、

三月

同年五月十九日

躑躅之間

御暇

小林又左衛門

同

辻甚太郎按ずるに、この二人御代官なり

右朝鮮人御用差越付而也、以上、柳營日次記、

享保四年五月廿六日

御目付

鈴木伊兵衛

右今度韓人御用之儀、石川近江守申渡、

享保四年六月五日

韓使御用に付、東海道に罷越御代官に御朱印被下之、御日記、

享保四年六月二日

一今日江戸發足、朝鮮人通筋所々御馳走場見分可仕旨被仰付之、

享保四年六月廿七日

大坂町奉行

鈴木飛驒守柳營日次記

會我周防守

朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄上使被遣支度可仕旨、被仰付之、(柳營秘鑑脱漏、雜話燭)

享保四年六月廿七日

中奥御小姓

會我周防守

右朝鮮人來朝之節、三州岡崎迄上使可被遣之旨、被仰付之、(自注、此御使正徳五に者、高家被遣候間、此度の御徒方萬年記享保通記)

享保四年八月九日

芙蓉之間

御暇

會我周防守

朝鮮人來朝に付、岡崎迄被遣候付、金三枚時服三、

右同前、荒井迄被遣候に付、金三枚つ、

記、○按ずるに、周防守の賜もの異同あり、姑らく兩存す、

享保四年八月九日、朝鮮人來朝に付被遣候故、御暇被下之、左之通、

爲上使岡崎へ

會我周防守柳營日次記

○按ずるに、柳營秘鑑脱漏等には、金十枚時服三あり、誤りなるべし、

享保四年八月廿九日

一朝鮮人御用懸共常月被仰付候、(柳營日次記、○按ずるに、この事ふしんたれ)

く存す、姑ら

廣澤先生按するに、俗稱を細井次郎大夫といふ、柳澤を去て飄泊す、其間水府黃門殿に仕る事三年、常憲院殿、文昭院殿文事を以て用らる、有徳院殿韓客返翰玉印篆刻、其後數度公用を勤む、享保四年青山與力に有關、大久保佐渡守若年寄なりし時なり、佐渡守謂て曰、數度文事を以蒙命、青山隊に有關、此關を望申さる、時者、必關に補せらるへしと、廣澤先生曰、今閣有命黒鐵といふ共不可辭、自己より望申事絶て有るへからすと申、佐州感激して曰、尤甫かく有へしとかねておもふ所なり、若有命必不可辭とて、先生に衣服等をめくまる、後百人頭堀田源四郎家において、若年寄大久保佐渡守、松平能登守兩命の書を以て爲與力、其後有公命、大名執酒四十三卷を撰、宿直を許して文事耳を以す、享保二十乙卯年臘二十三日、七十八歳を以て歿す、二老略傳、

享保四年三月三日御觸

一、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀宿旅館、并宿々御普請入札有之候間、望之者も[○]は明後十二日より

同十六日迄之内、烏丸通綾小路下る町平岡彦兵衛旅宿に、家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來る廿二日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、按するに、肥後とあるは、即京都町奉行職肥後守なり、下同し、

同月十三日御觸

一、江州大津御藏園之堀、并會所破損御修復在[○]新入札在之間、來る十五日より十七日迄、中井主水方の家持請人召連罷越、根帳に付仕様帳寫取、來る廿一日肥後屋敷にて札披候様に、望之賣人共わ可申觸者也、

一、大坂御城破損方鍔銅減金、疊表、同綠布、并小買物諸色入札在之候間、明十五日より同十七日迄之内、肥後屋敷に儲成家持請人召連參、根帳付仕様帳寫取、來る廿七日朝五ツ時、於大坂町奉行所札披候様に、望之賣人ともわ可相觸者也、

同年四月十六日御觸

一、兩替町御池下る町、同通押小路角烏丸通御池下る町、御拂之家屋敷五ヶ所在之候、望之者來廿二日朝五ツ時入札持參可仕者也、

一、淀大橋今度懸直し御普請在之付、右橋古木古板

等入札を以、御拂被成候間、望之者明十七日より寺町通丸太町上る町、中井主水宅に參、根帳に付、橋邊見分、來る廿四日安房屋敷にて札披候様に可申觸者也、

一、朝鮮人寄宿本能寺御修復之内、今度増御普請在之間、望之者は廿日廿一日兩日之内、千本通二條下る町、内山七兵衛方の家持請人召連參、元帳寫取、廿二日安房屋敷にて、札披候様に可申觸者也、

卯月十九日按するに、安房とあるは、また京都町奉行山口安房守なり

同年七月六日

一、朝鮮人江戸宿坊、東本願寺本堂假り屋御普請被仰付候、

御作事奉行 千百石 柳澤備後守殿
八百石 久松豊前守殿
同下御奉行 笹瀬左衛門殿
大工頭 片山三七郎殿月堂見聞

信使旅中海陸共とも御饗應御用等、尾紀御兩家を以しめ、諸大名に命せらる、事例のごとし、また音信の事により御書付を出さる、

大久保加賀守忠郁、享保四年己亥正月十六日老中告公旨曰、今般朝鮮信使來聘、此於小田原及箱根可饗使云々、信使九月下旬到着于江府、十月中旬歸國、往來共[○]饗使、改選諸家系譜、

享保四己亥年二月十五日

一、朝鮮人來朝に付、御馳走被仰付面々、

- | | |
|-------------------------|--------|
| 松平筑前守 | 松平肥前守 |
| 戸田采女正 | 松平大炊頭 |
| 大久保加賀守 | 松平遠江守 |
| 本多下總守 | 松浦肥前守 |
| 青山因幡守 | 小笠原佐渡守 |
| 加藤和泉守 | 鳥居丹波守 |
| 右銘々書付を以、井上河内守申渡之、 | 谷出羽守 |
| <small>尾張中納言殿家老</small> | 成瀬隼人正 |
| 右同斷之趣、河内守傳之、柳守日次記、 | |
| 享保四年二月十五日 | |
| 松平安藝守 | 松平大炊頭 |
| 松平筑前守 | 榊原式部大輔 |

戶田采女正 松平遠江守
 大久保加賀守 小笠原佐渡守
 青山因幡守 鳥居丹波守
 加藤和泉守 松浦肥前守
 谷 出羽守

右者、當秋朝鮮人來朝之節、前々之通人馬御馳走無滯可相勤旨、於御白書院綠類老中列座、井上河內守申渡之、御徒方萬年記、享保四年二月十五日、朝鮮人御馳走人被仰付、在府之分相渡候書付、

御白書院於綠類

自分馳走 松平安藝守

右當秋朝鮮人來朝に付、馳走之儀仰付之、但、書付一通相渡之、

筑前藍島

右同斷 松平肥前守
 名代 松平筑前守

右同斷、

備前牛窓

右同斷 松平大炊頭

右同斷、

美濃大垣 戶田采女正
 攝津兵庫 御馳走人 松平遠江守
 相模小田原箱根共 自分馳走 大久保加賀守
 京都 御馳走人 本多下總守
 壹岐勝本 自分馳走 松浦肥前守
 遠江懸川金谷 御馳走人 小笠原佐渡守

河内枚方 同 青山因幡守
 相模大磯 同 鳥居丹波守
 近江八幡 同 加藤和泉守

同 大津 谷 出羽守

右同斷、朝鮮人御馳走人被仰付之、但、書付一通宛渡之、

芙蓉之間

尾張名護屋鳴海 家老 衆

右同斷、朝鮮人來朝に付、馳走可被有之旨被仰出之、

菊之間綠類

寄合

遠江新居船渡奉行

近藤三次郎
 宮城三左衛門

右、朝鮮人來朝に付被仰付候、但、書付渡之、朝鮮人御馳走人、在府之面々相渡候書付之覺、

松浦肥前守

一當秋、從朝鮮國信使來朝に付而、於壹州勝本馳走之儀、往來共に下行候間、可被存其趣候事、

一萬端天和二戊年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無之様可被相心得候、信使到着之日限、并來朝人數之書付等、從宗對馬守方指遣候事、

一松平對馬守、横田備中守、大久保下野守に委細可被承令候、自然彼船依難風相定泊之外、何之地に令漂着候共、其所之船出之諸事無滯様、前廉可被申付候事、

同文言、按するに、此下於筑前藍 松平肥前守
 鳥の文を脱せしなり、 加藤和泉守

同文言、於江州八幡、 戶田采女正

於大垣按するに、上文同文言の三字を脱せしなり、馳走之儀、往來共に下行候間、被存其趣可被勤候事、

水野和泉守

同文言、於岡崎御馳走之儀被仰付候、往來共に下行候間、可被存其趣候、御賄者御代官に申渡候事、

松平伊豆守

同文言、吉田遠州新居於兩所、新居船渡場に近藤三次郎宮城三左衛門被遣候、萬端可被申談候、

大久保加賀守

同文言、於箱根御馳走之儀被仰付候、御賄は御代官申渡候、於小田原馳走之儀、兩所往來共下行候間、可被存其趣候事、

鳥居丹波守

同文言、於相州大磯、

尾張殿

家老 衆に

覺

一當秋、從朝鮮國信使來朝に付而、御領内名古屋、起、鳴海に而馳走可被有之旨被仰出候、今度は三ヶ所往來共に下行候事、

一萬端天和二戊年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無様に可被相心得候、信使到着之日限、來朝

人數之書付等、從松平伊賀守可申遣之事、
一松平對馬守、横田備中守、大久保下野守に、委細
可被承合事、以上、

二月

常秋朝鮮人來朝に付而、新居船渡場に被遣候付、申
談無滞様可被相勤候、委細者松平對馬守、横田備中
守、大久保下野守に可被承合候、

二月

按するに、下の柳營日記等によるに、宮城
三左衛門、近藤三次郎の名を脱せしなり、

同在國之面々之御書付之覺、

朝鮮人御馳走人、在國之面々に被仰付候書付、

自分馳走

長門赤間關
周防上關

備後稱

阿部對馬守

岡部美濃守

大坂宿坊西本願寺

御馳走人

來朝之節、着之日限饗應、歸國之節者下行往來御馳
走仕廻候迄、參勤被指延、

山城淀宿

御馳走人

近江守山泊

松平和泉守

往來御馳走仕廻候迄、參勤被差延、

御馳走人

板倉遠江守

同彦根泊
美濃今須休

自分馳走

三河赤坂休

井伊掃部頭

往來御馳走仕廻候迄、參勤被差延、

遠江濱松泊

御馳走

見付休

三浦志摩守

右同斷、

御馳走

駿河藤枝泊

土岐丹後守

同

同府中休一加番

寄合

小普請組松前伊豆守組

立花出雲守

同江尻泊

戶田主水

本多

四月參勤以後、御馳走所に可相越旨達之、

京極若狹守

同吉原休

松平采女正

同斷、但し六月參勤以後、

御馳走

伊豆三島泊

有馬左衛門佐

右同斷、

御馳走

相模藤澤泊

堀左京亮

同

堀左京亮

右同斷、

武藏神奈川休

御馳走

同品川泊

黒田甲斐守

常秋朝鮮人來朝に付而、御馳走人被仰付候、右之面
面在國在邑に付、以奉書達之、

松平豊前守

但、右之達書今曉河内守於宅渡之、柳營秘鑑脱論、○
開業に、この年七月、今度朝鮮人來朝歸國之節、海陸所々御馳走
人拾萬石以上は、領主より下行、但兩宿之所、一宿は領主、一宿
は御代官所より下行と見えたり、

享保四年二月十八日、朝鮮人御用諸大名領地通過
候泊休場、其外江戸旅館迄之御用懸被仰付候、享保
享保四年五月三日出る御書付

今度朝鮮人御馳走被相勤付而、其向々御用懸御役
人の音物之付届、堅有之間敷候、且又御馳走所何に
よらず、馳走かましき儀堅請申間敷候、右之段手代
等にも急度申付置、聊疎略無之様可相勤候、

右之趣、堅相守候様御賄之御代官に可被申渡候、

右書付、大目付にも河内守渡之、柳營日記、

享保四年五月十七日、大目付被見候御書付、

今度朝鮮人御馳走被相勤候に付而、其向々御用掛
御役人の音物付届、堅有之間敷候、且又於御馳走所

何によらず、馳走ヶ間敷儀一切無之様、可被相心得
候、以上、

五月柳營日記、
御書付留

享保四年五月十六日、大目付横田備中守様より昨
日御留守居方へ、御切紙に而相達候儀有之候間、今
十六日七半時直右衛門按するに、平田直右衛門は、宗
致同
道參上仕候様にとの御事に而、御差圖之剋限に、直
右衛門并鈴木左治右衛門參上仕候處に、備中守様
御逢被成候而、直右衛門被仰聞候は、今度朝鮮人來
朝に付、其向之御用掛御役人の音物付届、堅く有之
間敷候、其外馳走かましき儀一切無之様に可被仕
候、此儀は格別之事に候間、對馬守殿方へ被申越、
御請之儀拙者方へ御狀被遣候様に可申越旨被仰
渡、御書付一通御渡被成候に付、奉畏候段御請申上
る、夫より左治右衛門被召出、右之趣被仰渡、直右
衛門儀は事多き儀に候故、御手前も被召寄候間、末
末之者迄堅可被申渡候、惣而振廻等之儀も無之様
に、申渡候様にとの御事に付、委細奉畏候段御請
申上、直右衛門備中守様へ申上候者、此度は兼而對
馬守心附申候故、一切音物贈答御馳走かましき事、

堅く御無用に被成被下候様に諸方へ申達候、此上御音物等被遣候而者、私方より之御斷之申様不碍故、御音物有之、却而御傍輩中に不禮に罷成候様に御座候而は、私迷惑に奉存候間、此段御開届被下候様にご申達置候、其内御三家様御老中様方より御音物被下候節は、返上仕候事も如何敷迷惑仕候得共、此度之被仰出に而は、右之御方様よりも御音物被下間敷と奉存候、旅宿に而遣候器物に至迄、宿より定り候而可借品者有來候を借し申様に、此節之用迎新規に御用意被仰付候儀は、對馬守宿を始、家中宿とも堅御無用被成可被下候、勿論宿へ御馳走人として、御人被附置候事も御用捨被下候様に、不叶用事も候は、宿亭主に可申達旨、急度兩三度迄申達候、京極若狭守、龜井隱岐守、毛利周防守杯は近き一類に御座候得共、此者共を始音物贈答仕候而は、賜之御斷も難立候間、此者共に信使中者、決而音物贈答無用之由申達置候、此儀者被開召置被下候様に申達候得は、能き御心附候、成程左様之儀者承置候か能候、御家中大勢と乍申上に者別條も有之間敷候得共、下々大勢に候間、下々へ能可被

仰付候、勘定方にも右之趣被仰付候、是者其元へ渡し候に而は無之候、爲心得爲見候由被仰、御書付御見せ被成候故、致拜見返進仕、相應に御挨拶申上、罷歸御渡被成候御書付被仰出帳に記之、
 同月十七日奥野忠兵衛様へ、按するに、御用掛御勘定組頭なり。直右衛門方より遣候手紙贈答左に記之、
 昨日横田備中守様より音物贈答之儀に付、被仰渡候趣有之候、御勘定方にも被仰渡候趣御座候由及承候、不若御事に御座候は、御書付爲御見被遊被下候得かし、心入に罷成候故申上事に御座候以上、
 五月十七日 平田直右衛門
 奥野忠兵衛様
 昨日横田備中守殿より音物贈答之儀に付御申渡有之由、右之儀に付、御馳走方御勘定奉行に相渡り候書付之寫、御覽有之度由、則寫進之候、
 五月十七日 奥野忠兵衛
 平田直右衛門様
 右之御手紙に相添來候書付、左に寫之、
 今度朝鮮人御馳走被相勤に付而、其向之御用懸御役人の音物之付届、堅有之間敷候、且又於御馳走所

何によらず、馳走かましき儀一切無之様に、可被相心得候、

五月

右者、御馳走人へ御渡被成候御書付なり、
 同年八月十三日、大御目付横田備中守様より今四時前壹人致參上候様に、御留守居方へ以御切紙被仰下候付、鈴木左次右衛門致伺公候處、備中守様御逢被成被仰開候は、直右方相招可申達候得共、繁多之段致見聞候付、各へ申達候段、信使來聘間も無之候付、兼而申達候通り、音物等之儀者勿論、信使に付而馳走かましき事決而無之候様に、道中筋寺社方へは、松平對馬守方より被相達、御代官方へは、大久保下野守より按するに、御定奉行。被申渡候、其元へは、最前申達置候得共、右所々へ又々被申渡候付而、此段相達候と之御事に而、御書付一通御渡、末々に至迄堅相守候様に、猥に在之に而は對馬守殿御爲に不罷成候間、彌堅被仰付様に被存候、右之段先頃申達候付、對馬守殿より御開届被成候と之儀、被入御念候而御判有之候御狀被下置候、被仰出之趣官御得心被成候、存候得、至拙者も別而大慶に存候、

扱又今度對馬守殿、尾張殿御領國御通りに付、前々より御音物馳走等有之候、然處、右被仰出譯も有之候、如何可被成哉、何とぞ以前より之通馳走等被成度旨、先頃拙者方迄被仰開候に付、早速河内守殿迄相伺候處、河内守殿にも御決定難成候付、達上開候上、あなたに者格別に候間、彌天和正徳之通、音物馳走等有之候様にと之御事に付、此書付之通申達候間、左様可被相心得と之御事に而、御書付一通御渡被成候付奉畏候、前々あなた様よりは、對馬守儀は勿論、家老其外末々迄も御馳走等被仰付候、末々之者迄も御馳走頂戴仕らせ可申候哉と申上候處、成程尾張殿よりは御伺にも相見へ候、對馬守殿へ時服五、其外家老へも被成下物等有之、馬之飼料之儀も相見へ申候、尾張殿御事は格別に候間、未末に至而も馳走等請候様に、被致候様にと之御事被仰渡候に付、委細奉畏候、早速途中迄可申遣候、此御請之儀如何可仕候哉と申上候處、夫に者不及候由被仰開候付、奉畏候旨御請申上罷歸る、右之節御渡被成候御書付二通被仰出帳に記候、
 同年九月廿一日、横田備中守様へ、左治右衛門致參

上、御取次御用人矢次喜六へ出會、最前備中守様被仰渡候趣に付、大坂に而紀州様より對馬守へ御音物被下候得共、被仰付を重し候而乍憚返上仕候由、途中より申越候、尾張様御馳走御音物之儀、前々之通受用仕候様に被仰出置候故、此度尾州御領に而も、前々之通受用爲仕に而可有御座候、然處、紀州様御音物は御斷申上受用不仕候段、何とやら手前より差別を仕候様に、御沙汰も有之候而者氣毒に奉存候、水戸様は對馬守方御由緒も御座候故、朝鮮人來朝に付、若御音物も可有御座候へとも、尾張様之外者御差圖も無之事故、口^カ受用不仕様に心得罷在候通、爲念申上置候段申達候得者、被入御念候通承届候、備中守他行いたし候、歸宅次第可申聞由被申罷歸る、

同月廿三日、一昨廿一日鈴木左治右衛門、横田備中守様の罷出、殿様の御三家様より來朝に付而、御音物之譯口上に申達候處、昨日御取次矢次喜六方より手紙に而、右口上之趣書付差出候様にと申來候付、則口上書に相認、右之席に別紙口上書も差出す、左に記之、

口上覺

今度對馬守參府之節、於大坂從紀州様御音物被下候得共、來朝に付而之音物之儀は受用仕間敷旨、兼而被仰渡候故、乍憚返上仕候、水戸様に者御由緒も御座候得共、來朝に付而若御音物被下候は、是又返上可仕と奉存候、尾張様計之御差圖有之儀故、此度尾州御領に而御馳走御音物共に受用仕筈に御座候、御三家様者御同前之御事に候處、若も對馬守自分にて差別も仕候様、御沙汰等有之候而者氣之毒に奉存候間、此段爲念各様迄得御意候様に、對馬守方より申越候、以上、

九月 口上覺

宗對馬守内
鈴木左治右衛門

此程、井上河内守様より被仰聞候は、此度於京都松平伊賀守様より按ずるに、京都所司代松平忠因なり、對馬守方へ信使同道に付御音物被遣候處、返進之由御聞被成候、御所司者御老中に差廻き候重き御役柄に候間、歸國之節御音物有之候は、口^カ受用仕候様にと被仰渡候、右御差圖之通に候得者、御老中様方より若も來朝

付而御音物有之候は、不及御斷受用仕候様にと思召候御事と奉存候故奉伺候、右之趣未不申越候故、於岡崎者御音物定而返進爲仕に而可有之と奉存候、此段も御序に被仰上置可被下候、以上、

九月

宗對馬守内
鈴木左治右衛門

右之書付、御取次矢次喜六に致而談相渡、委細口上に而申達候處、則被申上御返答被仰出候は、尾張殿より者御伺有之故、河内守殿に相伺候而、其段致差圖候、御伺無之分は、御差圖可申様も無之候、曾我周防守殿於岡崎、水野和泉守殿より音物有之候は、如何可仕哉之旨被相伺候故、河内守殿へ相伺候處、受納有之候様被仰聞候故、其段申達候旨被仰出候故、拙子申達候は、去頃も被仰渡候故、何方よりも御音物不被下候儀と存罷在候處、紀州様松平伊賀守様よりは間達候儀に而被下候哉と、彌返上仕儀と存候旨申達候處、委細之趣承届候、追而否之御返答可有之との御事に而、相應に挨拶いたし罷歸る、同廿五日、横田備中守様より御留守居壹人罷出候様に申來候に付、鈴木左治右衛門罷出候處、備中守

様御逢被成被仰聞候は、此間以書付被申聞候、於大坂紀伊國殿より音物有之候處、兼而此方より申渡置候趣に付、御返進被成候付被相伺候趣致承知候、前以申渡候節、少々間違之儀有之委細不申達候、御三家様之儀は各別之御事に御座候間、若歸國之節於大坂音物御座候は、御請用有之候様に、勿論水戸殿御事者、御由緒も御座候由に付、内外共に無御遠慮御贈答被成候様に、御老中方者勿論に候間、左様相心得候様に、兼而申達置候通故、及御斷候由御尤成事に存候、依之、紀伊國殿御音物御返進御成候段、如何思召之程被申聞候、其段は早速紀伊國殿に拙者方より申達候、依之、爲心得別紙書付相渡候由被仰聞、御書付御渡被成る、被仰出帳に記之故、茲に略之、享保己亥信使記録、

通航一覽卷之三十八終

通航一覽卷之三十九

朝鮮國部十五

○來聘御用掛御書、御褒美等 享保度

享保四己亥年五月、信使道中人馬等の事諸大名に課せられ、及び宿驛の控書を御馳走人等に出さる、

享保四己亥年五月廿二日、井上河内守按するに、御用掛老中正等、石川近江守按するに、近江守は相渡御書付、若年寄總茂なり、相渡御書付、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津

近江 丹波 播磨 美濃 三河

遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、歸國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無遅滞可差出旨、知行所々前廣急度申付置 無相違様可被申付候、以上、

五月 柳營日記、大成令補遺、
私拾芥錄、

享保四年六月廿一日、大目付横田備中守按するに、御用掛見候書付、

覺

山城 大和 和泉 攝津 河内

近江 丹波 播磨 美濃 三河

遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝、并歸國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無滞可差出候旨相觸候得とも、請負通し人馬に相極、右賃銀高割に而取立候筈に候間、追而御代官より觸可有之候、以上、

六月 御書付留、大成令補遺、柳營日記、○按するに、これより先、信使人馬等の事により、御用掛の輩、宗對馬守

來平田直右衛門と、しはく書の往復あり、すへてこゝに附載す、

享保四年五月五日、松平對馬守様按するに、御用掛、御用人兩人方より直右衛門方へ按するに、即平田直右衛門なり、手紙來、一大坂本願寺より淀へ川船乗船之節、鞍置馬入可申候、此段も忠兵衛様より按するに、御用掛御勤、御聞合可有之候間、明日書付早々忠兵衛様より可被遣候、右之趣拙者共より得御意候様に對馬守申付候、同日奥野忠兵衛様より、直右衛門方之御手紙、一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ相廻り、大坂に

而馬者出候筈に御座候、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀も無之候、歸國之時淀迄參候鞍皆具之内、大坂船上り場へ相廻り、本願寺へ送届候様究り申候、右之通に而差支候儀者有之間敷候哉、是亦兵庫方淀共に波戸場より旅館まで、三使者輿、上々官者乗物、學士、判事、醫師、上官以下共に、程近き事に候間、敷蕙之上可爲歩行と存候、若鞍馬に而參候儀も候哉、此儀も承置申度候、
同六日、奥野忠兵衛様より昨日被下候御手紙之御返答、按するに、これより下の返書等は、皆平田直右衛門よりなり、一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ廻り、大坂に而馬者出候筈に御座候よし、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀無之と被思召候、歸國之時淀まで參候鞍皆具之内、大坂船揚場へ相廻り、本願寺に送届候様に御究被成候、其通に而差支者有之間敷哉之由被仰下承知仕候、先頃河内守様より出馬之儀に付、御書付御渡し被成候御書面にも、參向に者淀より新居まで鞍皆具出候面々之内より、八拾疋分被出、歸國之節者新居より淀まで出候面々之内より、八拾疋分之鞍皆具大坂まで差出筈に候、依之、馬者

所々傳馬差出、若八拾疋分に而不足に候は、大坂御城代御定番より可差出候旨申渡候由、此方にて御書付被仰渡御座候故、參向に淀より新居まで鞍皆具御出被成候御方様より、大坂船上り并淀登之節、乗船之刻船揚場まで之鞍皆具ともに御出し被成、下向に者新居より淀まで鞍皆具御出し被成候御方様より、大坂船揚場より本願寺まで之皆具、并川口乗船之節之川御座に乘候刻之鞍皆具、ともに、御出し被成候趣と相心得罷在候、此段者乍序爲念申上候、
一兵庫方淀ともに、波戸場より旅館迄、三使者輿、上々官者乗物、學士、判事、醫師、上官以下は程近き事に候間、鋪蕙之上可爲歩行と被思召候、若鞍馬にて參候儀も有之候哉、此趣も御聞置被成度旨承知仕候、兵庫方兩所之儀者、鞍馬出候段留書に見當不申候、旅館程近く候故、乘馬御用意には及間敷哉と奉存候、
一淀船揚場より旅館までは程遠く候處、天和に乘馬之御用意無御座不宜候付、正徳年其譯對馬守方より申上候て、乘馬御用意被仰付候由相見へ候、此

度も船場より信使屋手遠に御座候は、上官以下乗用之馬御用意被仰付可然奉存候、下向淀乗船之節も同前に御座候、

同七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、

一鞍皆具參向歸國之節ごもに、淀より大坂へ相廻り、馬者所之傳馬に而若不足之時者、大坂御城代御定番より被差出候旨、河内守殿より書付相渡候由、御紙面之通致承知候、

一兵庫枚方者、船場より程近きゆへか、鞍置馬出候段御留に無之に付、乘馬用意に及間敷之由、淀者船場より旅館まで程遠く、天和も乘馬用意無之不宜候付、正徳其譯御申上乗馬出候由、此度も信使屋手遠に候は、上官以下乗り用之馬用意可然之旨、尤下向淀乗船之節も右同前之由得其意候、

同月廿八日、松平對馬守御用人吉田十兵衛、井川治右衛門方より手紙來、右之返事、

鞍皆具大坂まで、來月幾日頃致着可然哉と御尋被成候、毎度如申上候海上之儀者、順次第之儀に候得者難計奉存候得共、大槩去る十八日彌信使乗船に相極候は、中分之仕合に而來月廿日頃者、大坂着

船も可有之哉と存候、打續順座候は、右日取之内に而參着可有之候哉、ごかく少々者前廣に揃居不申候而者、不圖差支候儀も可有御座歟と奉存候間、來月十日過にも御揃被置可然歟と奉存候、右之日取を以、何分にも御了簡可被成候、不及申進事ながら、鞍皆具被差出候御大名之内、御在所遠近も御座候間、其御考被成御差圖被遊候様にと奉存候、

六月朔日、大御目付横田備中守様より御切紙、左記之、

朝鮮人來朝に付、人馬道中まで被差出候衆、何頃江戸出立可然候哉、有増可被申越候、自分まで承知候様にと河内守殿被仰聞候間、如此御座候、

六月朔日

權田備中守

平田直右衛門殿

右之返書

備中守様より被成下御切紙拜見仕候、朝鮮人來朝に付、人馬道中まで被差出候御方様、何頃江戸出立被仰付可然候哉、有増御聞置被成候様に河内守様被仰渡候間、申上候様にと之御事奉得其意候、海上之儀者順次第之事に候得者難計奉存候得共、五月

十八日彌信使彼國乗船をも仕、順風次第對州へ罷渡候は、中分之仕合に而來る廿日頃者、大坂へ着

船も可有之候歟、順風續候は、右日取之内にも參着可有之歟、奉存候、兎角少々者前廣に揃居不申候而者、不圖差支候儀も可有御座歟と無心元奉存候間、右之御了簡を以、御差圖被遊候様にと奉存候、被差立候場所之遠近も有之事候故、其御考被成候而被差立候は、可然奉存候、御請爲可申上各様迄如此御座候、宜被仰上可被下候、以上、

尙以、左之趣對馬守様より御尋被成候剋も申上候、然共對州參着さへ不相知候故、推量も違可申歟と奉存候、此旨宜様に被仰上可被下候、以上、

六月朔日

平田直右衛門

野村喜平次様

矢須カ喜六様

高主門太夫様

同二日、奥野忠兵衛様昨日之手紙之返事遣之、此間に御答に申上候趣、一々御聞届被遊候由被仰下、被入御念御事奉存候、且亦御大名様方より被差出候、乗鞍馬皆具御賄被成候付、御書付二通被下忝

奉存候、近日期拜顔萬々可得貴意候、以上、

六月二日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

七月八日、吉田十兵衛方より之手紙、

今晚七時、對馬守宅に御出可被成候、奥野忠兵衛様御出合之等に候、此段拙者より得御意候様對馬守申付候、且亦忠兵衛様より御切紙相届候様に、御頼に付爲持進之候、御受取可被成候、

七月八日

吉田十兵衛

平田直右衛門様

同日、奥野忠兵衛様より之手紙、

天和正徳朝鮮人來朝之時、入候人馬之譯承、間、右に可入書留等御持參にて、松平對馬守殿宅に御越可被成候、今日七時過御越可然候、

七月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同日、對馬守様罷出候處、奥野忠兵衛様、深澤八左衛門殿御出にて、天和正徳出馬人足等之數甚違ひ申候、如何様之譯にて候哉之由御尋故、申達候者人

馬之多少は、朝鮮人荷物之多寡にて大分違申候、正徳に者荷物之數多く持參仕候ものと存候、其上寄人足寄馬に候へは、壹人持を壹人にて持候事難成候、殊諸事正徳に者被入御念候故、壹人持候貫目を貳人三人に而持、一疋分之荷物を二駄三駄に分候而付申候様子に候、左様之事に而大分違候と相見へ申候、正徳に者朝鮮人も少々相増候、道中も拾六繼に候、所々逗留に而拾八繼に成申候、旁に而相増候者と存候由申達、正徳年御返物之品被送登候人夫之儀、書付遣候様に被仰候故、則書寫候而遣候、
 一、吉田十兵衛被申候者、大久保下野守様より按ず、下野守に御用掛御勤定奉行なり對馬守方に御手紙に而申談候事候間、明朝五ツ時前下野守様御宅に御出候様に、傳達可仕旨被仰越候、御差合無之候は、御出候様に申候由被申聞候由奉畏候、彌可致伺公由申入、御用濟而罷歸る、
 同九日
 一、大久保下野守様は直右衛門罷出候處、御逢被成天和正徳人足傳馬相増候子細、委承度由被仰候故、昨夕忠兵衛様は申達候趣申上候處、承届候由御挨

撻故罷歸る、
 同日奥野忠兵衛様より來候手紙、
 天和人馬員數
 參向 人足七千三百九拾貳人、馬六千疋 下向 人足七千五百六拾八人、馬五千六百拾六疋 右之外 人足九千三百四拾四人、
 正徳人馬員數
 參向 通り人足三百拾人、寄人足壹萬六百六拾壹人、馬九千七百四拾五疋 下向 通り人足參向同前、寄人足壹萬貳千七百七人、馬八千六百拾壹疋
 右之通に御座候、天和正徳人馬之違之譯承合度候、此ものに御書付可被遣候、
 右之通申來候付、帳面など相考、是より御返答可申上之旨申遣、
 同十日
 一、松平對馬守様は御寄合に付罷出候處、杉岡彌太郎様、辻六郎左衛門様按ずるに、この二人は御代官なるへし、御出、道中御賄方之御代官衆不殘御出、掛御目候、
 一、彌太郎様、六郎左衛門様、直右衛門に御逢被成、

比日度々御尋之通、天和正徳之人足傳馬入高之違、委御吟味故、則先達而御返答申上候趣申上候得者、御聞届被成候由御挨拶有之、其後忠兵衛様を以、何も様より了簡之趣、書付差出候様に被仰聞候故、相認候而差出候得とも、御好等有之故書改、忠兵衛様を以差出候處、御用掛様方御覽之上、其節者役掛に而も無之不被存候趣に候得者、書付者致披見差返候由に而御返進被成、彌太郎様、六郎左衛門様、忠兵衛様御列座に而、天和之人馬積被成爲御見、被成此通に、少餘計に候は、相濟可申候歟、先年者寄人馬に候、此度者惣様請負に被仰付候故、人馬も達者に可有之候故、彌可罷成事之様に被存候由被仰候故、御書付披見候處、前後に立候荷物ともに此人馬數之内に而仕廻候積之様に相見へ、夫には殊之外僅成様に存候故、此人數にては無心元奉存候、然とも私不勤にて不存事をとかう申上候ても如何候間、罷歸候て了簡仕、成不成候儀、明朝御登城前忠兵衛様まで可申上由申候得者、左候は、其通に仕候様にこの事故、御書付受取罷歸、
 一、大垣今須宿之繪圖、忠兵衛様御渡被成候故請取

罷歸、
 一、松平對馬守様にて、奥野忠兵衛様直右衛門様は御渡被成候人馬之書付、
 參向一日分 人足四百六十二人、馬三百七十五疋、是者、朝鮮人并通詞之人馬、
 歸國一日分 人足八百三十四人、馬七百八十七疋、是者、參向之通之人足、但、馬者歸國之時は天和正徳にも如此減申候、
 外 人足五百八十四人、是者、國王并三使に被下物持夫、江戸發足前に先荷物に差出候人足、
 右之通に而、當秋も事濟可申哉承度候、
 同日大久保下野守様より之手紙、
 此間河内守殿に被差出候天和正徳之人馬數相違申候、致如何候儀に而人馬之數違申候哉、此段早速承度候間、御報に可被申聞候、不相知儀候は、不相知と申儀可被申聞候、昨晚奥野忠兵衛方より申入候由、未御返答無之候付申入候、以上、
 七月十日 大久保下野守
 平田直右衛門様
 御手紙被下忝拜見仕候、天和正徳人馬數之違之儀

御尋被成、具成譯者存不申候得共、朝鮮人之人數荷物之多寡、又者道中泊敷に而も違申候、大概者此通に御座候、昨夕奥野忠兵衛様より被仰下候得共、帳面など考見候而、御返答可申上と奉存致延引候、後剋於對州様御宅可申上候、以上、

七月十日

平田直右衛門

大久保下野守様御用人衆中

同十一日、奥野忠兵衛様は遣候手紙、昨日者得貴慮、珍重奉存候、其節御書付御見せ被成、參向一日之人足高四百六拾貳人、馬之高三百七拾五疋に而、朝鮮人方通詞まで可相濟哉之旨御尋被成候、罷歸得と考見申候所、此度持參之荷物多寡難計は存候へとも、人馬に少々餘計も可被仰付由に候故、左候は、大方右之通之御心宛に而、大違は有御座間敷と奉存候、歸國之節も御書付之通にて、大概相濟可申歟と奉存候、將又昨夜御書拔御渡被成候御書付之内、歸國一日分と有之所違は無御座候哉、若此方より差出し候書付之書違に而も御座候哉、又者其元様に而御書拔被成候剋、御書違に而候哉、御文句と相違仕、此方扣に合不申候故、爲念御

尋申上候、依之、御渡被成候御書付懸御目候、願者夜前爲御見被成候御役方様に被差出候御書付之寫、被成下候へかしと奉存候、私名も相見申候故、致拜見度奉存候、不苦候は、被懸御意可被下候、奉願候、以上、

七月十一日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

尙々、左之趣私壹人之了簡を以、天和にも御濟申たる事に候故、大形事濟可申歟と奉存、左之趣申上候、若參着之上違却仕候とも、其段者御許容被遊可被下候、爲念此段申上置候、以上、右之返事手紙、并別紙書付、如仰昨日者、緩々得御意終日御草臥可被成候、其節書付得と御覽候處に、此度持參之荷物難計候得とも、少々餘計之人馬も候は、大方大違は有之間敷と思召候由、歸國之節も書付之通に而大概相濟可申之由、將又昨夜之書付、歸國一日分と有之所違不申候哉と御尋候、成程其元より之書付と違申候、被遣候書付一日分人足四百七十三人、馬三百五十一疋つゝ、御座候、是に對馬守殿長老之人馬差加り

候處を書付進候と存候、夜前懸御目候書付寫可進候由、兎書に而遣申候、此書付も右之所違候に付、張紙致し懸御目候、私も御書付を爲持最早罷出候に付、早々及御報候、以上、

七月十一日

尙々、天和にも相濟たる事に候故、此度も事濟可申哉と思召候由承之候、以上、

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

覺

參向一日分 人足四百六十二人、馬三百七十五疋、朝鮮人、并通詞之人馬、是者、平田直右衛門書出候正徳之人馬之員數を、天和之人馬大格^カ概を以相減如此、
人足三百人、馬四百疋、宗對馬守に被下人馬、并自分雇共、是者、御朱印人馬天和正徳之通、自分雇之内正徳之人馬より人足人馬七十疋、此度減可申由、直右衛門申之候間、相減如此、
人足七十二人、馬三十疋、兩長老、并伴僧乗物、駕籠昇荷馬、是者、此度伺相濟、此人馬之通被下候

由被仰渡候、

合人足八百三十四人、馬八百一十一疋、

歸國一日分

人足八百三十四人

參向之通、但、馬者歸國之時

馬七百八十七疋

は減、天和正徳如此、

人足四百七十三人

其元より被遣候候、一日分之人

馬三百五拾一疋

馬者如此候、本文書違と存候、

按するに、この二箇條の頭書に、右の箇條の上に、此通紙張にて直し來ると記す、

外に

人足五百八十四人

國王井三使に被下物持夫江戸

是者、直右衛門書出候正徳之人足員數を、天和之人足大格^カ概を以相考相減如此、

此度も右之積を以、

參向一日分 人足八百八十九人、内、五十五人、

人馬世話役 馬八百一十一疋

歸國一日分 人足四百九十一人、内、七十三人、

人馬世話役、馬七百八十七疋、以上、享保己亥信使記録、

享保四年五月廿六日觸狀

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで人馬御用に付、入札申付候間、人足方敷金新金六百兩、馬之

方敷金新金千兩持參、尤外に銘々請人家質取之候間、致其心得儘成請人召連參、明廿七日より廿九日
 まで肥後屋敷へ參、根帳記し來月朔日より四日ま
 て、安房按ずるに、肥後は諏訪肥後守、安房は屋敷へ罷越根帳記、仕様帳念を入寫取、翌日五日安房屋敷にて札披候様に、望之賣人ともへ可申觸候、尤歸國之節新居より淀まで人馬敷金右同前可指出候もの也、
 同年七月三日

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで御用人馬、先頃入札申付候處、人足方京都町人河内屋善右衛門、馬之方者菊屋久兵衛と申もの落札に候所、江戸にて請負候落札之直段より、上方高直に在之由申來候、依之、此許入札入直申付候、人足方敷金六百兩、馬之方敷金新金千兩持參、人足方請人家質新金五百兩、馬之方請人家質新金千兩分取之候間、致其心得儘成請人召連、明四日より九日まで肥後屋敷へ參、根帳記仕様念入寫取、同十日札披候様に望之賣人ともへ可申觸候、尤歸國之節人馬とも新居より淀まで敷金右同前可指出もの也、
 同年同月六日觸狀

一朝鮮人淀より遠州まで、上下人足毎日三千人之積り也、上下して落札貳千貳百貫目、
 札主 河内屋善右衛門
 一同馬之方毎日六百疋之積り、淀より遠州新居まで十二日、上下廿四日之積り也、人足方同斷落札不知、
 札主 菊屋久兵衛

一淀より遠州新居まで入用蠟燭、大小凡壹萬三千七拾丁餘、
 落札 三百貫目
 一同人夫毎日三千人之積り、上下して落札入直し、
 落札 貳千五拾貫目、河内屋善右衛門
 同年

一朝鮮人來朝之節、拾萬石出上乘馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添、役人等相付候、淀より京都、夫より美濃大垣までと割符あり、是者上馬と申、上官の類乘申候、拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乘馬に仕立、馬の皆具馬の役人は其大名より出て、淀より江戸まで通し馬に仕候、是を中馬と申、中官の類乘申候、是も當年は淀より遠州

まで參、夫より東國の大名方御請取被成候由、一朝鮮人參向之節、西國大名方乘馬御出し被成候は、先年は大坂より江戸まで御送候得とも、今度は大坂より遠州新居まで御送候、其代に唯今まで疋疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候、路法近きに依てなり自注、右は大坂より江戸まで通し馬の分、

朝鮮人來朝に付、御用出馬御大名方之覺、一鞍置馬之分

- 參向、淀より京、夫より新居まで
- 九疋 松平肥後守 拾三疋 松平右衛門督
 - 拾疋 松平淡路守 八疋 松平土佐守
 - 廿疋 細川越中守 六疋 松平讚岐守
 - 四疋 立花飛騨守 四疋 松平長門守
 - 四疋 本多唐之助 以上八拾疋
- 同斷、舞坂より江戸まで、
- 拾四疋 水戸 拾疋 松平伊豫守 四拾疋
 - 松平加賀守 拾貳疋 藤堂和泉守 四疋
 - 松平下總守 以上八拾疋
- 歸國、江戸より舞坂まで、
- 貳拾五疋 松平陸奥守 六疋 上杉式部大輔

- 六疋 松平大和守 八疋 佐竹右京大夫
- 四疋 阿部豐後守 四疋 丹羽左京大夫
- 五疋 井伊右衛門大夫 六疋 酒井雅樂頭
- 四疋 堀田伊豆守 四疋 眞田伊豆守
- 四疋 南部大膳亮 四疋 松平日向守
- 以上八拾疋、

同斷、新居より京、夫より淀まで、

- 五疋 松平隱岐守 四疋 松平越後守
- 七疋 松平出雲守 貳拾疋 松平甲斐守
- 拾四疋 松平丹後守 八疋 有馬玄蕃頭
- 六疋 小笠原右近將監 四疋 稻葉丹後守
- 四疋 奥平大膳大夫 以上七拾貳疋、

一中馬皆鞍具之分

參向、大坂船場より宿坊まで、

- 六疋分 鍋島加賀守 四疋分 蜂須賀隱岐守
- 五疋分 松平主殿頭 四疋分 青山大膳亮
- 四疋分 仙石信濃守 三疋分 永井飛騨守
- 四疋分 稻葉伊豫守 三疋分 九鬼丹後守
- 四疋分 松平紀伊守 三疋分 細川備後守
- 四疋分 藤堂佐渡守 貳疋分 松

平市正 四分 鍋島攝津守 貳分 大村伊勢守 貳分 島津淡路守 貳分 伊達和泉守 壹分 久留島伊豫守 貳分 秋月長門守 壹分 水野壹岐守 貳分 小出信濃守 貳分 木下右衛門佐 貳分 木下肥後守 壹分 加藤大藏少輔 壹分 小出備中守 壹分 分部左京亮 壹分 井伊因幡守 壹分 市橋下總守 壹分 京極壹岐守 壹分 池田丹波守 壹分 松平近江守 以上七拾四分

同斷、淀より京、夫より新居まで、拾三分 鍋島加賀守 九分 蜂須賀飛騨守 拾壹分 松平主殿頭 八分 青山大膳亮 拾分 仙石信濃守 六分 永井飛騨守 九分 稻葉伊豫守 六分 九鬼丹後守 九分 松平紀伊守 六分 細川備後守 九分 藤堂佐渡守 六分 松平市正 九分 鍋島攝津守 五分 大村伊勢守 五分 島津淡路守 五分

正分 伊達和泉守 三分 池田丹波守 四分 秋月長門守 四分 小出信濃守 四分 木下右衛門佐 四分 木下肥後守 貳分 久留島伊豫守 貳分 水野壹岐守 貳分 加藤大藏少輔 三分 分部左京亮 貳分 小笠原近江守 三分 市橋下總守 貳分 京極壹岐守 三分 關備前守 貳分 井伊因幡守 三分 松平近江守 四分 淺野又一郎 貳分 小出備中守 以上百七拾五分

同斷、舞坂より江戸まで、九分 松平右近將監 八分 津輕土佐守 九分 間部越前守 七分 土井甲斐守 拾壹分 戸澤上總介 五分 內藤伊賀守 拾分 相馬讚岐守 五分 板倉式部 拾分 秋元伊賀守 五分 松平越中守 九分 太田備中守 四分 小笠原駿河守 九分 秋田主水正 三分 六郷伊賀守 九分 溝口久三郎 三分 牧野周防守 三分 本多若狹守 三分

三分 內藤式部 三分 堀一學 貳分 三宅備前守 三分 松平宮内少輔 貳分 戶田大隅守 三分 保科彈正忠 貳分 松平主稅頭 三分 井伊兵部少輔 貳分 堀長門守 三分 南部宮内 貳分 前田丹後守 三分 岩城左京 貳分 植村土佐守 三分 大關信濃 貳分 戶田淡路守 三分 內藤主殿頭 貳分 山口伊豆守 三分 板倉百介 貳分 井上筑後守 三分 森安藝守 貳分 森川出羽守 貳分 本多監物 貳分 一柳對馬守 貳分 本多兵庫 貳分 建部丹波守 以上百八拾五分

歸國、江戸より舞坂まで、五分 松平出雲守 貳分 松平越前守 三分 松平大學頭 拾五分 土屋相模守 三分 松平播磨守 九分 本多中務大輔 拾分 松平左兵衛督 四分 酒井石見守 九分 松平中務大輔 四分 阿部攝津守 三分 織田美濃守 三分

正分 阿部因幡守 拾貳分 松平備前守 三分 水野攝津守 九分 脇坂淡路守 三分 松平縫殿介 拾貳分 水野日向守 三分 細川長門守 七分 本多遠江守 三分 本多勝之介 五分 永井伊豆守 貳分 太田原飛騨守 五分 稻垣和泉守 貳分 內田信濃守 四分 森和泉守 貳分 酒井越前守 四分 本庄宮内少輔 貳分 米倉主計 貳分 堀飛騨守 貳分 松平刑部少輔 貳分 松平筑後守 貳分 北條遠江守 貳分 佐竹式部少輔 貳分 米津出羽守 貳分 新庄駿河守 貳分 井上遠江守 以上百六拾八分

同斷、新居より淀まで、五分 松平攝津守 拾貳分 土井大炊頭 五分 松平左京大夫 拾分 加藤出羽守 拾四分 牧野備後守 拾分 石川主殿頭 拾分 松平孫四郎 三分 植

村右衛門佐 九疋分 松平周防守 三疋分
 増山對馬守 九疋分 内藤豊前守 三疋分
 分 毛利周防守 九疋分 伊東修理亮 三疋分
 正分 鍋島和泉守 九疋分 黒田伊勢守 三疋分
 三疋分 織田近江守 七疋分 龜井隠岐守 三疋分
 三疋分 九鬼大隅守 七疋分 金森出雲守 三疋分
 守 正分 五島近江守 六疋分 京極加賀守 三疋分
 豆守 正分 片桐石見守 五疋分 細川伊豆守 三疋分
 近江守 正分 伊東播磨守 四疋分 相良田内匠頭 正分 遠藤下野守 四疋分 池永井播磨守 正分 本多伊豫守 正分 松浦彈正 正分 一柳因幡守 正分 堀田備後守 正分 酒井飛騨守 正分 松平兵庫頭 正分 小笠原喜三郎 正分 松平彈正少弼 正分 織田播磨守 正分 織田肥前守 以上百八拾五疋 大坂西本願寺より船場まで 正分 松平攝津守 六疋分 牧野備後守 正分 松平左京大夫 五疋分 土井大炊

頭 四疋分 加藤出羽守 三疋分 池田内匠頭 四疋分 石川主頭殿 壹疋分 植村右衛門佐 四疋分 松平孫四郎 壹疋分 増山對馬守 四疋分 松平周防守 壹疋分 毛利周防守 四疋分 内藤豊前守 壹疋分 鍋島和泉守 四疋分 伊東修理亮 壹疋分 分 織田近江守 四疋分 黒田伊勢守 壹疋分 正分 九鬼大隅守 三疋分 龜井隠岐守 壹疋分 正分 五島近江守 三疋分 金森出雲守 壹疋分 壹疋分 片桐石見守 三疋分 京極加賀守 壹疋分 伊東播磨守 三疋分 細川伊豆守 壹疋分 遠藤下野守 三疋分 相馬近江守 壹疋分 柳生備前守 壹疋分 永井播磨守 壹疋分 織田肥前守 壹疋分 松浦彈正忠 壹疋分 本多伊豫守 壹疋分 堀田備後守 壹疋分 一柳因幡守 壹疋分 松平兵庫頭 壹疋分 酒井飛騨守 壹疋分 松平彈正少弼 壹疋分 小笠原喜三郎 壹疋分 織田播磨守 以上八拾三疋 以上、以上、月堂見聞集、

享保四己亥年八月十五日

一、今度朝鮮人來朝に付て、於在所御馳走相勤、又は御用勤候面々之外者、國持并拾萬石以上は、淀より遠州新居まで、新居より江戸まで、歸之節者江戸より新居まで、同所より淀まで、乘馬出之、一萬石以上九萬石餘之面々は、鞍皆具口附等差出之、柳繁、享保、通鑑、享保十三戊申年、雨森東五郎書上、
 一享保年信使に相附候護衛之軍官は、騎馬にて無之候ては如何に候へとも、其外の上官ともは、駕籠に被仰付候は、その身とも爲にも宜く、日本諸大名の費をも省き候事に候ゆへ、譯官ともへ被申談相頼候事に候は、公儀へ可被仰上候間可被申越候、
 しかし儘に成可申哉否の儀は、不相知事に候間、究ては被申間敷と裁判方へ被遣候所、裁判被致失念譯官とも不申聞内に、最早國々へ被仰付馬割相濟候、令延引候ゆへ其沙汰に及び不申候、重ては何とそ護衛の外は、駕籠に成候様に有之度事に候、享保年書記とも乘候等の駕籠、軍官どもの内書記を

押のけ乗候族儘有之候、重て信使には軍官とも、駕籠に乗候先現有之候と申候は、必駕籠を乞候事など可有之哉と存事に候、交隣提醒、
 享保四年六月、覺
 一道橋修復之儀、近年之内に兎角作直し候ては不叶程の所は、此節仕直し可申候、左程に無之、朝鮮人來朝見懸け取繕可申と存候程之儀は、可爲無用事、
 一道筋并家々各別見苦敷所者、取繕せ可申候、箇様之當分之儀者、當日二日三日前出來候様に可然候、
 一掃除は一日前に可致候、前廣には、堅可爲無用事、
 一泊之宿にも、家並に挑灯出し申儀、堅無用の事、但、朝鮮人之宿所は格別之事、
 一川々其外切所、并橋などに挑灯出させ候儀、是又隨分可爲減少事、
 一家々手桶差出置候儀可爲無用候、番代或は朝鮮人の宿所など、爲用意少々差出置可申候、
 但、宿中朝鮮人通候節、水うち候儀は有合之手桶

を用、仕舞候は、家之内へ入置可申事、
 一盛砂者、三使旅宿の外一切可爲無用事、
 一宿中足輕中間等に指出候儀、并掃除之爲郷人
 足集置候儀、用事足候程を考可申候、其外見分
 爲、無益之人數差出候儀、堅無用之事、以上、

六月

右之迄、攝津兵庫御馳走人より品川御馳走人ま
 て、於井上河内候宅書付相渡之候、大成令補遣、

享保四年六月、覺

一朝鮮人來朝に付、道中へ鞍皆具被差出候儀、先年
 之通道中殊之外混雜致し候由に候間、込合不申候
 様に、可被申付候事、

一於泊休、上使旅館より手前にて下候馬を、三使宿
 より先へ引返し相扣候之通立置、三使與旅館へ入
 候以後、宗對馬守役人斷次第、面々宿へ牽入可申
 候、馬立置候節も、朝鮮人宿へ入候差支に不成様に
 見合立置可申候、先に牽候馬を跡より追越候様成
 儀、一切無之様に作法よく可仕候、信使宿の前に對
 馬守役人在之可令下知候間、可任其意候事、
 一三使旅館出立之節も、同前之事に候、且又混雜無

之様に揃候て、場所へ牽出可申候事、

一沓籠持、傘持、合羽籠持、宿中にては其馬々に相
 添居候に不及候、先達而宿口迄罷越有之、宿離より
 其馬々に附可申候、尤雨天之節者格別之事、

一先年者、馬道具替道具等長持多く有之、甚込合候
 由相聞候、今度者乘馬替も少々爲奉、多くは無用候
 間、先達而被仰出候得とも可爲其通候、馬具之儀者
 別而替り餘計爲持可申事に無之候間、是又少々者
 差越多くは無用可致候へとも、彌其趣可被心得候、
 且又右代り道具長持等、心々に出立候儀無用候、堅
 朝立仕間敷候事、

一惣而馬附鞍皆具附候役人下々荷物者、三使對馬
 守發足相濟而、暫く見合罷立込合不申様に、跡より
 可被越候事、

一三使對馬守方之人馬と同前、宿々へ附人馬引付
 候儀仕間敷候、三使對馬守發足以後に、宿々へ引付
 候様に可被致候事、

一旅宿等も、信使對馬守妨に不成様に、可被相心得
 事、

六月、先例政典續編、

御用掛執政以下御褒美を賜はる、をのゝ差あり、
 享保四年十月十八日

御座之間

御手自御刀青江代金五百貫

御三所物刀頭彫影

右、朝鮮人御用相勤候に付被下之、

芙蓉之間

時服六

同四

同

同

同三

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

井上河内守

松平對馬守

横田備中守

大久保下野守

林大學頭

林七三郎

林百助

鈴木伊兵衛

稻生次郎左衛門

堀内善次郎

山内源五郎

遠山善十郎

服部源八郎

時服二

右同斷に付被下旨、河内守傳達之、

柳營日次記、御徒

方萬年記、但、御

徒方萬年記に、堀内善次
 郎以下與御右筆あり、
 享保四年十月廿八日

御作事奉行

柳澤備後守

久松豊前守

御殿詰御勤定組頭

奥野忠兵衛

御勤定

深澤八左衛門

同

山田平太夫

御疊奉行

石川彌市右衛門

御大工頭

片山三十郎

狩野永叔

同

如川

銀拾枚つ、

銀五枚つ、

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於席々被下之、
 享保四年十月廿八日、朝鮮人掛之衆御褒美有之、
 柳營日次記、
 方萬年記、
 廣澤先生按ずるに、俗稱を細
 井次郎太夫といふ、享保の始、有徳院殿朝鮮返
 翰の御印篆刻の命を蒙り御印成る、褒美として白

銀貳拾枚を賜はる、其頃河原半右衛門と云ものあり、氣象磊落不羈なるものなり、きたりて曰、賜銀貳拾枚を以て、越前一伯君の小佩刀あり、求て傳ふへしといふ、刀劔は三作の内なり、長さ尺餘、金を以飾りて彫刻は所謂作なり、半右衛門か云に任せ、即貳拾枚を以てこれをかふ、二老略傳、享保五庚子年八月五日、躑躅之間、

- 御代官 甚太郎
- 會田伊右衛門
- 松平九郎左衛門
- 小宮山長右衛門
- 柘植兵太夫
- 遠山七左衛門
- 鈴木小右衛門
- 秋山彦太夫
- 竹田喜左衛門
- 日野小左衛門
- 美濃部勘右衛門
- 柴村藤兵衛
- 龜田三郎兵衛
- 増田太兵衛
- 窪島作右衛門
- 森山勘四郎
- 岩室伊右衛門
- 山田八郎兵衛
- 飯塚孫次郎
- 都筑藤十郎
- 遠山半十郎
- 前島小左衛門
- 河原清兵衛
- 小林又左衛門
- 大草太郎左衛門
- 江川太郎左衛門

時服二つ、
右者、朝鮮人御用相勤候に付、爲御褒美被下之、芙蓉之間
時服二
羽織
御代官 伊奈半左衛門
同年十月廿一日

躑躅之間
御代官 岩出彦兵衛
金壹枚
時服二
朝鮮人御用相勤候に付被下之、
右河内守申渡之、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之三十九終

通航一覽卷之四十

朝鮮國部十六

○來聘御用掛附御書、御褒美等 寬延度
寬延度信使來聘この事仰出されしは、延享三年九月なり、御用掛り、及ひ川々御修復御用掛り等を命せらる、聘禮ありしは、寬延元年六月朔日なり、
延享三丙寅年九月十一日

- 寺社奉行 秋元攝津守
- 大目付 河野豊前守
- 御勘定奉行 逸見出羽守
- 御目付 駒井靱負
- 御目付 中山五郎左衛門
- 御勘定吟味役 堀江荒四郎
- 右朝鮮人來朝に付、御用掛被仰付之、按するに、梁園殿被仰渡さあり、
- 林 大學頭
- 林 内記

右同斷之旨、於奥被仰渡之、御徒方萬年記、
延享三年十二月廿六日、御代官佐々新十郎長純朝鮮人御用掛り被仰付、同五戊辰年六月御用相勤候、
小普請佐々久
右衛門家譜、
延享四丁卯年正月廿三日、板倉佐渡守、按するに、若年寄板倉勝清、
相渡、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候儀、手重にして結構に取繕候に者及ふ間敷候、萬事不滞様申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、一正徳之時分者、手重く取繕候儀も有之様相聞え候、此段紛れ不申様取計可然候、

右之趣、相心得寄々可被達候、
右書付、朝鮮人御用懸わ雅樂頭按するに、老延享大成令續集、御徒方萬年記、渡之、
延享四年四月朔日
朝鮮人來朝御用掛 本多伯耆守按するに、老中本多

右於奥被仰付之、御徒方萬年記、
延享四年四月朔日
菊之間

交代寄合 松平三治
溝口修理
遠州荒居船渡奉行被仰付之旨、酒井雅樂頭申渡、
鷗林來
聘記

延享四年五月十日日本多伊豫守按するに、若年寄本多忠統相渡、

御目付

百人組 齋藤左門組與力 細井文三郎

右朝鮮の御返翰之御朱印彫刻候様に申渡候、於御細工所爲彫候間、申合見廻り候様に可被致、尤林大學頭林内記も見廻り候筈に候、御細工頭者替々附候而有之候様に申渡候間、可被得其意候、蓋教類典、大成令續集、
廣澤先生歿して九阜先生嗣祿、有徳院殿猶文事を以用ゆる事數年、惇信院殿朝鮮返翰印信篆刻、儲君自注、當將軍家、朝鮮返翰印章篆刻、二老略傳、

延享四年六月五日

朝鮮人御用掛 寺社奉行 酒井修理大夫

右之通被仰付之旨、於羽目之間老中列座、酒井雅樂頭申渡之、御徒方萬年記、

延享四年六月
朝鮮人來朝御用掛秋元攝津守代り、酒井修理大夫被仰付候段、所々御馳走人の可被達候、大成令續集、
延享四年六月七日

御目付

神尾市左衛門

右者、駒井靱負代朝鮮人御用掛被仰付之、

朱書駒井靱負先達而被仰付候處、當八月十二日小

普請奉行の御役替被仰付、御徒方萬年記、

延享四年九月

大坂御城代

阿部伊勢守

名代

阿部伊豫守

就病氣、朝鮮人御用等難相勤に付、願之通御役御免之旨、老中列座本多伯耆守被申渡、

寺社奉行

酒井修理大夫

右阿部伊勢守跡御役大坂御城代被仰付、被叙四品、朝鮮人來聘に付、早々出立候様に、老中列座本多伯耆守被申渡、

御小姓頭

久世長門守

右酒井修理大夫の、大坂御城爲引渡被遣之旨、本多伯耆守被申渡、若年寄中侍座、

修理大夫事

酒井讚岐守

右願之通名改被仰付、

私云、養祖父讚岐守儀、修理大夫にて御城代被相勤、老中昇進之節讚岐守と名改早死に付、此度者讚岐守にて御城代と云々、
一朝鮮人來聘に付、御役所の御暇、
御座之間

時服二十、御馬、
御刀信正代金二十枚
酒井讚岐守

同人爲引渡罷越候

久世長門守

朝鮮來朝記

延享四年十二月廿一日

中興御小姓

三枝備中守

右者、來夏朝鮮人岡崎迄着之節、爲上使可被遣候、用意可仕旨、御右筆部屋縁類にをいて、御老中列座酒井雅樂頭被申渡、若年寄侍座、

同 松平飛騨守

右就同斷、三枝備中守代相心得罷在候様、於同席同人被申渡、侍座同斷、鷗林來聘詳録、御徒方萬年記、但し御徒方萬年記には廿二日係く、
延享四年十二月廿八日

寺社奉行

稻葉丹後守

右酒井讚岐守代被仰付之、御徒方萬年記、

寛延元戊辰年二月

御徒目付

伴 勘七郎

窪田忠藏

小林利左衛門

河内忠次郎

秋山豊五郎

蒔田又五郎

伊藤新六

根本善左衛門

御小人目付

拾六人

右朝鮮人來朝に付、御用相勤候様可被申渡候、尤伺之通旅館御賄所へも、日々相詰候様可被致候、

二月

右書付、御目付の板倉佐渡守渡之、大成令續集、

寛延元年、朝鮮人御用掛御役人、

老中

酒井雅樂頭

寺社奉行

大目付

河野豊前守

御勘定奉行

逸見出羽守

稻葉丹後守

御勘定吟味役 堀江荒四郎	正木與市
御勘定 小倉伴助	粕屋金太夫
菅谷太兵衛	池田彌五郎
峯本治部右衛門	羽倉源之丞
上野助三郎	山崎岡右衛門
神尾喜六	松村新三郎
池田順太郎	葉若平太夫
平御勘定 竹田甚左衛門	以上、
内方鐵五郎	
右御用掛り追加	
高家 堀川兵部大輔	御目付 中山五郎左衛門
奥御右筆頭 蜷川八右衛門	奥御右筆 清須孫之丞
儒者 柴田藤三郎	林圖書頭
御納戸 林大學頭	坂原作左衛門
御徒目付 水谷又吉	勝田彌三郎
御小人目付 伴勤七	宮本半四郎
河田忠次郎	
河村嘉吉	小鹽茂七
御使方 松村又五郎	内藤左平次
井上茂八	持田只七
山本友八	栗田九左衛門
以上、	
右朝鮮人御用掛り先年は無之、御入用方懸合候儀故被仰付、	若年寄 板倉佐渡守
同年、諸大名留守居り、	
一朝鮮人來聘に付、川々御修復御手傳被仰付候面、	
右者、去卯八月大水大破罷成候に付、	
有馬中務大輔	松平土佐守
松平勝五郎	丹羽左京大夫
黒田甲斐守	中川修理大夫
右之通被仰付、	
御使番 細井左次右衛門	小幡又十郎
右者、川々御普請爲御目付可被遣、用意可仕之旨被仰渡、	

御勘定吟味役 堀江荒四郎	同 井澤彌三兵衛
御勘定組頭 中山平左衛門	早川庄次郎
淺井半左衛門	前澤藤十郎
支配勘定 横尾六右衛門	出井重四郎
右川々御普請御用可被遣、用意可仕旨被仰渡、	
御徒目付 山田幸右衛門	小知藤右衛門
菰田仁右衛門	岩松角左衛門
右同斷、	
一右場所割 酒勾川 富士川 阿部川原 吉原之間	有馬中務大輔
大井川 天龍川西方	松平土佐守
天龍川東方 舞坂	黒田甲斐守
美濃國川々	丹羽左京大夫
甲州川々	松平勝五郎 中川修理大夫
右之通被仰付、以上、朝鮮來朝記、	
寛延元年三月五日	
御勘定組頭 上野助三郎	山崎岡右衛門
御勘定 勘野喜六郎	内方鐵五郎
松村彌三郎	
右者、朝鮮人來朝に付、道中筋人馬割御用罷越候に付被下之旨、於御右筆部屋縁老中酒井雅樂頭申渡之、	
同廿九日	
時服三、羽織、金三枚 三枝備中守	
右者、朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄爲上使被遣之、御暇被下之旨、於芙蓉之間老中列座、松平右近將監 <small>按ずるに、老中松平武元、御徒方萬年記</small> 申渡、若年寄侍座、	
金三枚	寄合 溝口修理
右同斷に付、遠州新居船渡奉行罷越候に付、御暇被下之旨於同席同人申渡之、 <small>鶴林求詳詳誌、御徒方萬年記、</small>	
江戸其外信使旅中、御馳走ならひに人馬等の御用、諸大名に課せらるゝ例のことし、また音信其外につき、	

仰せ出さるゝむねあり、
 延享四年四月朔日、來辰夏朝鮮人來朝之節、道中筋御馳走大名十九人被仰付之、御徒方萬年記、
 延享四年四月朔日、出仕之面々御禮過居殘、來辰年朝鮮人往來御馳走被仰付、

松平安藝守
 松平大炊頭
 伊達大膳大夫
 右一人充書付を以、酒井雅樂頭申渡、老中列座、
 名代
 松平遠江守
 大久保出羽守
 戸田采女正
 松平豊後守
 太田攝津守
 青山因幡守
 土井伊豫守
 毛利甲斐守
 右同斷、同人申渡之、列座同前、
 但し、病氣之面々者、雅樂頭宅に家來呼寄達

之、
 芙蓉之間
 尾張殿家老
 阿部 縫殿
 右同斷に付、馳走可有之旨被仰出候段、同人書付を以達之、
 本多伯耆守
 右同斷、藤枝泊御馳走被仰付之旨、於奥被仰渡、

在國在邑之一分
 井伊掃部頭
 松平大膳大夫
 松平美濃守
 松浦肥前守
 石川主殿頭
 岡部美濃守
 伊東修理大夫
 右同斷に付、奉書を以達之、
 人馬割御代官
 佐々新十郎
 蔭山 外記
 松平筑前守
 松平大和守
 戸澤上總介
 加藤出羽守
 水野 監物
 京極佐渡守
 永井近江守
 船橋安右衛門
 戸田忠兵衛
 岡田庄太夫
 養 笠之助
 川田 玄養

山本平八
 一宿々御賄御代官

幸田善太夫	藤井八左衛門
奥谷半四郎	萩原藤七郎
渡邊 民部	小堀十左衛門
角倉 與市	石原清左衛門
龍川小右衛門	多羅尾四郎右衛門
小野左太夫	青木次郎九郎
内藤十左衛門	淺岡彦四郎
菅沼久次郎	千種清右衛門
近藤萬五郎	竹田治部右衛門
井戸助左衛門	泉下儀左衛門
大草太郎左衛門	平岡彦兵衛
小川新右衛門	天野介次郎
辻 六郎左衛門	齋藤新八郎
大屋木工之助	吉田久左衛門
上倉彦左衛門	田中八兵衛
齋藤喜六郎	土井宇兵衛
鈴木小左衛門	堀江清次郎
柴村藤右衛門	木村 雲八

伊奈半左衛門
 野呂猪右衛門
 遠藤七郎左衛門
 宮村 孫左衛門鶴林來聘記、
 延享四年四月
 朝鮮人來朝歸國之節、海陸所々御馳走人、十萬石以上者領主より下行、
 但、兩宿之所、一宿者領主、一宿者御代官所より下行、
 十萬石以下者、御代官所より下行、
 壹岐勝本 松浦肥前守 筑前藍島 松平筑前守
 長門赤間關 松平大膳大夫 周防上關
 同人松平大膳大夫 安藝蒲刈 松平安藝守 備後鞆 伊達大膳大夫 備前牛窓 松平大炊頭
 播磨室津 松平大和守 攝津兵庫泊 松平遠江守 同大坂旅館四本願寺 岡部美濃守 河内枚方休 永井飛騨守 山城淀泊 稻葉丹後守 京泊旅館本國寺 松平美濃守 近江大津休 青山因幡守 同守山泊 石川主殿頭 同八幡休 松平能登守 同彦根泊 井伊掃部頭

美濃今須休 同人井伊掃部頭 同大垣泊 戸田采女
 正 尾張起休 尾張殿 同名古屋泊 御同人
 人 同鳴海休 御同人 三河岡崎泊 水野
 監物 同赤坂休 土井伊豫守 同吉田泊 松
 平豊後守 遠江新居休 同人 同濱松泊
 松平伊豆守 同見付休 同人 同掛川泊
 太田攝津守 同金谷休 同人 駿河藤枝泊
 本多伯耆守 同府中休 駿河加番 同江尻
 泊 鍋島攝津守 同吉原休 毛利甲斐守
 相定泊之外、何れ之地令漂着候共、其所之船出之
 諸事無滞様、前廉可被申付旨達之候事、
 一朝鮮人來朝人數之書付、并到着日限等、壹岐勝本
 より攝州兵庫御馳走人迄者、宗對馬守より相達之、
 大坂御馳走人より道中所々江戸御馳走人迄者、右
 之段牧野備後守より、按ずるに、京都所司、代牧野貞通なり、如先例相達等
 候事、
 一朝鮮人歸國之節者、道中所々御馳走人々之觸、何
 れもより被達候場所も可有之候間、歸國之節之儀
 者、先例等被相考、追而可被相伺候事、

新居船渡奉行 松平三治
 右之通、被仰付候間滞無様可申合旨、
 伊豆三島泊 加藤出羽守 相模箱根休 大久
 保出羽守 同小田原泊 同人 同大磯休
 松平左兵衛佐 同藤澤泊 細川采女正 神
 奈川休 溝口出雲守 品川泊 京極佐渡守
 江戸客館 戸澤上總介 伊東修理大夫
 一萬端享保四亥年之通候、且又無益之儀無之様可
 被相心得候、委細秋元攝津守、河野豊前守、逸見出
 羽守、堀江荒四郎に可承合旨達之候事、
 一海上所々御馳走人々者、自然破船依難風相動候
 御代官にも可被申渡候、以上、
 四月 御勘定奉行に

官に可被申渡候、

四月

同年十一月
 朝鮮人御馳走之所々にをいて、朝鮮人通候に付、態
 と取繕諸事無益之儀無之様相心得、城下者不及申、
 諸番所家來并武具差置候儀者、常々嗜有之事に候
 間、急度被差出可然候、簡様之儀省候品には無之候
 間、若心得違無之様に、道中御馳走人々寄々通し
 可被置候、

十一月、以上、大成令續集、

延享四年十二月十五日、酒井雅樂頭相渡、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津 近江 丹波
 播磨 美作 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆
 相模 武藏

右國々領分并知行所有之面々、來辰年四月頃朝鮮
 人來朝之節、并歸國之時分にも人馬出候儀、御代官
 より可相觸候間、無滞可差出旨、領分并知行所に
 前廉に急度申付置、其節に至り役人附置、無相違様
 可被申付候、以上、

十二月

右之趣可被相觸候、大成令續集、
 延享四年十二月御書付寫、

大和 山城 和泉 河内 攝津 丹波 播磨
 美作 近江 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆
 相模 武藏

右國々、朝鮮人往來人馬無滞、知行持候面々差出
 候様、御書付を以被仰出、
 一諸大名

十萬石以上者鞍置馬 十萬石以下者鞍皆具計
 右之通可差出候、

但、來朝之節差出候方は、歸國之節差出候不及候
 事、朝鮮來朝記、
 延享四年、朝鮮人來朝之節、城州淀より遠州新居迄
 迎馬、付鞍置馬組合、

一貳十四疋 紀伊大納言殿
 一御普請御手傳付御用御免、松平土佐守
 一同斷 有馬中務大輔
 一拾六疋 松平丹後守
 一十一疋 松平阿波守

一七疋 小笠原右近將監	一四疋 立花左近將監	中馬組合	一三疋 松平縫殿介	一三疋 五島淡路守	一三疋 織田丹後守	中馬組合	一三疋 池田丹波守	一三疋 仙石越前守	一七疋 稻葉右京亮	一七疋 松平市正	一七疋 脇坂主殿	一九疋 龜井信濃守	一三疋 毛利周防守
一四疋 三宅備前守	一三疋 增山對馬守	一三疋 小笠原信濃守	一二疋 北條美濃守	一同 織田信濃守	一同 一柳主膳	一三疋 關播磨守	一拾一疋 松平周防守	一五疋 島津加賀守	一六疋 松平攝津守	一同 板倉周防守	一六疋 細川豐前守	一五疋 木下式部少輔	

一四疋 松平主膳正	一六疋 秋月佐渡守	中馬組合	一拾疋 津輕岩松	一三疋 松浦大和守	一三疋 織田山城守	同國舞坂より江戸迄馬、附鞍置組合、	一四疋 御普請御手傳に付御馬御用御免	一四疋 眞田伊豆守	一四疋 松平加賀守	一四疋 松平越中守	一同 松平出雲守	中馬組合	一二疋 松平内匠頭	一同 松平大藏少輔	一同 本庄和泉守	一同 松平播磨守	中馬組合	一拾三疋 小笠原土丸	一拾一疋 内藤紀伊守	一拾二疋 有馬日向守	一六疋 丹羽左京大夫	一三疋 牧野内膳正	一同 永井信濃守	一同 戸田大炊頭	一三疋 牧野内膳正	一六疋 松平舍人	一二疋 松平越前守	一拾四疋 牧野河駿守
-----------	-----------	------	----------	-----------	-----------	-------------------	--------------------	-----------	-----------	-----------	----------	------	-----------	-----------	----------	----------	------	------------	------------	------------	------------	-----------	----------	----------	-----------	----------	-----------	------------

一三疋 阿部因幡守	一同 安部攝津守	中馬組合	一三疋 織田兵部大輔	一二疋 植村土佐守	一拾三疋 松平和泉守	一同 堀又七郎	中馬組合	一二疋 新庄越中守	一二疋 久世讃岐守	一七疋 土井岩之助	一三疋 細川辰十郎	一十五疋 松平右京大夫	中馬	一二疋 稻垣若狹守	一同 上杉幸松	一同 堀田若狹守	以上、鶴林求詳錄、柳營拾遺集	一四疋 本多豊後守	一拾七疋 土屋能登守	一疋 柳生備前守	一四疋 井伊兵部少輔	一四疋 佐竹壹岐守	一四疋 井上山城守	一二疋 松平彈正少弼	一六疋 板倉式部	一六疋 黒田大和	一同 松平備中守	一同 松平福次郎	一同 太田原出雲守
-----------	----------	------	------------	-----------	------------	---------	------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------	----	-----------	---------	----------	----------------	-----------	------------	----------	------------	-----------	-----------	------------	----------	----------	----------	----------	-----------

有馬 中務大輔 松平土佐守
 松平勝五郎 丹羽左京大夫
 右者、川々御手傳御用被仰付候に付、朝鮮人鞍置馬差出之儀、御免之旨被仰出、
 黒田甲斐守 中川修理大夫
 右就同断、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出、
 右者、朝鮮人歸國之節、新居より大坂迄鞍皆具被仰付、
 大坂淀 大垣 御代官 佐々新十郎
 舞坂 濱松 江尻 御代官 養 笠之助
 藤澤 御代官 蔭 山外記
 守山 吉田 藤枝 御代官 河内 玄蕃
 小田原 御代官 山本平八郎
 京 岡崎 掛川 寛 傳五郎
 三島 品川
 同年正月廿六日
 銀五十枚
 卷物二十
 上使堀田相模守 松平大膳大夫

右者、朝鮮人來朝に付御暇仰出、
 同廿八日、御暇被仰出候爲御禮登城、御白書院、
 御馬被下
 松平大膳大夫
 卷物五
 本多下總守
 石川主殿頭
 岡部美濃守
 土井伊豫守
 同斷
 竹中左京
 卷物貳
 永井近江守
 卷物五

右者、朝鮮人來朝に付御暇被下、
 同年二月
 一朝鮮人來朝に付、所々御馳走方并鞍置馬鞍皆具
 御差出候方により、御用掛り御役人、且又宗對馬
 守、松平三治、溝口修理、其外朝鮮人泊休有之遠國
 奉行の音物有之間敷段、可申達段酒井雅樂頭殿被
 仰渡候間、可被得其意候、向々通達之上、答之儀者
 先々銘々より不及挨拶候、以上、
 辰二月四日 河野豊前守以上、朝鮮來朝記
 享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一寛延信使の時、公儀御代官の事書付、朝鮮人方は
 遣候時、韓僉知と申候者、代官と有之候ては甚輕く
 相聞え候間、外の官名書替候様にと申候、是者館内
 にて代官と申候は、輕き役人に候ゆへ如此申した
 るにて候、夫ゆへ御代官衆御預りの場所を被聞合、
 何の郡守と書付被遣、諸事に此心得可有之事に候、
 交隣、
 聘禮畢りて、御用掛りの輩に賜ものあり、
 寛延元年六月十五日

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於御前拜領之、
御刀國眞 代金二十五枚
 酒井雅樂頭
 寺社奉行 大目付
 稻葉丹後守 河野豊前守
 御勤定奉行 御目付
 逸見出羽守 中山五郎左衛門
 御目付 堀江荒四郎
 神尾市左衛門
 右同斷、御用相勤候に付、於御座之間御目見、於英
 蓉之間御褒美被下之、
 林 大學頭 同 圖書頭
 右同斷、御褒美被下之、
 金貳枚 中山五郎左衛門

同 神尾市左衛門
 右同斷、御用骨折候に付、別段御褒美被下之、
 右同斷、御用相勤候與表御右筆御褒美被下之、
御徒 方萬

寛延元年
 朝鮮御用掛り候爲御褒美、拜領物之次第、
 一六月十五日

酒井雅樂頭
御刀來國眞 代金二十五枚
 右者、朝鮮人御用掛相濟候に付、於御前拜領之、
 寺社奉行 稻葉丹後守
 大目付 河野豊前守
 御勤定奉行 逸見出羽守
 御目付 中山五郎左衛門
 同 神尾市左衛門
御勤定吟味役 堀江荒四郎
 同 林 大學頭
 同 圖書頭
 右者、朝鮮人御用掛相勤候に付、於御座之間御目

見、畢而拜領物者、於芙蓉之間老中列座、松平右近
 將監被申渡之、
 御目付 中山五郎左衛門

金貳枚充 神尾市左衛門
 右同斷、御用掛り別而骨折相勤候に付、爲御褒美別
 段に被下之旨、右同席同人被申渡之、
奥御右筆組頭 堀江荒四郎
奥御右筆 柴田藤三郎
奥御右筆 清須孫之丞
 右同斷、御用掛相勤候に付被下之旨、於奥被申渡之、
 時服貳 蜷川八右衛門
 金壹枚充 柴田藤三郎
 清須孫之丞 柴田藤三郎
 清須孫之丞

右同斷、御用掛別而骨折相勤候に付、爲御褒美別段
 に被下之旨、於奥被申渡之、
 一七月四日
 時服三充
 御作事奉行 服部大和守
 曲淵越前守

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚 御勘定組頭 正木與市郎

同 御細工頭 匹田勝九郎

銀五枚 御典奉行 秋野彦四郎

金壹枚充 御勘定 小倉伴介

同 大工頭 菅沼久兵衛

同 大工頭 大柳八左衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、御右筆部屋於縁類老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

銀五枚 御作事下奉行 勝田道助

同拾枚充 支配勘定 羽倉源之允

同 岩本治部左衛門

右同斷に付被下之旨、於躑躅之間、右同人被申渡之、

御徒目付 伴 勘七郎

小林立左衛門 窪田忠藏

河田忠次郎

秋山豊五郎 伊東新六郎 銀五枚充

同 星野宇右衛門

同 田邊又八郎

同 御徒假役 人見定四郎

同 同貳枚充

同 同三枚

同 同改役 田臥平三郎

同 表御臺所人 神谷五郎左衛門

湯淺平馬

潮田孫八郎

秋野喜左衛門

内山安之進

山畑仁右衛門

同貳枚充

同壹枚

蔭田又五郎 根本善左衛門

阿久澤彌五郎

丸橋彦助

御臺所組頭 鈴木幸七

多羅尾源左衛門

齋藤傳藏

屋代郷助

今井半六郎

深澤源之助

狩野祐清

大工棟梁 平内大隅

通航一覽卷之四十一

朝鮮國部十七

○來聘御用掛附御書、御褒美等 明和度

明和度朝鮮國信使來聘この事、寶曆十二年正月、來年九月頃より、月延を願ひしに、その年十二月初迄に、江戸着の積り、併せ出されし、終に明和元年二月着府あり、猶來聘御用掛の條、併せ見る、御用掛、及びその職により叙爵を命せらる、

寶曆十二年二月十七日

御目付 太田三郎兵衛

右者朝鮮人來朝に付、御用掛被仰付之、御徒方萬年記、より先、老中若年寄御用掛の命ありし事、今所見なし、

寶曆十二年三月初日

菊之間

寄合 中根大隅守

松平源八郎

右者、來未年朝鮮人來朝に付、遠州新井宿船奉行被仰付、老中河内守按ずるに、老中井上利資、申渡之、

御臺大工 中村彌太夫

同 早川助右衛門

右同斷に付被下之旨、於燒火之間若年寄中列座、堀田加賀守按ずるに、若年寄堀田正陳、被申渡之、朝鮮來朝記、

寬延元年十月廿三日、御代官佐々新十郎長純、朝鮮人御用相勤候に付、時服貳拜領仕候、小普請佐々久右衛門家禮、

通航一覽卷之四十終

同年四月八日

羽目之間

御勘定吟味役
小野左太夫

右者、朝鮮人御用掛り被仰付候旨、左衛門尉按ずるに、老中酒井忠申渡之、

同年五月廿四日

羽目之間

寺社奉行
鳥居伊賀守

右、朝鮮人來朝御用掛り太田攝津守代り被仰付旨、右京大夫按ずるに、老中松平輝高申渡之、

同年六月九日

羽目之間

御勘定吟味役
古坂與七郎

右、朝鮮人來朝御用掛り小野左太夫代り被仰付候旨、左衛門尉申渡候、

同年十二月十八日

林内記圖書頭改

右者、來未年朝鮮人來朝に付、父大學頭一所御用相

勤候に付、諸大夫於奧被仰付之、

同十三癸未年正月十九日

一酒井左衛門尉不快に付、朝鮮人御用掛り願之通御免に付、代り松平右近將監按ずるに、老中武元申渡之、

同年二月三日

御右筆部屋縁類

中興御小姓
本多備後守
代り
蔭田伊勢守

右者、朝鮮人來朝之節、三州岡崎迄上使被遣候に付可致用意旨、水野壹岐守按ずるに、若年申渡之、
按ずるに、この年十一月廿四日蔭田伊勢守御暇拜領物ありしを見れば、本多備後守に御役替り、又は故障ありしなるへし、

同年三月廿日

御右筆部屋縁類

御勘定組頭
山崎岡右衛門

右者、朝鮮人御用掛り被仰付旨、右近將監申渡之、

同年八月十一日

桔梗之間

御使番
松平左太夫

御小姓組

金田能登守組
淺野大學

右者、當冬朝鮮人來朝に付、道中并道見分可致旨、若年寄申渡之、以上、柳營日次記、

寶曆十三年十一月廿四日

芙蓉之間

中興御小姓
蔭田伊勢守

右者、朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄爲上使被遣に付被下之、右近將監申渡之、

菊之間縁類

寄合
中根大隅守

金三枚

同
松平源八郎

右同階に付、新井渡船爲奉行被遣に付被下之、同人申渡之、柳營日次記、○按ずるに、この條の事、御徒方萬年記載するところ小異なれば兩存す、

寶曆十三年十一月廿四日

中興御小姓
蔭田伊勢守

朝鮮人來朝之節信使々、三州岡崎迄爲上使被遣之、

寄合
中根大隅守

金三枚つゝ

松平源八郎

同斷、新井爲船渡奉行被遣之、

右被仰付旨、於芙蓉之間松平右近將監申渡、若年寄侍座、御徒方萬年記、

明和元年申年正月十二日、岡崎迄之上使中興御小姓蔭田伊勢守、荒井船渡奉行寄合中根大隅守、松平源八郎出立、續談海、

明和元年正月廿八日

御黒書院御勝手

寺社奉行
松平和泉守

大目付
大井伊勢守

御勘定奉行
一色安藝守

右者、御前被爲召朝鮮人支度之義、御尋有之、

同年二月七日

羽目之間

寺社奉行
松平和泉守

右者、朝鮮人來朝御用掛り毛利讃岐守代り被仰付候旨、右近將監申渡、以上、柳營日次記、

明和元年朝鮮人御用御掛り

上州館林 江戸より十八里、屋敷西の丸下、 御老中 松平右近將監
 上州里見 江戸より三十里、辰口北角、二萬石、 若年寄 松平攝津守
 羽州山形 江戸より九十四里、屋敷鍛冶橋、六萬石、 寺社奉行 松平和泉守
 對馬國 江戸より三百七十里、十萬石以上、格屋敷下、谷新し橋、 朝鮮人代御掛り 宗 對馬守
町奉行 依田 豐前守 屋敷常務、 同 土屋 越前守 同敷寄、
來朝之節、品川より本願寺迄、歸國之節本願寺より品川迄、此二人之内、一人つ、警りく見廻り相成、
 高五百二十石、大目付 大井 伊勢守
 高六百石、御勘定奉行 一色 安藝守
 屋敷飯田町、儒者 同 圖書頭
 林 大學頭 御目付 太田 三郎兵衛
 高四百石、御勘定奉行 曲淵 勝次郎
 高千六百五十石、同組頭 犬塚 權之助
 御勘定吟味役 古坂 與七郎
 御勘定 鶴田 佐十郎

葉若彌四郎 武島安左衛門
 支那勘定 猪俣庄右衛門 篠田五郎左衛門
 羽田藤右衛門 御警請役 高橋新之助
 同下役 永山伊兵衛 朝鮮人來朝之節、
 信使江戸客館、及び旅中海陸の御馳走御用、例のことく諸大名に課せられ、人馬の事は一切宗對馬守義暢引請に仰付らる、
 寶曆十二年三月朔日 御白書院縁類
 來未秋冬之内、朝鮮人來朝之節領内罷通時分、并旅宿路次之掃除等に至迄、諸事如延享之度、萬事手重に無之様相心得可申付、壹人つ、老中列座河内守傳達之、
 於美濃國今須御馳走、於産根御馳走、兩所往來共、長門國赤間關、周防國上關、於兩所、往來共御馳走、
 於駿州藤枝往來共御馳走、
 於淀往來共御馳走、
 於大垣往來共御馳走、
 井伊掃部頭 松平大膳大夫 本多伯耆守 稻葉丹後守 戸田采女正

於當地宿坊 御馳走、
 於江州守山往來共御馳走、
 於駿州吉原往來共御馳走、
 於相州大磯往來共御馳走、
 於掛川往來共御馳走、
 於江州大津往來共御馳走、
 於駿府往來共御馳走、
 於駿州江尻往來共御馳走、
 於當地宿坊御馳走、
 右者、來未年朝鮮人來朝に付御馳走被仰付、老中列座河内守申渡之、
 御白書院縁類 尾張殿家老 生駒 因幡
 領内名護屋起鳴海に而、朝鮮人御馳走被仰付、
 右同斷之旨、以御書付同人申渡之、柳警日次記、○按すれし交名は、在府の輩のみなるへし、故に旅中御實應の宿願全からず、自餘は奉書にて命せられしなるへし、その休泊の詳なるは、信使參向道中の條にあり併せみるへし、

寶曆十二年六月 來年朝鮮人來朝歸國之節旅館
 江戸旅館 東本願寺 京都旅館 本國寺 大坂旅館 西本願寺
 右之通候間、江戸京大坂御馳走人々可被相違候、六月
 右書付、大目付に左衛門尉渡之、御日記、天明集錄、 寶曆十三癸未年四月四日御書付 宗 對馬守
 前々朝鮮人來朝之節、道中往來人馬割、從公儀被仰付候得共、當未年來朝之節者、從大坂江戸迄道中往還宿々人馬一式、其方引請に被仰付候間、被得其意來朝歸國之節共、隨分順路に差支無之様可被取計候、右爲入料金九萬七千兩可被下候、按するに、この事十二月、道中不時の入料相増により、金三千兩賜はるよし、天明二年天明集錄に見ゆ、事は信使發遣拜謁、并御暇等の條にあり、委細之儀者、池田筑後守、一色安藝守、安藤彈正少彌、古坂與七郎に可被承合候、
 右書付、大目付池田筑後守、御勘定奉行一色安藝守、安藤彈正少彌、御勘定吟味役古坂與七郎に、右

近將監渡之、御日記、○按ずるに、この御書付によるに、こたひに朝鮮人來朝之記等に、諸大名より出すべき鞍置馬鞍皆具、及び上馬中馬組合等の事、くばしく記載せしむらんなり、但し、一旦その命を命せらるべきため、差配ありしが止んで、宗對馬守にこの聘禮事畢りて、御用掛の輩に賜もの、をのゝ差あり、

明和元年三月十五日

御刀備前盛光代五百貫

時服七

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於御前被下之、

御座之間

寺社奉行

松平和泉守

一色安藝守

林圖書頭

曲淵勝次郎

右同斷に付御目見、

同日

芙蓉之間

時服六

寺社奉行

松平和泉守

大目付

大井伊勢守

林大學頭

御目付 太田三郎兵衛

同四

同四

同四

同三

同三

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

同三つ、

大目付

御勤定奉行

一色安藝守

林大學頭

林圖書頭

御目付

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

芙蓉之間

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

金貳枚つ、

芙蓉之間
御勤定吟味役
古坂與七郎
時服三
右者、朝鮮人御用掛相勤候に付被下之旨、右京大夫申渡之、
同年四月十六日
新御番所前溜
御目付
曲淵勝次郎
右者、爲御用大坂表被遣候旨、右近將監申渡、
按ずるに、朝鮮人御用にて遣はさるゝなり、こはかの地をい、朝鮮人を害せしものありしによりてなり、事は信使歸國道中の條に
同年同月十七日
芙蓉之間
御目付
曲淵勝次郎
金五枚
時服二羽折
右者、大坂表々急爲御用被遣候に付、御暇被下之旨、右近將監申渡、
同年同月十八日
御勝手より御暇
御目付
曲淵勝次郎
大坂表々爲
御用罷越候

按ずるに、曲淵勝次郎御暇の事、兩日に係けしはふしんなり、但し、この日拜謁の事にや、
同年六月七日
芙蓉之間
御作奉行
丸毛中務少輔
正木志摩守
時服二
同三
右者、朝鮮人御用相勤に付被下之旨、老中列座右京大夫申渡之、
按ずるに、御日記に東本願寺御修復小屋之儀候得共、朝鮮人旅館之事故、格別之儀に付、拜領物被仰付と記す
御右筆部屋縁類
御贈頭
宇田川平七
出井十四郎
馬場善藏
銀十枚つ、
金一枚
時服二
御勤定
鶴田佐十郎
葉若彌四郎
篠田孫左衛門
金一枚つ、
御贈頭
馬場善五兵衛
表御筆所頭
岩澤八郎右衛門
和多田次郎右衛門
御勤定組頭
山崎岡右衛門
秋山三十郎
武島安左衛門
猪俣庄右衛門

銀十枚 支配勘定 羽田藤右衛門
 金一枚 御細工頭 根本善左衛門
 銀五枚 御奉行 野間角兵衛
 同 御大工頭 千種庄兵衛
 同十枚 漆奉行 横澤彌左衛門
 同五枚 御勘定 松村十左衛門
 銀三枚 支配勘定 市野七十郎

右同斷に付被下之、同人申渡之、
 躑躅之間

御代官 辻源五郎 小田切新五郎
 吉田久左衛門 青山市左衛門
 時服二つ、

右者朝鮮人御用相勤候に付被下之、同人申渡之、
 同席

御作事下奉行 小楠七十郎
 名代 宮重文五郎

右同斷之旨、松平攝津守忠恒、申渡之、
 燒火之間

御徒目付 秋山豊五郎 小川孫七郎
 伊藤新六 矢島源四郎
 井口善十郎 川田安右衛門
 山岡幸七郎 淺井平七
 銀三枚つ、骨折候に付別段銀二枚つ、
 表御所組頭 多羅尾源左衛門 齋藤彌十郎
 同改役 山田又左衛門 湯上彌次右衛門
 大島新藏 表御所人 富山惣左衛門
 大久保助三郎 岩田吉左衛門
 加藤丈助 葉山清吉
 大澤與左衛門 川島半之丞
 細井彌左衛門 三浦平吉
 青山源右衛門 磯部造酒之丞
 津田木野茂 鈴木鐵五郎
 吉田金藏 戸谷久次郎

木村十藏 小間遣頭 渡部只八郎
 銀三枚つ、
 銀二枚 御被官 今井孫兵衛
 同一枚つ、 御徒假役 中山忠助
 同二枚 勘定役 成瀬忠兵衛
 銀一枚 勘定役 山田富次郎
 同二枚 大工棟梁 田中幸助
 壹枚つ、 甲良筑前
 御疊大工 中村彌太夫
 早川助右衛門

右同斷に付被下之旨、同人申渡之、
 土圭間

御賄調役 眞田忠次郎
 野尻助四郎
 上田茂左衛門
 御賄調役 藤田金左衛門
 山本友八郎

右同斷之旨、同人申渡之、
 同年八月四日 燒火之間 表坊主 閑 悦
 銀三枚つ、 周 意

右者、朝鮮人御被遣之御屏風御用取扱候に付被下
 之旨、松平攝津守申渡之、
 同年同月廿日 芙蓉之間 御勘定吟味役 伊奈半左衛門
 名代 上遠野源太郎

右者、朝鮮人御賄御用骨折相勤候に付被下之旨、周
 防守按するに、老 申渡之、
 御右筆部屋縁類 右衛門督殿用人 萬年七郎左衛門
 時服二 時服二

右同斷、御用御代官勤役之節相勤候に付被下之旨、
 同人申渡之、 躑躅之間 池田喜八郎
 御代官 揖斐十太夫

宮村孫左衛門 藤木甚助
 遠藤兵右衛門 山本平八郎
 川田玄蕃 前澤藤十郎
 小林孫四郎 稻垣藤左衛門
 久保平三郎 御代官 大野佐左衛門
 風祭甚三郎 今井平三郎
 渡邊半十郎 野田彌一右衛門

右同斷、御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡之、
 同年九月廿六日

芙蓉之間

御目付

曲淵勝次郎

朝鮮人御用付 大坂の罷越
 右者、大坂表御用骨折相勤候に付被下之旨、按ず、
この書賜ものを 右京大夫申渡之、
脱せしなり、

燒火之間

御徒目付

清水又八

銀十枚つ、

山岡幸七郎

右同斷に付被下之旨、松平攝津守申渡之、
以上、柳營
日次記

通航一覽卷之四十一終

通航一覽第一終

山田安榮
 伊藤千可良校
 文傳正興

通航一覽第二目次

卷之四十二……………	一頁
朝鮮國部十八、○來聘御用掛 <small>附御書</small> 、御褒美等、文化度、	
卷之四十三……………	二
朝鮮國部十九、○來聘御用掛 <small>附御書</small> 、御褒美等、文化度、	
卷之四十四……………	六
朝鮮國部二十、○來聘御用掛 <small>附御書</small> 、御褒美等、文化度、	
卷之四十五……………	四
朝鮮國部二十一、○來聘被仰出并諸御書付、	
卷之四十六……………	七
朝鮮國部二十二、○信使來聘に付町觸等、	
從明曆度、 至享保度、	
卷之四十七……………	五
朝鮮國部二十三、○信使來聘に付町觸等、 從寬延度、 至明和度、	
卷之四十八……………	九
朝鮮國部二十四、○信使參向道中、 從慶長度、 至寶永度、	
卷之四十九……………	一〇四
朝鮮國部二十五、○信使參向道中、明暦度、	
卷之五十……………	一一
朝鮮國部二十六、○信使參向道中、天和度、	
卷之五十一……………	一三〇
朝鮮國部二十七、○信使參向道中、正徳度、	
卷之五十二……………	一三三
朝鮮國部二十八、○信使參向道中、正徳度、	

卷之五十三……………一〇九
 朝鮮國部二十九、○信使參向道中、正德度、
 卷之五十四……………一六八
 朝鮮國部三十、○信使參向道中、正德度、
 卷之五十五……………一七七
 朝鮮國部三十一、○信使參向道中、正德度、
 卷之五十六……………一九〇
 朝鮮國部三十二、○信使參向道中、正德度、
 卷之五十七……………二〇四
 朝鮮國部三十三、○信使參向道中、正德度、
 卷之五十八……………二二三
 朝鮮國部三十四、○信使參向道中、享保度、
 卷之五十九……………二四三
 朝鮮國部三十五、○信使參向道中、享保度、

卷之六十……………二六〇
 朝鮮國部三十六、○信使參向道中、附異
 事、享保度、
 卷之六十一……………二六一
 朝鮮國部三十七、○信使參向道中、寬延度、
 卷之六十二……………二六六
 朝鮮國部三十八、○信使參向道中、附異
 事、寬延度、
 卷之六十三……………二九六
 朝鮮國部三十九、○信使參向道中、明和度、
 卷之六十四……………三〇一
 朝鮮國部四十、○信使着館、并滯留中御
 扱、從慶長度
 至貞永度、
 卷之六十五……………三四
 朝鮮國部四十一、○信使着館、并滯留中
 御扱、明曆度、
 天和度、

卷之六十六……………三三九
 朝鮮國部四十二、○信使着館、并滯留中
 御扱、正德度、
 卷之六十七……………三三七
 朝鮮國部四十三、○信使着館、并滯留中
 御扱、正德度、
 卷之六十八……………三六八
 朝鮮國部四十四、○信使着館、并滯留中
 御扱、享保度、
 卷之六十九……………三六三
 朝鮮國部四十五、○信使着館、并滯留中
 御扱、享保度、
 卷之七十……………三七七
 朝鮮國部四十六、○信使着館、并滯留中
 御扱、寬延度、
 卷之七十一……………三八一

朝鮮國部四十七、○信使着館、并滯留中
 御扱、明和度、
 文化度、
 卷之七十二……………四〇一
 朝鮮國部四十八、○信使贊導附宗氏家人、拜謁
 并御暇等、
 卷之七十三……………四三三
 朝鮮國部四十九、○信使登城之節、營中
 諸御役當、從元和度、
 至正德度、
 卷之七十四……………四三五
 朝鮮國部五十、○信使登營之節、營中諸御
 役當、從享保度、
 至明和度、○信使登城前諸式習禮等、
 ○信使登城之節、諸向出入口并供廻等、
 卷之七十五……………四三七
 朝鮮國部五十一、○信使登營に付、衣服
 刻限觸、
 卷之七十六……………四四八
 朝鮮國部五十二、○信使聘禮、附登城行列
 諸慶固、

營中御饗應、從慶長度、至寶永度、
 卷之七十七……………四八五
 朝鮮國部五十三、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、明曆度、
 卷之七十八……………四七七
 朝鮮國部五十四、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、天和度、
 卷之七十九……………四八六
 朝鮮國部五十五、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、天和度、
 卷之八十……………四九七
 朝鮮國部五十六、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、正徳度、
 卷之八十一……………五三三
 朝鮮國部五十七、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、正徳度、

卷之八十二……………五六
 朝鮮國部五十八、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、正徳度、
 卷之八十三……………五四五
 朝鮮國部五十九、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、享保度、
 卷之八十四……………五五
 朝鮮國部六十、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、寬延度、
 卷之八十五……………五七二
 朝鮮國部六十一、○信使聘禮、附登城行列
 營中御饗應、明和度、
 卷之八十六……………五八三
 朝鮮國部六十二、○信使聘禮、并營中御饗應、文化度、

第二目次 終

通航一覽卷之四十二

朝鮮國部十八

○來聘御用掛附御書類、御褒美等 文化度
 文化度朝鮮人來聘御用掛り仰付らる、よりにて叙任及
 ひ拜借金等を命せらる、輩あり、對馬國において聘禮あ
 り、○次卷各々併せ看るへし、
 文化元甲子年六月二日

御座間

近來之内對州は朝鮮人來聘之御用

戸田采女正按す、老中戸田氏數

右於御前被仰付之、文化年録、
文化元年六月二日

一采女正殿近年之内、對州は朝鮮人來聘之節、御用掛被仰付御吹聴有之候、柳營日次記、御徒方萬年記、
文化元年九月朔日

朝鮮人來聘御用

京極備中守

右於奧被仰付之、
一備中守殿按するに、若年、寄京極高久、朝鮮人來聘御用掛被仰付

候、御吹聴有之、尤爲怡相越候儀御斷に而候、柳營日次記、

文化元年九月朔日

京極備中守殿、朝鮮人來聘に付御用掛被仰付御風聽之由、御目付江原孫三郎申聞、御徒方萬年記、
文化元年十月六日

文化元年十月六日

朝鮮人來聘御用掛仰付、數年寺社奉行脇坂淡路守
出納相動候に付、被叙四品、
右於菊之間、老中列座下野守按するに、青山忠裕、申渡之、
大目付

御座間

朝鮮人來聘御用被仰付

井上美濃守
御勘定奉行
柳生主膳正
中川飛騨守

右於羽目之間、列座同前同人申渡之、
御勘定吟味役
村垣左太夫

右於同席、采女正申渡之、
御目付

同斷

松平伊織
土屋帶刀

右於同席、備中守申渡之、
同斷

林大學頭

右於奧相濟、柳警日次記、御徒方萬年記、

文化元年十月六日、寺社奉行脇坂淡路守安董、朝鮮國信使來聘御用掛仰付られ、且積年出精相勤たるに依て、從四位下に叙せられ中務大輔と改む、片山氏筆記、

文化二己丑年閏八月廿六日、御目付廻狀、

一明日伊織於宅、來聘御用寄合有之、帶刀被相越候、同年九月三日

一明日帶刀於宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、同月廿六日

一明日於伊織宅、來聘御用寄合、帶刀被相越候、以上、文化、年錄、

文化二年十月二日

朝鮮人來聘御用垣村左太夫、御勤定吟味役、

松山惣右衛門

右於羽目之間、采女正申渡之、柳警日次記、

文化二年十一月十八日、御目付廻狀、

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、文化三丙寅年正月晦日

一明日於帶刀宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、同年二月十二日

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候

候、以上、文化年錄、

文化三年四月廿九日

御入用掛朝鮮人來聘御用

牧野備前守

按ずるに、老中、忠精、

右於奧被仰付之、柳警日次記、

文化三年四月廿九日、牧野備前守忠精御勝手方、及び朝鮮來聘御用掛奥において仰付らる、片山氏筆記、

文化三年九月初日、御目付廻狀、

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、同月四日

一明日於帶刀宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、同十八日

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、按ずるに、この月廿一日、十月三日、同廿一日、十一月朔日、同廿四日、十二月十一日同斷寄合あり、同廿日

一帶刀、明日松山惣右衛門宅寄合被相越候、以上、文化四丁卯年正月廿一日、御目付廻狀、

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、按ずるに、同月廿二日同斷寄合あり、

同月廿五日

一伊織、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、同年同月廿九日

朝鮮人來聘御用

遠山金四郎

右被仰付旨、於羽目之間井伊兵部少輔、按ずるに、若申渡、按ずるに、御用掛御目付土屋帶刀、この月廿三日、三日月奉行を命ぜられしによりてなり、

同年二月初日、御目付廻狀、

一金四郎、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、以上、文化、年錄、

文化四年二月五日

朝鮮人來聘御用掛

佐野宇右衛門

右被仰付旨、於羽目之間、水野出羽守、按ずるに、若年申渡、文化年錄、御徒方萬年記、栗園漫抄、○按ずるに、御用掛御目付松平伊織、前月晦日長崎奉行を命ぜられしによりてなり、

文化四年二月十日

居屋鋪焼に付、朝鮮人來聘御用御免も可被成候得共、最早來聘時節も被仰出候上に付、其儘可相勤候、作事入用等差添可爲難儀に付、別段之恩召を以、金五千兩拜借被仰付之、

脇坂中務大輔

右於芙蓉之間、老中列座大炊頭、按ずるに、申渡之、柳警日次記、文化年錄、但し、文化年錄には、拜借被仰付之、返納之儀は御勤定奉行可被談候の文あり、

文化四年二月十日、脇坂中務大輔安董居屋敷類焼に依て、自注、去四日薪燬、金子五千兩拜借仰付らる旨、芙蓉之間において老中列座、土井大炊頭傳達せらる、是朝鮮來聘御用掛たるに依てなり、片山氏筆記、

文化四年二月十一日、御目付廻狀、

一金四郎宇右衛門、明日於御城來聘御用寄合有之候、按ずるに、同月廿二日、三月二日、同十二日同斷寄合ありしなり、

同年三月廿一日

明日於傳奏屋敷來聘御用寄合有之、金四郎宇右衛門被相越候、按ずるに、四月二日、五月二日、同十二日、以上文化年錄、

文化四年三月廿九日

小笠原伊豫守

右來々巳年春中、朝鮮之信使對州に就來聘、爲御使彼地に可被差遣候に付、侍從被仰付旨於御黑書院溜、老中列座伊豆守、按ずるに、申渡之、

脇坂中務大輔

豫守被遣候、差添御使之儀者、其方相兼可被相勤旨、於同席列座同前、同人申渡之、柳登日次記、文化年録、伊豆守傳達書付渡之とあり、文化年録中務大輔安董のつたに、文化四年三月廿九日、小笠原伊豫守忠徳自注、豊前小倉城主、來已年朝鮮信使來聘たるに依て、對州へ御使遣はさるへき旨仰付られ、侍從に任せらる旨、御黒書院溜間にをいて老中列座、松平伊豆守信明傳達せらる、脇坂中務大輔安董は副使に仰付らる旨、同席にをいて伊豆守傳達せらる、片山氏筆記、文化四年四月朔日

大目付

井上美濃守

御勤定奉行
柳生主膳正

遠山金四郎

佐野宇右衛門

村垣左太夫

右朝鮮之信使對州迄來聘に付、彼地に被遣候間可致用意旨、於新番所前溜、備前守申渡、
林 大學頭

右同斷之旨、於與相濟、
同年五月六日

御勤定頭
加藤惣兵衛

御勤定吟味方改役
柑本兵五郎

御勤定
岡本忠次郎
澤藤十郎
野澤半之丞

朝鮮人來聘御用被仰付、對州にも被遣候間可致用意旨、

右於御右筆部屋縁類、備前守申渡、京極備中守侍座、

同年五月十八日、御目付廻狀、

一明日井上美濃守於宅、來聘御用寄合有之、金四郎宇右衛門被相越候、按するに、同月廿七日、六月七日同斷寄合ありしなり、

同月廿九日

一明日林大學頭於宅來聘御用寄合有之、金四郎宇右衛門被相越候、

同年六月十一日

一明日於傳奏屋鋪、來聘御用寄合有之、宇右衛門被相越候、按するに、同月廿二日、七月二日、同十二日、同廿二日、八月二日、同十二日、同廿二日同斷なり、

同年九月朔日

一字右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、

按するに、同月十二日、十月二日、同十二日同斷寄合あり、
同年十一月朔日

一左衛門 按するに、遠山金四郎左衛門に改めしは日次詳ならず、宇右衛門明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、按するに、同月十二日、同日、同廿二日同斷寄合ありしなり、

同月廿日

一攝津守殿於御宅、明日御用談有之、左衛門被相越候、

同五戊辰年正月十二日、御目付廻狀、

一明日左衛門於宅、來聘御用寄合有之、宇右衛門罷越候、

同月十五日

一左衛門、宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅に寄合に被相越候、按するに、同月廿二日、二月二日、同八日、同十二日、同十六日、同廿二日、三月廿二日、四月二日、同十二日、同廿二日、同廿五日、五月二日、同十二日、同廿二日、同廿九日、六月二日、同十二日、同廿二日、同廿六日、同廿二日、七月二日、同十二日、八月二日、九月十二日、同廿二日、十一月十二日、同廿二日、十二月二日、同十二日同斷寄合あり、以上文化年録、

文化五年正月廿八日

御勤定吟味役
松山惣右衛門

朝鮮之信使、對州迄來聘に付彼地に被遣候間、可致用意旨、

右於新番所前溜、下野守申渡之、柳登日次記、文化年録、但し、文化年録には備

前守申渡とあり、

文化五年二月六日、御目付廻狀、

一字右衛門於宅、今日由緒調相延來聘御用寄合有之、左衛門被相越候、文化年録、

文化五年三月十八日

右被仰付旨、於御右筆部屋縁類備前守申渡之、柳登日次記、

文化五年閏六月十一日、御目付廻狀、

一字右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、

同月廿日

一左衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、宇右衛門被相越候、以上、文化年録、

文化五年七月六日

備者

古賀彌助

表御右筆

大塚傳藏

男谷彦四郎

右朝鮮人來聘之節、對州に罷越可相勤旨、於御右筆

部屋縁類牧野野備前守申渡之、若年寄侍座、柳營日次
方萬年記、

文化五年九月十日

一明日井上美濃守於宅、來聘御用寄合有之、左衛門、
宇右衛門被相^{脱カ}達候、

同年十月十一日

一左衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、
按ずるに、同月十七日、同廿二日、
同廿八日同斷寄合あり、

同年十一月六日

一左衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、宇右衛門被
相越候、

同月十七日

一明日宇右衛門於宅來聘御用寄合有之、左衛門被
相越候、

同年同月十九日

御目付
遠山左衛門

度々遠國御用相勤候上、居宅燒失致し、此度對州
に罷越候に付而者可爲難儀候間、格別之譯を以
金二百兩拜領被仰付之、

右於新番所前溜替席植村駿河守<sup>按ずるに、若
年寄家長、</sup>申渡、書

付渡之、文化年錄

文化五年十二月十九日

脇坂中務大輔

朝鮮人來聘に付、差添之御使兼對州に罷越候に
付而者、物入多可有之候間、金一萬兩拜借被仰付
之、

同 人

來聘御用向段々及延引、一入入用も可有之候間、
格別之譯を以別段金五千兩拜借被仰付之、

右於芙蓉之間老中列座、下野守傳達之、
文化年錄、柳營
日次記、御徒方
萬年

文化己巳年正月廿一日、御目付廻狀、

一左衛門尉、<sup>按ずるに、假番せし
は前年十二月なり、</sup>宇右衛門、明日脇坂中
務大輔宅寄合に被相越候、<sup>按ずるに、二月二日、十月
七日、同十二日、同廿三日、
同廿八日、十一月二日、同廿八日、
十二月廿六日同斷寄合あり、</sup>

同年二月廿一日

一宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、
<sup>按ずるに、三月二日、同十二日、同廿二日、四月二日、同十二日、
五月十二日、六月二日、同十二日、七月二日、同十二日、八月二
日、同十二日、九月二日、同十二日、十一月十八
日、同廿二日同斷寄合あり、(以上文化年錄、)</sup>

廿二日、同廿九日
同斷寄合あり、

文化六年十二月廿六日

卷物三

御代官

篠山十兵衛

銀五枚

同

木村周藏

名代

佐藤忠左衛門

右朝鮮人來聘に付、御用船打立候節見廻相勤候
に付被下旨、於御右筆部屋縁類老中列座、下野守
申渡、

金壹枚

御細工頭

馬場助左衛門

右朝鮮に被遣物御用精出相勤候に付被下旨、於
同席備前守申渡、若年寄中侍座、

銀壹枚

御慶中侍御侍

高井新右衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間植村駿河守申渡、
但、御細工所同心勤役中相勤候に付被下之、
文化
年錄、柳營
日次記、

文化七庚午年正月廿一日、御目付廻狀、

一左衛門尉、宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合被
相越候、<sup>按ずるに、二月二日、同十二日、同廿一日、三月二日、
同十二日、四月二日、同十一日、六月二日、同十三日、
同廿二日、七月二日、八月二日、同十三日、同廿二日、十月廿一
日、十一月八日、同十三日、同十八日、十二月二日、同十二日、同</sup>

廿二日、同廿九日
同斷寄合あり、

同年七月二十一日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、
<sup>按ずるに、九月二
日同斷寄合あり、</sup>

同年八月十七日

一宇右衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、左衛門尉
被相越候、

同年十月朔日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、宇
右衛門忌日數相立候に付伺申上、同所被相越
候、<sup>按ずるに、この月十二日同斷寄
合にゆく、以上、文化年錄、</sup>

文化七年十二月六日

小笠原大膳大夫

朝鮮人來聘時節追々及延引、御使に被差越候用
意等、別而物入等多可有之候間、格別之譯を以金
壹萬兩拜借被仰付候、返納之儀者追而可相達候、
尤御勘定奉行可被談候、

右於芙蓉之間、老中列座、下野守傳達、書付渡之、
文化
年錄、
柳營日次記、

御用掛り御目付御勘定吟味役以下見分、ならひに聘

禮前臨時御用により、對馬國に往來の輩あり、臨時御用禮濟まで在勤のものあり、次卷文化七年十二月御用掛一同御暇、および對馬國出帆の條併せ考ふへし、

文化二年十月九日

御目付 土屋帶刀 御勘定吟味役 松山惣右衛門

右者、來春對州に爲見分被遣候に付可致用意旨、於御右筆部屋縁類戸田采女正申渡候、京極備中守侍座、文化年録、御徒方萬年記

文化三年正月廿八日御勝手より對州に爲見分罷越候

御目付 金拾枚、時服貳羽折 土屋帶刀 御勘定奉行 松山惣右衛門

同年二月四日、京極備中守相渡御書付、御目付に

御小人目付 金三兩充 四 人

對州に爲御用罷越候に付被下之、同日同斷

御目付に 加藤才助 高倉助右衛門

御扶持方分限應一倍雜用 宿代一ヶ月金一兩貳匁、宛、金一ヶ月金四兩二分、 御小人目付

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、宛、雜用金一ヶ月金二兩、 贈道具代金二分、宛、右對州に爲御用罷越候に付被下候、御勘定奉行可被談候、以上、文化年録、

文化三年二月四日

御勘定吟味方改役 中村長十郎

同並 岩田本五郎

右者、對州に爲御用罷越候に付被下旨、御右筆部屋縁類にをいて采女正申渡之、備中守侍座、御目付に

同 金拾兩 加藤才助 高倉助右衛門

同七兩 明組四九御徒 日置甚右衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間備中守申渡之、柳營日文化三年二月十三日、御目付廻狀、

一帯刀今日御前に被召出、同月十九日 一帯刀對州に爲御用、今朝六時品川通立被

致候、以上、文化年録、

文化三年五月朔日

御勝手より對州見分御用仕廻罷歸候、御目付に

土屋帶刀 御勘定吟味役 松山惣右衛門

御納戸構對州見分御用仕廻罷歸候、御勘定吟味方改役 中村長十郎

右御目見畢而入御、柳營日次記、

文化四年二月晦日

御勘定 久保田吉次郎 時服二

右對州に爲御用罷越候に付被下旨、脱カ於御右筆部屋縁類備前守申渡、水野出羽守侍座、御目付に

御小人目付 金十兩 野中新三郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間水野出羽守申渡、柳營日次記、文化年録、

御目付に

御小人目付 金三兩 一人

對州に爲御用罷越候に付被下之、

同年十二月廿九日、井伊兵部少輔相渡御書付、御目付に

御小人目付 金三兩充 二人 人

對州に爲御用罷越候に付被下之、同日同斷

御目付に

御徒目付 土屋鏡四郎

原田寬藏

御扶持方分限に應し一倍、宿代一ヶ月金一兩、贈宛、雜用金一ヶ月四兩二分、 道具代金三兩二分、宛、御手當金一日一分、 御小人目付

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、宛、雜用金一ヶ月二兩、 道具代金二分、宛、御手當銀一日十匁、

右對州に爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行可被談候、以上、文化年録、

文化五年七月十八日

御勝手之方對州より罷歸候、

寺社奉行吟味物調役 御勘定組頭格 星野鏡三郎

右御目見、柳營日記、
文化五年十二月十五日

同
寺社奉行吟味物調役
吉田源次郎

御徒目付

加藤才助

林餘四郎

右對州為御用罷越候に付被下旨、於燒火之

間植村駿河守申渡、

同日植村駿河守相渡、

御自付

御小人目付

金二兩宛
四

對州為御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付

御徒目付

加藤才助

林餘四郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金二兩、
雜用金一ヶ月四兩貳分、道具代金三兩二分、
御手當銀一日一分

御小人目付

四

人

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金二分、宛、
雜用金一ヶ月二兩、道具代金二分、
御手當銀一日十匁、
右對州為御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、
同六年十一月廿四日

御勘定

澤藤十郎

右對州為御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋

縁頼備前守申渡、堀田攝津守按ずるに、若侍座、

同年同月廿四日

金十兩

御徒目付

磯野七十五郎

右對州為御用罷越候に付被下旨、於燒火之間堀

田攝津守申渡、

同年同月同日、堀田攝津守相渡、

御目付

御小人目付

金三兩

對州為御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付

御徒目付

磯野七十五郎

通航一覽卷之四十三

朝鮮國部十九

○來聘御用掛附御書御褒美等 文化度

文化五戊辰年十一月、御目付遠山左衛門尉に、對馬國

にをいてかの譯官と應接の事を命せられ、また同國

御普請、其外御取締御用御勘定以下交代仰付らる、
此の輩、明年正月發途あり、

○前後の卷併せ見るべし、

文化五戊辰年十一月朔日、

御目付

遠山左衛門

近々對州為御用被遣候儀も可有之候條、可致

用意旨、

右於羽目間井伊兵部少輔按ずるに、若申渡、文化年録、

文化五年十一月廿八日、御月番兵部少輔殿に藏之

丞を以る、按ずるに、布

對州為御用罷越候御徒目付、御小人目付御暇

之儀、申上候書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

通航一覽卷之四十二終

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、
雜用金一ヶ月二兩、道具代金二分、
御手當銀一日十匁、
右對州為御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、以上、文化年録、

御目付

御小人目付

人

金三兩

對州為御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金二兩、
雜用金一ヶ月四兩二分、道具代金三兩二分、
御手當銀一日一分

御小人目付

人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、
雜用金一ヶ月二兩、道具代金二分、
御手當銀一日十匁

右對州為御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉

行可被談候、

同七年五月十九日、井伊兵部少輔相渡御書付、

御目付

御小人目付

人

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締
爲御用罷越候御徒目付、御小人目付、來春出立爲
仕候に付、御序次第御暇被下置候様仕度奉存候、
依之申上候、以上、

十一月

遠山左衛門
佐野宇右衛門

同年同月

柳生主膳正殿
松山惣右衛門殿
遠山左衛門
佐野宇右衛門

御徒目付

小野傳左衛門

御小人目付

小野安三郎

御小人目付

岩藤龜三郎

御小人目付

栗原伊八

右者、來春對州詰代合申渡候、依之申達候、以上、
脇坂中務大輔殿

柳生主膳正

遠山左衛門

御徒目付

佐野宇右衛門

御小人目付

岡本忠次郎

御小人目付

小野傳左衛門

右者、對州表御普請向、其外御取締御用爲代合被差
遣候旨、備前守殿按するに、老中牧野忠精、被仰渡候間申渡候、依之
御達仕候、

十一月

林大學頭殿

井上美濃守殿

柳生主膳正

遠山左衛門

佐野宇右衛門

御小人目付

岡本忠次郎

御小人目付

小野傳左衛門

小野安三郎

御普請役見習

早川雄之進

御小人目付

岩藤龜三郎

御小人目付

栗原伊八

右者、對州表御普請向、其外御取締御用爲代合被差

遣候旨、備前守殿被仰渡候間申渡候、依之御達申候

十一月

以切紙得御意候、然者對州表御普請向、其外御取締
爲御用、來春交代之御同役方名前別紙之通、去
廿三日被仰付候、尤出立頃合之儀者、治定者不致
候得共、凡來已正月下旬二月上旬頃之積に有之
候間、右之御心得に而着之上、御用向御引渡交代
之積、右可得御意如此御座候、以上、

十一月

川村助左衛門 印
加藤惣兵衛 印

野澤半之丞様

土屋鐵四郎様

原田寬藏様

御勘定

岡本忠次郎

御徒目付

小野傳左衛門

御普請見習

小野安三郎

御小人目付

早川雄之進

御小人目付

岩藤龜三郎

栗原伊八

御勘定

岡本忠次郎

御徒目付

小野傳左衛門

小野安三郎

御普請役見習

早川雄之進

御小人目付

岩藤龜三郎

御小人目付

栗原伊八

右者、對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣、
當春罷越候ものと交代いたし候間、爲心得申達候
事、

十一月、以上、小野某對州御用留、

文化五年十二月十日

金貳枚
時服二

御勘定

岡本忠次郎

對州爲御用罷越候に付被下之、

右於御右筆部屋縁類備前守申渡之、植村駿河守
按するに、若年寄植村家長、侍座、

金拾兩宛

小野傳左衛門
小野安三郎

同斷に付被下之

右於燒火之間、植村駿河守申渡之、柳營日次記、
文化五年十二月十日植村駿河守相渡御書付、
御目付

御徒目付

小野傳左衛門
小野安三郎

御扶持方分限に應一倍、賄道具代金三兩二分、宛
宿代一ヶ月金一兩、雜御手當金一日一分、宛
御扶方貳人扶持一倍、賄道具代金二分、宛
宿代一ヶ月金貳分、御手當銀一日拾匁、宛
雜用金一ヶ月貳兩

御小人目付

人

右對州に爲御用罷越候付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、

同日同斷、御目付

御徒目付

小野傳左衛門

小野安三郎

宿次御證文人足二人、宿代一ヶ月金一兩、御
御馬、踏金拾兩、賄 扶持方七人扶持一倍、宛
道具金參兩二分、雜用 在勤中一日金一分、宛
一ヶ月金四兩二分

御小人目付

人

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外
御取締爲御用罷越候間、書面之通被下置候様仕
度奉願候、以上、

十一月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷、即日彌左衛門を以按するに、長谷
付、翌廿九日同人を以返上、

附札

書面願之通被仰渡承知仕候

十一月廿八日

兩

名

金三兩宛

御小人目付

人

對州に爲御用罷越候付被下之、文化年錄、
文化五年十二月十五日

御勝手より

對州に爲御用罷越候御暇

御目付

遠山左衛門柳營日次記、

文化五年十二月十五日

御目付

遠山左衛門柳營日次記、

對州に爲御用罷越候二
付諸大夫被仰付、

右於芙蓉之間、老中列座下野守按するに、申渡之、
若年寄中侍座、柳營日次記、文化年錄、
按するに、この御用により御徒目付等に
下され物、及び御断りもの等左に出す、

文化五年十一月廿八日、御月番兵部少輔殿に、藏之
丞を以以上、

對州表に爲御用罷越候御徒目付、御小人目付被
下物之儀、申上候書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

遠山左衛門
佐野宇右衛門

對州に爲御用罷越候御徒目付長持持人之儀、奉願候
書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締
御用爲交代、御徒目付二人來春被差遣候處、遠境
之場所諸書物御用紙等持參仕、其上數月在勤仕
候付而者、持越候品多罷成候付、何卒長持一棹宛
爲持候様仕度奉存候、依之、道中長持二棹分持
人被下置候様仕度、此段奉願候、以上、

十一月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

同年十二月四日、攝津守殿按するに、若年寄攝田正教、長谷川彌左
衛門を以以上、

臨時

御賄方に御斷

遠山左衛門

佐野宇右衛門

臨時
一蠟燭

生掛拾五匁

八 百 挺

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向其外御取
締爲御用、御徒目付二人御小人目付二人罷越候付、
爲請取申度奉存候、御賄方に被仰渡可被下候、以上

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

臨時

御細工所の御斷

遠山左衛門

佐野宇右衛門

覺

一黒加賀絹袷羽織 八ツ

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、罷越候御小人目付貳人數月在勤仕候
に付、切損候節のため書面之通、爲請取申度奉存
候、御細工所に被仰渡可被下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

臨時 御納戸の御斷

遠山左衛門

佐野宇右衛門

覺

一 中糊入紙百五拾枚

一 厚程材紙五帖

一 中糊入半切紙貳百五拾枚

一 生漉半切紙三千貳百枚

一 中美濃紙四束

一 下美濃紙六束

一 上藏半紙六束

一 筆貳對物貳拾對

一 同眞書貳對

一 墨中形五挺

一 朱墨小形三挺

一 色美濃紙三拾枚

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用受取申度奉存候、御納戸に被仰渡可被
下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

御挑灯奉行の御斷

遠山左衛門

佐野宇右衛門

覺

一 御紙附箱御挑灯四張但、替輪とも、

御賄頭中

覺

一 白木狀箱貳拾分、内十者、内法長七寸、幅四寸七分、深貳寸五

分、一 檜差札貳拾枚、一 油紙三拾枚

一 青細繩三拾房

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、支配向罷越候に付、書面之通受取申度
候、以上、

十二月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

同年同月

對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候受取
物、手形留

請取申雜用金之事

合金貳百貳拾壹兩

内

金七拾六兩貳分

御徒目付

小野傳左衛門

但、壹ヶ月金四兩貳分宛之積、來已正月より十

七ヶ月分、

金七拾六兩貳分

同

小野安三郎

一 御紋附弓張御挑灯四張但、同斷、
右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、御徒目付貳人、御小人目付貳人罷越候
に付、爲請取申度奉存候、御挑灯奉行に被仰渡可被
下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

十二月四日肥田豊後守に達す、

御作事奉行衆

一 御用書物入長持に建候會符、貳枚

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向其外御取
締爲御用、支配向罷越候に付、出來候様致度候以上

十二月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

朱書

右會符、去卯年辰年共、御作事方に而出來受取候
に付、此度も達書遣候得共、一鉢御用長持も自分
入用を以出來候儀に付、會符之儀も自分入用に
而出來之儀に候間、以來者右達書者遣間敷事、
同月同日明樂八五郎に達す、

但、右同斷、

金六拾八兩

但、壹人一ヶ月金貳兩宛之積、來已正月より十七ヶ月分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲雜用金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野傳左衛門
小野安三郎

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申御手當金之事

合金貳百四拾兩

内

金百貳拾兩

御徒目付
小野傳左衛門

但、一日金壹分宛之積、日數合四百八十日分

金百貳拾兩

但、右同斷、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲御手當金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申旅御扶持方之事

合米八拾六石四斗者

内

米三拾三石六斗

但、一日壹人五合宛、七人扶持一倍積、日數

御徒目付
小野傳左衛門

合四百八十日分、

米三拾三石六斗

但、右同斷、

米拾九石貳斗

但、一日壹人五合宛、貳人扶持一倍之積、日數合四百八十日分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲旅御扶持方書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

杉島彦五郎殿

天野 藤 内殿

川窪七郎右衛門殿

牛窪直右衛門殿

毛呂源五右衛門殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申御手當銀之事

銀九貫六百目

但、一人一日銀拾分宛之積、日數合四百八十日分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲御手當銀書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申賄道具代金之事

合金八兩

内

金參兩貳分

御徒目付
小野傳左衛門

金參兩貳分 同 小野安三郎
御小人目付 二人

金壹兩 但、一人金貳分宛之積、二人分、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲賄道具代金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月 小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿
大島半左衛門殿
鈴木八兵衛殿
右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申宿代金之事

合金參拾六兩

内

金拾貳兩

御徒目付 小野傳左衛門
但、一ヶ月金壹兩宛之積、十二ヶ月分、

金拾貳兩 同 小野安三郎
御小人目付 二人

金拾貳兩 但、右同斷、

但、一ヶ月一人金貳分宛之積、十二ヶ月分宛右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲宿代金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月 御徒目付 小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿
大島半左衛門殿
鈴木八兵衛殿
右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

表書之金參拾六兩可被相渡候斷者本文有之候以上

辰十二月

無出座 萩彌五兵衛 印

御徒目付 羽 藤右衛門
松 惣右衛門

勤方之儀奉伺候書付、

岡本忠次郎
小野傳左衛門
小野安三郎

對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣候付、左之趣奉伺候、

都而勤方之儀者、是迄被差遣候同役共相同、御下知御座候趣に相心得、聘禮時節迄に諸般御用意方程能相整、御用辨宜様一同申合相勤候様可仕奉存候、一御用狀之儀者、宿送を以差立、品に寄對馬守方飛脚使を以、差出候様にも可仕奉存候、

一道中筋川々出水等に而滞留仕候節、并渡海場所に而風待等仕候儀者、其時々御届不申上、彼地渡着之儀、御届之節申上候様可仕候哉、歸府之節者、出水等に而川々差支之程難計候間、木曾路歸參仕候様仕度奉存候、

一道中筋者勿論、彼地在勤中都而願筋、并聘事御用に付、願筋等申立候者有之候は、其筋可申立旨申渡、願書差戻請取書取置、品に寄右寫を以申上候様可仕候哉、且又在勤中旅宿わ若捨訴狀等致し候

表書之米八十六石四斗可被相渡候、斷者本文有之候、以上、

辰十二月

萩 彌五兵衛 印

梶 平九郎 印

無出座

松 惣右衛門

羽 藤右衛門

御用に付無判形

金 瀨 兵 衛

岡 八右衛門

公事方無判形

水 若 狹 守

松 兵 庫 頭

小 和 泉 守 印

柳 主 膳 正 印

御藏奉行衆

按するに、御勘定御徒目付より御用中勤方何書あり、左に出す、

同年同月

對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣候付、

は、有名無名之無差別、對馬守家來爲立合、旅宿於門前燒失いたし候様可仕候哉、

一道中筋に而者、御三家方、御老中方、京都所司代、大坂御城代、若年寄衆、御側衆、評定所御一座之衆音物者格別、其外諸家音物者差戻し、兩様共彼地より御届仕候様相心得可申候哉、

一道中筋服之儀者、羽織白衣に而罷越、彼地在勤中右同様相心得、品に寄上下着用仕候儀可有御座候、一私共并御普請役御小人目付病氣之節者、其場所場所領主役人の申談、醫師相頼藥用仕度、若し重病にも罷成候體御座候は、歸府之儀可申上奉存候、一私共并御普請役御小人目付、若し忌中等に罷成候共、不及遠慮相勤候様相心得、尤御返翰被差置候場所の者、日數不相立内者、相憚候様可仕と奉存候、

一野澤半之丞、土屋鐵四郎、原田寛藏、御普請役元御小人目付、一同交代之儀者、私共并御普請役御小人目付、彼地渡着之上御用向引繼、且彼地之様子得と承合度候間、右御用談相濟次第交代可仕奉存候、

右之外、猶相洩候儀者、彼地より相伺候様可仕と奉存候、依之此段奉伺候、以上、

辰十二月

按するに、明年正月御用掛御徒目付出立の時、にいたり、人馬の御證文を賜はる下に附記す、人足四人、馬六疋從江戶對馬國迄上下、并於彼地御用中幾度も可出之、是者對州表に爲御用御徒目付小野傳左衛門、小野安三郎、御小人目付二人參候に付、人足二人馬二疋宛傳左衛門安三郎に、馬一疋宛御小人目付二人に相渡之者也、
文化六巳正月

右 宿 中

御徒目付小野傳左衛門、小野安三郎持參之御用書物長持二棹、從江戶對馬國迄上下、并於彼地御用中幾度も急度可持參者也、
巳正月

右 宿 中

按するに、こたひ御取掛御用交代のもの、旅中船路等の事に、り、大目付御目付より何書、并請向に違書、及び諸家よりの何書等左に、
文化五年十二月十一日、備前守殿に河野末五郎に相頼、布施藏之丞を以主膳正より上る、同月廿日御

下承付、同月廿五日石尾彦四郎を以返上、

對州表に被差遣候支配向之者、乗船之儀に付奉伺候書付、

書面伺之通被仰渡 柳生主膳正
遠山左衛門
承知仕候、 佐野宇右衛門

十二月廿日

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用、來春彼地に被差遣候支配向之儀、大坂表より肥前國呼子浦迄陸地罷越、呼子浦より乗船仕、對州に渡海之積に付、當春支配向被差遣候節之通、松浦肥前守領分最寄之儀付、呼子浦より渡海之乗船差出方、同人に被仰渡候様仕度、尤彼地より交代いたし罷歸候支配向之儀者、直に右船に而呼子迄、渡海之積可爲仕、且長州赤間關より豊前國小倉内里之内に往返乗船之儀者、小笠原大膳大夫、毛利甲斐守に私共より申達候様仕、并伏見大坂之間、淀川通船之儀も、大坂表御賃船に而罷越、歸府之節者、陸地通行之積可仕候間、右御船差出方之儀者、是又先達而之振合を以、私共より能勢伊豫守にも、按するに、大坂御船手、申遣候様可仕奉存候、依之此段奉伺候、以上、

辰十二月

同年同月廿日、備前守殿長谷川彌左衛門を以御下け、同月廿五日石尾彦四郎を以承付返上、

御書面之通、松浦肥前守に被仰渡候旨奉承知候、
辰十二月廿日

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門
松浦肥前守に
松浦肥前守

今度對州に爲御用御勘定御徒目付罷越、彼地に在之者共に交代候間、肥前國呼子より對州迄之乗船往返共、可被差出候時分之儀并船數等、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野宇右衛門に可被承合候、
辰十二月十二日寄合席に之請取、同月廿五日附札いたし、留守居呼出、於蘇鉄之間柴田左中、忠次郎より相渡、傳左衛門罷出、
宗對島守内
小島宇左衛門
今程對州に被御差置候御役人衆御代之儀、頃日被仰達候、就右左之趣奉伺候、

一今程對州の被御差置候御役人衆、肥前呼子より對州の御渡船之儀者、松浦肥前守様より御差出、對馬守より者水先案内之者呼子に差越申候、此度者如何相心得可申候哉、

附札
書面之通相心得、水先案内之もの可被差出候、

一此度御勘定衆、且御普請役衆、對州の御着船之上御旅宿之儀者、今程對州の御居込之御勘定衆御普請役衆と、當時者御同居之御積にも可被成候哉、又者何方に而も宜場所手當可仕置候様可申越候哉、

附札
書面旅宿之儀、交代相濟候迄同居之積可被相心得候、

一今程對州の御居込之御徒目付衆、且御小人目付衆、多田源右衛門屋敷之内御住居に候處、此度遠山左衛門様、右源右衛門屋敷の御住居被成候付、右之方々御住居替之積に被仰達候間、對州に而相應之場所の御談申候筈に御座候、依之、何方と申儀、唯今於爰許相知不申候付、當節御下向之御徒目付衆、且御小人目付衆御住居所之儀者、御居込之衆御住

居替に相成候所に、當時御同居有之候而も宜場所に候は、御同居之御積に申越、御同居に難被成所御座候は、外々に手當仕候様可申越候哉、

附札
書面旅宿替同居之儀、心得之通可被申越候、右之趣、宜御差圖可被下置候、以上、

十二月二日

宗對島守内
小島宇左衛門

十二月廿二日留守居呼出、於蘇鏡之間加藤惣兵衛より相渡、忠次郎傳左衛門立合、松浦肥前守留守居村尾覺助の相渡、

來春對州表の爲御用支配向相越候付、肥前國呼子より對州迄之乘船被差出候様被仰渡候旨、牧野備前守殿被仰聞候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、毛利甲斐守留守居の、内藤彌左衛門より相渡、

來春對州表の爲御用支配向相越候に付、長州赤間關より豐前國小倉の渡船之儀、被差出候様相達可

申旨、牧野備前守殿被仰渡候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、水野和泉守留守居の、井上平六より相渡、來春對州表の爲御用支配向相越候節、唐津領呼子より致乘船候、依之爲御心得申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、小笠原大膳大夫留守居の、猪飼叔藏より相渡、

來春對州表の爲御用支配向相越候時、歸府之節豐前國小倉より長州赤間關の渡船之儀、被差出候様相達可申旨、牧野備前守殿被仰渡候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

十二月廿二日銘々請書差出、

十二月廿一日左衛門宅に差出、附札致し、同月廿五日留守居呼出、於蘇鏡之間村井傳兵衛の、傳左衛門より相渡す、

此節對州の爲御用御勘定御徒目付被遣、彼地に被在之候御方と御交代候間、肥前國呼子より對州迄之御乘船、御往返共可差出旨、牧野備前守様より被仰渡候、依之左之通奉候候、

一此節被相越候御徒目付衆、且交代之仁名前之事、但、連人高并荷物高之事、

一對州の出立頃合之事、

一船數之事、但御人數荷物高に應し、船割之儀爰許に而難相定、於在所船役之者共評議之上、便利宜方取計可申候、左候得者船數増減御座候而も不苦哉之事、

一夜具之儀手當可仕哉之事、

一船中食事向之儀、如何相心得可申哉之事、

一右乘船之儀者、對州着船之上、直に彼地の繫留置可申哉、又者一先引取候上差越可申哉之事、右之外取計向御座候者、御差圖被下候様仕度奉伺候、以上、

十二月廿一日

松浦肥前守家來
村井傳兵衛

(一)名面并上下人數荷數とも、別紙を以相達候事(二)正月下旬頃出立之積候事(三)船貳艘手當可有之候事(四)夜具用意に不及候事(五)船中上下食事向之儀者、用意に不及候事(六)乗船之儀者、對州着之上交替、歸府之頃合日間も無之候間、彼地に留置可申候事、

文化六己巳年正月

以切紙致啓上候、然者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用、御勘定御徒目付等被差遣、當正月廿八日頃江戸出立いたし候間、着坂之上旅宿并賄等之儀、宜御取計有之候様致度候、且先達而及御達置候彼地詰之もの代り合、歸府いたし候頃合之儀者、出立以前彼地より、書狀を以可及御達候間、是又宜御取計有之候様致度候、依之別紙名前人數書付相添、此段申進候、以上、

正月

佐野宇右衛門
遠山左衛門尉
柳生主膳正

覺

平賀信濃守様
齋藤伯耆守様按ずるに、この二人は大坂町奉行なり

御勘定

岡本忠次郎

人數上下八人

御徒目付

小野傳左衛門

小野安三郎

人數上下五人宛

御普請役見習

早川雄之進

人數上下三人

御小人目付

岩藤龜三郎

栗原伊八

人數上下貳人宛

右者、此度對州表の出立可致分、

御勘定

野澤半之丞

人數上下八人

御徒目付

土屋鏡四郎

原田寬藏

人數上下五人宛

御普請役元

山田周藏

人數上下四人

御小人目付

磯山藤五郎

兼松仁右衛門

人數上下貳人宛

右者、對州表代合相濟次第彼地出立、歸府可致分、以切紙致啓上候、然者朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用御勘定御徒目付等被差遣、時正月廿八日江戸出立之積、且先達而及御達置候彼地詰之者共代り合、歸府致候に付、其地通行可致候間、爲御心得別紙名前書相添此段申進候、以上

正月

佐野宇右衛門
遠山左衛門尉
柳生主膳正

牧野大和守様

小長谷和泉守様按ずるに、この二人は京都町奉行なり

別紙名前書、右に同じ、

以切紙致啓上候、然者朝鮮信使來聘に付、對州表御

普請向、其外御取締爲御、御用勘定御徒目付等被差遣候に付、伏見より大坂迄淀川通御貸船御手當有之候様可相達旨、牧野備前守殿御差圖に付及御達候、尤當正月廿八日江戸出立之積に付、御貸船之儀宜御取計有之候様存候、且先達而及御達置候彼地詰御勘定御徒目付等代り合、歸府致し候節、淀川御貸船之儀、彼地より出立以前、書狀を以及御達候は、是又宜御取計有之候様致し度候、依之別紙名前人數書付相添、此段申進候、以上、

佐野宇右衛門

遠山左衛門尉

柳生主膳正

能勢伊豫守様

別紙名前書、右に同じ、以上、小野某對州御用留、

文化六年二月四日、御目付廻狀、

一左衛門尉對州爲御用、今朝品川通被致出立候、

同年十月六日

一左衛門尉對州御用相濟昨日歸府に而候、文化年録、文化六年二月四日、御目付遠山左衛門尉、朝鮮譯官使應對に依て江戸發足、同年十月五日遠山左衛門

尉江戶歸着、片山氏筆記、
文化七庚午年六月初日

對州より罷歸候

御勘定
岡本忠次郎文化年録

通航一覽卷之四十四

朝鮮國部二十

○來聘御用掛附御書御褒美等 文化度

文化七庚午年十二月、明年いよ／＼對馬國において
聘禮あるにより、御用掛りの輩御暇賜ものあり、前卷
併せ
看る、

文化七庚午年十二月二日、植村駿河守按するに、若相
年寄家長、
渡御書付、

御目付に

金參兩充

御小人目付

人

朝鮮人來聘爲御用、對州に罷越候に付被下之、
同日右同斷

御目付に

御小人目付

人

通航一覽卷之四十三終

文化七年十二月十一日

金二枚 時服二

儒者 古賀 彌助
表御右筆

同斷

大塚 傳藏

同斷

男谷 彦四郎

金三枚 時服二

御勘定組頭 加藤 惣兵衛

金二枚 時服二

御勘定 中村 七十郎

同斷

岡本 忠次郎

同斷

野澤 半之丞

同斷

久保田 吉次郎

右、朝鮮人來聘爲御用、對州に罷越候に付被下旨、
於御右筆部屋縁類備前守按するに、老
中牧野忠精、申渡、若年寄中
侍座、

御徒目付

小野傳左衛門

加藤 才助

小野清右衛門

林 餘四郎

原田 寬藏

高倉助右衛門

鈴木分左衛門

金拾兩宛

右同斷に付被下旨、於燒火之間堀田攝津守按する
に若年

寄正、申渡、柳營日次記、
文化七年十二月十一日、堀田攝津守相渡、

御目付に

金參兩充

御小人目付

人

朝鮮人來聘爲御用、罷越候に付被下之、
同日同人相渡

御目付に

御徒目付

小野傳左衛門

加藤 才助

小野清右衛門

林 餘四郎

原田 寬藏

高倉助右衛門

鈴木分左衛門

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩
雜用金一ヶ月四兩二分 贈道具代金三兩二分 充

御手當金一日一分

御小人目付

人

文化七年十二月十五日

御勝手より

對州に爲御用罷越候

林 大學頭

金拾兩宛
時服三羽折

同斷 大目付 井上美濃守
 同斷 御勘定奉行 柳生主膳正
 金拾枚 御目付 遠山左衛門尉
 時服參羽折 同 佐野宇右衛門尉
 同斷 御勘定吟味役 松山惣右衛門尉

文化七年十二月十五日

右對州に罷越候に付、諸大夫被仰付旨、於芙蓉之間
 老中列座、下野守按ずるに、青山忠裕、申渡、若年寄中侍座、
 同年同月廿三日

金五拾枚 對州の御暇 小笠原大膳大夫
 時服拾 御馬被下 同 脇坂中務大輔以上、文化年録、
 金三拾枚 時服五 羽折

文化七年十二月廿五日

象眼御笠貳足 御奏者番 脇坂中務大輔
 朝鮮人來聘御用骨折相勤、遠境迄相越候に付、思召

を以被下之、
 右於羽目之間備前守傳達之、御警日次記、文化年録、御徒方萬年記、
 文化七年十二月廿八日、堀田攝津守相渡御書付、
 御目付に
 來春中朝鮮信使來聘に付、小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔始、對州に罷越候面々、往來之道筋旅宿等掃除、并取繕に不及、賄道具等も有合を差出可申候、旅宿差支候所者、寺院之類相用候而も不苦、爲馳走新規之茶屋を設け、或は送迎之者差出候儀等可爲無用候、其所に無之商賣物脇より遣はし置爲賣間敷候、勿論右之面々通行之節、遠慮なく農業いとなみ可申事、

一御朱印并證文員數之外、餘分之人馬候にをいては、所定之賃錢取之、無賃之人馬出すへからす候、賃錢定無之所者、近邊之定めに准し可取之事、
 右之通、東海道、中山道、中國西國筋領知有之面々に可被相觸候、
 十二月、文化年録、制令通葉、
 文化七年
 來聘爲御用出立之御役人拜領物、御手當被下

物之分、按ずるに、諸向御暇拜領物

御合力米六百石月割、旅御 林 大學頭
 一 扶持方四拾五人扶持一倍、 大 目 付
 宿代一ヶ月銀七枚充 御勘定奉行
 外別段御手當金一ヶ月百兩充
 御合力米五百石月割、旅御 御目付貳人
 一 扶持方拾六人扶持一倍、 宿代一ヶ月銀五枚充
 外別段御手當金一ヶ月金五拾兩充
 御合力米四百石月割、旅御 御勘定吟味役
 一 扶持方拾六人扶持一倍、 宿代一ヶ月銀二枚充
 外別段御手當金一ヶ月金五拾兩充
 御合力米貳百俵四ツ物成、 備 者
 一 旅御扶持方拾人扶持一倍、 宿代銀二枚充
 外別段御手當金一ヶ月金貳拾貳兩充
 御合力米貳百俵四ツ物成、 表御右筆貳人
 一 旅御扶持方拾人扶持一倍、 宿代一ヶ月銀二枚充
 外別段御手當一ヶ月金貳拾兩充

御勘定組頭

御合力米四百五拾俵四ツ物成、旅御扶持方拾三人扶持一倍、物書料金貳拾兩、宿代銀一ヶ月三枚充

御勘定 吟味方改役一人
 御勘定 三人
 御合力米貳百俵四ツ物成、旅御扶持方拾人扶持一倍、物書料金拾五兩、宿代一ヶ月銀二枚充

外別段御手當一ヶ月金貳拾兩充

御徒目付 七人
 旅御扶持方七人扶持一倍、雜用一ヶ月金四兩二分、賄道具代金三兩二分、宿代一ヶ月金一兩充

外別段御手當一ヶ月金拾三兩充

吟味方 下役
 旅御扶持方三人扶持一倍、雜用一ヶ月金三兩貳分充、宿代一ヶ月金二分充、支度金四兩、筆墨紙蠟燭代一日銀一匁充

外別段御手當一ヶ月金八兩充

旅御扶持方三人扶持一倍、

雜用一ヶ月金三兩二分充、
一宿代一ヶ月金二分充、支度
金三兩、筆墨紙燭燭代一日
銀一匁充

御普請役

外別段御手當一ヶ月金八兩充

旅御扶持方二人扶持一倍、
雜用一ヶ月金二兩充、宿代
一ヶ月金二分充、贈道具代
金二分

御小人目付

外別段御手當一ヶ月金八兩充

下ヶ札

本文御手當被下もの之儀、別段御手當之分
御勘定組頭以下、蝦夷地並之一日當御手當
一ヶ月金高之内を引殘之分、別段御手當と
して頭支配に請取被相渡候事、
但、御勘定組頭、

一日金貳分充

儒者

同斷

御右筆

一日金壹分貳朱充

御勘定吟味方

同斷

御徒目付

一日金壹分充

御普請役

一日銀拾匁充

吟味方下役

御小人目付

右之通、一日當テ一ヶ月分金高に而、差引殘之
分別段御手當に相成候事、

下ヶ札

本文御手當願之儀、午七月中進達に相成候處、
再應取調に成、十月廿一日進達に成、十一月廿
一日承附に相下る、尤別紙御書取下る、
承附左之通

書面別段御手當割増被下候儀者難成候、割増
程之金高、來聘御入用之内より頭支配に請取
相渡可申候、尤都而被下物請取過に不相成様
勘辨致し、御用濟之上、若請取過有之候は、
返納可申旨被仰聞承知候、
午十一月廿一日

御朱印御證文

御朱印

御證文

一人足八人

一御用長持貳棹

右、林大學頭、大目付、御勘定奉行、

御朱印

御證文

一人足八人

一御用長持貳棹

右、御目付、御勘定吟味役、

御朱印

御證文

一人足貳人
馬六疋

右、御勘定組頭、

一御用書物長持壹棹

御朱印

御證文

一人足貳人
馬三疋

右、吟味方改役御勘定、

一御用書物長持壹棹

御朱印

御證文

一人足貳人
馬三疋

右、儒者、

一長持壹棹

御朱印

御證文

一人足貳人
馬三疋

右、表御右筆、

一長持壹棹

御證文

一人足貳人
馬貳疋

右、御徒目付、

御證文

一馬壹疋

右、吟味方下役、御普請役御小人目付、近藤某留書、
文化八辛未年正月十四日

寺社奉行

脇坂中務大輔

右御目見、朝鮮人來聘に付、支度之儀御尋有之、
同年同月同日御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、今日御前に被出候、
同月廿一日

一左衛門尉、肥後守、中務、明日脇坂中務大輔宅寄
合被相越候、
同年二月初日

御朱印御證文

御朱印

御證文

一人足八人

一御用長持貳棹

右、林大學頭、大目付、御勘定奉行、

御朱印

御證文

一人足八人

一御用長持貳棹

右、御目付、御勘定吟味役、

御朱印

御證文

大目付

井上美濃守

御勘定奉行

柳生主膳正

御目付

遠山左衛門尉

佐野肥後守

右御目見、朝鮮人來聘に付、支度之儀御尋有之、
同年同月同日御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、今日御前に被出候、
同月廿一日

一左衛門尉、肥後守、中務、明日脇坂中務大輔宅寄
合被相越候、
同年二月初日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
同月十二日

一左衛門尉、今夕對州表に立出に而候、以上、文化年終、
文化八年

諸御役人、并支配向等江戸發足、并對州着、出
立歸府之覺、

正月廿七月初立

御目付

佐野肥後守

御勘定吟味役

松山惣右衛門

寺社奉行

脇坂中務大輔

御勘定吟味方改役
 中村長十郎 御徒目付
 高倉助右衛門 鈴木分左衛門
 吟味方下役 名取嘉太夫
 土肥藤五郎 御小人目付
 木村甚十郎 鈴木猪之助
 三森圓次郎 古澤半右衛門
 小島東一郎 持田專吉
 兼松仁右衛門 松本柳平
 右、三月八日對府着、(朱書)但、七十日目にて着、

二度目

大目付 井上美濃守
 御勘定奉行 柳生主膳正
 御勘定組頭 加藤惣兵衛
 御勘定 野澤半之丞
 岡本忠次郎 御徒目付
 久保田吉次郎 小野清右衛門
 御警請役 足立所左衛門
 (朱書)量平儀は、惣兵衛一同に出立

大橋量平

近藤彌太六 早川雄之進
 御小人目付 渡邊傳太左衛門 岩藤龜三郎
 持田登平
 右、二月五日江戸出立、四月三日對府着、(朱書)但、八十七日目に着、

三度目

御目付 遠山左衛門尉 御徒目付 小野傳左衛門
 加藤才助 林餘四郎
 御小人目付 高橋幸五郎 小室源四郎
 末次太吉 古澤常吉
 平山庄四郎 川村彌一兵衛
 金井新作
 右者、二月十二日江戸出立、四月四日對府着、(朱書)但、八十一日目に着、

御右筆 大塚傳藏 男谷彦四郎

上使 小笠原大膳大夫

右、二月十九日江戸出立、三月廿一日在所小倉乗船、四月十五日對府着、(朱書)但、八十五日目に着、

三度目立之内

右、閏二月廿六日江戸出立、(朱書)六十六日目に着、

林 大學頭 古賀彌助

右、閏二月廿八日江戸出立、(朱書)六十四日目に着、

副上使 脇坂中務大輔

右、三月二日江戸出立、五月二日對府着、前書大學頭、彌助、御右筆一同に着有之、(朱書)但、六十日目に着、

一御役人乗船、供船、荷船馬船とも三十二艘、小車頭漕之分二十一艘、

一副上使本船、供船、荷船、馬船とも三十四艘、小船七艘、

右、都合大小船八十五艘程、

右請負人

運船御用達 筑前屋新五兵衛

但、右之者、御用中苗字帶刀御免被仰渡之、

一上使者自分手船に而被相越候、

一都而海路御役人方乗船之儀は、風波難船之様子見受候は、其浦々より助船差出、并御返物、其外通船之節も、右同様心得方之儀、海岸附浦々々觸達之儀、領主々々御達有之、

但、對州出立前も、右同様之儀順々申繼候様、對

馬守の達相成、

一道中彼地着之節も、都而宿繼之儀者、美濃守殿主膳正殿添觸を以差立候處、四月廿二日評議之上、左衛門尉殿名前加へ候事、

一肥州呼子より壹州勝本迄者、水野和泉守引船出之、尤湊口迄者百艘餘出候得共、夫よりは少々計附添參、尤途中よりは松浦肥前守より出迎引船出る、壹州勝本より對州迄之渡海者、右肥前守より之引船數十艘出、對州湊口より同領出迎船出、

但、松浦家之引船は、外々よりは格外に働方相勝、對州出立之節も、引船對州まで差出方之儀、五月四日右家來志佐岡右衛門に達有之候處、規模にも相成候儀大慶存候旨申述、承知之段申之候由、

一六月廿日より對州に、勝本平戸より追々引船差

下し候分、

一番手として 四十艘

二番手として 七十四艘

三番 六十五艘

是者、兩上使并初立之面々手當として、對州に差

渡候處、廿一日者初立出帆、途中にて引戻し候分も有之、混雜いたし候儀に候由、凡右程者差出候由、
同廿一日

六十艘 對州に相廻し候由、

右之外に、脇坂は出迎船、并呼子迄之送船百四十艘差出、小笠原用意船百艘計、是は順風に而對州より直に筑前相のしまへ走り候に付、無其儀相濟候由、

右之趣者、慈行丸の水先として乗船、勝本より呼子迄參候山中淺之助、自分申聞候に付留置、

一二度目出立之面々、對府着之御届は、井上美濃守殿、柳生主膳正殿連名にて、支配向一同之御届出る、

一遠山左衛門尉殿、四月四日着、同五日夜四つ時頃旅宿長屋門あり出火、折節大風雨に有之に付、格別に不廣火鎮、併主膳正殿旅宿、其外向寄之分大に騒動致す、

但、右に付、御目付衆連名之書狀にて、尤美濃守殿、主膳正殿、惣右衛門殿一同之名前に而、左衛

門尉殿差扣、伺江戸表の出る、

(朱書) 但、五月五日に而、江戸掛より右返書六月六日來、其儀不及旨被仰渡候段申來る、

一對州に而者、主膳正殿御旅宿に、日々御用向取調として、御勘定一人、御普請役二人相詰、四月六日より六月廿日引拂當日迄、

(朱書) 但、手附御普請役は、兩人日々罷出、但服之儀者羽織袴、

一三月八日より、御役人對州追々入込、六月十九日より七月四日迄追々引拂濟、

(朱書) 但、在留日數都而百十四日程、

一都而御役人支配向迄、船中用飯米之儀は、大坂難波御藏より積入候事、

一對州在留中飯米之儀者、三河口太忠掛被仰付、筑前博多城下買入米相廻、手附手代對州表の出役、右渡方等有之候事、

對州一同出立之覺

小笠原大膳大夫 脇坂中務大輔

右兩上使、六月十九日朝對州出帆、

初度

柳生主膳正 松山惣右衛門

中村長十郎 岡本忠次郎

近藤彌太六 早川雄之進

右六月廿一日對州出帆、同廿五日呼子着、同七月朔日長崎着、八月朔日同所出立、同八日小倉乗船、同十八日室津上陸、同廿一日大坂着、同廿四日同所出立、主膳正殿、忠次郎、雄之進者中山道通、九月十一日歸着、惣右衛門殿、長十郎、彌太六東海道通、同十一日歸府、

初度之内

佐野肥後守 大塚傳藏

男谷彦四郎 原田寛藏

磯野七十五郎 高倉助右衛門

加藤惣兵衛 野澤半之丞

澤藤十郎 佐藤清五郎

名取嘉太夫 木村甚十郎

足立所左衛門 大橋量平

鈴木猪之助 三森圓次郎

小島東一郎 持田專吉

金松仁右衛門 石崎左七郎

松本柳平

右六月廿一日對州出帆、前同様呼子着、

二度目

林大學頭 井上美濃守

遠山左衛門尉 古賀彌助

久保田は、朝鮮人出帆見届之上出立之積之處、右相濟候に付、風待之上、一同出帆に成、久保田吉次郎

小野傳左衛門 林餘四郎

(朱書) 加藤才助 鈴木分左衛門

(朱書) 土肥藤五郎 渡邊傳太左衛門

岩藤龜三郎 持田登平

高橋幸五郎 小室源四郎

平山庄次郎 古澤常吉

末次佐吉 川村彌一兵衛

金井新作 (朱書) 古澤半右衛門

右七月四日對州出帆、同六日呼子着、

(朱書) 但、朱書之面々者、下之關に相渡道中惣陸地旅行致、

□□□□日歸府有之、

但、出立之節は一同惣陸、歸府之節は一同小倉より播州室津迄海路乗船之事、副上使者歸府之節も惣陸に成、

一對州出立之節御届者、主膳正殿、惣右衛門殿長崎表に罷越候に付、右支配向之分共、兩人連名に而宿繼にて差出、以上、近藤某留書、○上使旅館繪圖差添、御使旅館繪圖あり、別紙に收む。文化年

播州室津より、瀬戸内海筋豊前大里まで、夫より肥前國呼子浦對州府中迄之海上、浦附湊廻船繋方善惡、風波之凌方、湊より湊までの里數、左之通に御座候、

一播州室津より備前大田布迄、海上五里、

酒井雅樂頭殿御領分室津浦、酉戌に向、湊内深さ四尋より六尋まで、大小廻船凡五十艘餘船繋相成候、併酉戌之風甚惡敷候、其外は何風にても船繋泊よし、

一備前大田布より同牛窓まで、海上五里、

松平上總介殿御領分大田布浦、子丑に向、湊内淺く五百石以上之廻船不入、外山陰に大小廻船二十艘程船繋相成候、併其地東風船繋甚惡敷候、其外は何

風に而も泊よし、牛窓之上に、鼠島之前、上夜下夜と申瀬戸二つ御座候、

一同牛窓より出崎迄、海上四里、

右御同人御領分牛窓浦、未申に向、大小廻船二十艘餘船繋相成候、巳より申迄之風甚船繋あしく候、湊之内波濤あり、波濤之内は淺く廻船不入、湊之内上方大工濱と申處御座候、寅卯辰に向ひ、大小廻船三十艘餘船繋相成候、寅卯辰之風船繋あしく候、其外は何風にても泊よし、地方は淺く候、

一同出崎より同日比まで、海上三里、

右御同人御領分出崎浦、湊無之五六町下猶島と申島御座候、此處は何風にても山陰に船繋風凌相成候、但沙懸場なり、

一同同日比より下津井まで、海上五里、

右御同人御領分日比浦、午未に向ひ、湊内深さ三尋より四尋まで、大小廻船十五艘程も船繋相成候、併辰より申迄之風船繋甚惡敷候、其外は泊りよし、同浦より五里下津井之沖湯島と申所御座候、大小廻船三十艘程船繋相成候、併寅より辰迄之風船繋甚惡敷候、其外は何風にても船繋泊りよし、

一同下津井浦より備前鞆湊迄、海上十里、

右御同人御領分下津井浦、巳午に向、地方は淺く沖は沙引、大小廻船二十艘餘船繋相成候、併辰より酉迄之風船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊りよし、下津井より七里下、白石と申島迄都而水島灘と申候、此間湊無之候へ共、地方は何れ之山陰にても沙懸り場なり、白石島湊浦子丑に向ひ、深さ三尋より四尋まで、大小廻船十五艘程船繋相成候、併子丑風船繋甚惡敷候、其外は泊りよし、

一備後鞆より藝州御手洗迄、海上十五里、

阿部主計頭殿御領分鞆湊浦、巳午向、湊内深さ四尋より六尋迄、大小廻船凡五十艘程船繋相成候、併辰巳午風は船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊よし、又保命酒屋之前之浦、酉戌に向ひ深さ四尋より六尋まで、大小廻船五十艘餘船繋相成候、併酉戌之風船繋甚惡敷候、其外は何風も泊りよし、鞆前より泉水山と申島御座候、此北之方一丁程沖に、瀬二つあり、狐崎の山鼻より上方に瀬あり、又カレイの山鼻四五町程に、油石と申す瀬あり、鞆より御手洗迄之間、數艘入津之湊は無之候得共、四方山々島々之間

乗走り候故、假令何風に吹變り候共、何れ之島陰にても船繋相成、何れも沙掛り場なり、

一藝州御手洗より伊豫津和迄、海上十一里、

松平安藝守殿御領分御手洗浦、丑寅に向ひ、大小廻船五十艘餘船繋、何風にても泊りよし、御手洗之前岡村と申島山御座候、依而袋之如く上々之湊なり、一同津和より周防家室迄、海上五里、

松平立丸殿御領分、浦辰巳午に向ひ、湊口廣く、戌より寅迄之風船繋泊よし、其外は何風にても船繋甚惡敷候、併沙懸り場なり、家室之入口に瀬戸二つあり、

一同地之家室より同上之關迄、海上七里、

毛利大和守殿御領分家室、戌亥に向ひ、湊内深さ三尋より九尋まで、大小廻船三十艘程船繋相成候、併巳午風船繋甚惡敷、其外は何風にても泊りよし、又地之家々之前に、沖之家室と申島御座候、浦丑寅に向、湊内に深さ三尋より九尋迄、大小廻船二十艘程船繋相成候、併丑寅西風船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊りよし、家室より里數凡四里下、荷ひと申島二つあり、内東之方二町程沖に瀬一つ御座候、又二

里下戰場嶽之嶺、白濱一町程沖東之方に瀬二つ御座候、上之關入口なり、

一同上之關より同室住迄、海上五里、

右御同人御領分上之關浦、寅卯に向ひ、湊之内廣く、大小廻船四十艘程船繋、何風にても泊りよし、上之關に向ひ地方に、室津といふ浦御座候、戌亥に向ひ、此所にも大小廻船四十艘程船繋、何風にても泊りよし、

一同室住より同笠戸まで、海上五里、

右御同人御領分室住浦、辰巳に向ひ湊内廣く、大小廻船二十艘餘船繋、何風にても泊りよし、併地方は浅く候、

一同笠戸より同馬島迄、海上五里、

右御同人御領分笠戸浦、子に向ひ湊内廣く、深さ五尋より九尋迄、大小廻船二十艘山岸迄船繋相成候、其外何風にても泊りよし、地方は周防久田松に御座候、

一同馬島より同中之關迄、海上五里、

右御同人御領分馬島、内島陰に而大小廻船十五艘餘、何風にてもふり掛風凌き相成候、併沙掛り場に

御座候、

一同中之關より同新泊り迄、海上六里、

右御同人御領分三田尻浦入口、巳午未に向ひ、湊入口廣く泊り甚悪敷候、併寅卯辰風之節は、三田尻之前向島之山陰に、大小之廻船二十艘餘船繋相成候、其外は船繋あしく候、

一同新泊りより長州本山迄、海上六里、

毛利甲斐守殿御領分御泊り浦、辰巳に向ひ、湊内浅く、大小廻船不入、外山陰に大小之廻船十五艘程沙掛り場御座候、併辰巳之風船繋あしく候、

一長州本山より豊前遍崎迄、海上二里、

右御同人御領分本山湊、南向湊内浅く、大船は不入、外山陰に沙懸り場御座候、遍崎迄之間に千珠萬珠と申島二つ並御座候、又かのふ瀬と申瀬一つ御座候、

一豊前遍崎より同田之浦迄、海上二里、

小笠原大膳大夫殿御領分、此所みなと無之候、

一同田之浦より長州下之關迄、海上二里、

右御同人御領分田之浦、湊口丑寅に向、深さ五尋より七尋迄、大小廻船五十艘程船繋相成候、併西北風

は船繋あしく候、但沙掛場に御座候、

一長州下之關より豊前大里迄、海上二里、

毛利甲斐守殿御領分下之關、湊家並西より寅迄流れ、海岸深く四尋より八尋まで、大小廻船貳百艘餘船繋相成候、併下之關之内城越より南部之間は、卯辰風之節は船繋甚悪敷、三百目屋鋪之鼻と申處迄は、観音崎吹かはし候故泊りよし、此處も船繋悪候節は、一里下伊崎と申處御座候、何風にても船繋りよし、大小廻船百五十艘程船繋相成候、

一豊前大里より小倉まで、海上二里、

小笠原大膳大夫殿御領分大里浦、西戌に向海岸荒磯にて、西北風之節は甚浪高く、御上陸難相成儀も御座候間、下之關にて日和見定め乗掛可申事、大里之前四五町程沖、與治兵衛之瀬、并尼ヶ瀬と申瀬一御座候、又眞那磐と申岩御座候、引島之前、鳴瀬と申瀬一つ御座候、

一同小倉より筑前若松迄、海上二里、

右御同人御城下、此間湊なし、

一筑前若松より同山鹿之岬迄、海上二里、

黒田備前守殿御領分、此間湊なし、

一同山鹿之岬より同蘆屋迄、海上二里、

右御同人御領分、此間湊なし、博多浦は山鹿之岬より右へ乗る、

一同蘆屋より同地之島迄、海上五里、

右御同人御領分、此間蘆屋灘と申候、

一同地之島より同勝島まで、海上三里、

右御同人御領分、此間湊なし、

一勝島より同鼓石迄、海上三里、

右同斷、

一鼓石より相之島迄、海上三里、

右同斷、

一相之島より同玄界迄、海上七里、

右御同人御領分相之島浦、湊御座候、

大ヒザモトと申瀬一つ御座候、

一同玄界より唐泊り岬まで、海上三里、

此間黒島之沖に、瀬一つ御座候、

一唐泊り岬より西之浦岬まで、海上三里、

右御同人御領分唐泊り浦、并今津浦共、小湊に御座候、又唐泊り之通之沖に、長茂と申瀬御座候、北南へ長し、又トウタヒと申瀬御座候、

一同西之浦岬より同けや崎まで、海上三里、
 右御同人御領分、此間湊なし、
 一同けや崎より同姫島迄、海上三里、
 右御同人御領分、此間湊なし、
 一同姫島より肥前唐津迄、海上一里、
 右同斷、
 一肥前唐津より同呼子まで、海上五里、
 水野和泉守殿御城下、此間湊なし、
 一同呼子より壹州勝本迄、海上十八里、
 右御同人御領分呼子浦、戊亥に向、湊内深さ四尋より八尋まで、大小廻船貳百艘餘も船繋相成候、何風にても船繋泊りよし、湊口向カベと申島御座候、此處浦卯辰に向ひ、大小廻船三十艘餘船繋、何風にても泊りよし、呼子浦は左右に出入口御座候に付、上上湊に御座候得とも、いづれも小湊に御座候、出帆勝本は辰巳風にて渡海よし、
 一壹州勝本より對州府中迄、海上四十八里、
 松浦肥前守殿御領分勝本浦、入るカ博多瀬戸、中之瀬戸、對馬瀬戸と申三ヶ所御座候、博多瀬戸は小船にて通行相成候、中之瀬戸は磯瀬等多く、沖合よ

り勝本城山を目當にて、廻船之舳先を向乗込へし、對馬瀬戸は磯瀬等はなし、勝本浦亥子に向、深さ三尋より八尋迄を、廻船大小五十艘餘船繋相成候、併北風に相成候得者、中之瀬戸より吹込にて浪高く御座候、其外何風にても船繋よし、對州へ卯辰巳之風にて渡海よし、
 一對州府中より内鴨居瀬内迄、海上七里、
 宗對馬守殿御城下府中湊、巳午に向、南之鼻を虎崎、北之鼻を彌良崎と申候、湊口虎崎より彌良崎之方、折瀬と申瀬有之候に付、廻船出入共彌良崎之方へ添候而乗込へし、湊内廣く深さ十尋はかり、大小廻船凡四十艘餘も船繋相成候、併湊口廣く大洋向に而、辰巳午風は吹込にて、船繋甚あしく候、湊内ハト右ハト之内は、七百石位之廻船五艘程船繋相成、且又立神と云大岩あり、此脇に兩三艘小船風湊相成候、府中より鴨居瀬内迄七里間地續廻り、鶏知浦、堀切、小船越、都而小湊に而湊内狭く、東方風甚惡敷候、
 一鴨居瀬内緒方浦、
 鴨居瀬内、入口卯辰に向、沖に黒島あり、緒方浦は

紺青岬より乗廻り、二つ目之鼻之入海なり、併二つ目之鼻之筋に瀬一つあり、依而北之方國崎之方へよりそはせ乗込へし、緒方浦、入口戌に向、湊内廣く四尋五尋まで、大小廻船五十艘餘船繋、何風にても泊りよし、
 一同久須保浦、
 入口亥子に而湊内廣く、深さ四尋より五尋迄、大小廻船六十艘餘船繋、何風にても泊よし、
 右雨浦に限らず、久須保浦入口外山陰に廻船三十艘程、何風にても船繋泊りよし、誠に右雨浦共湊之内之湊にて、上々之所に御座候、小野某所蔵留書、○按ずらす、實に似たれども、畢竟、たひ御用掛りの輩、海路往還記のため、いづれのものに書上しものと知らる、故に前書の因に姑く附録せ
 聘禮畢りて、御用掛りの輩賜もの各差あり、また御用奉行等、御用跡調寄合あり、
 文化八年八月十五日、御座間、
 美濃國宗光 代銀五百貫
 牧野備前守
 右、朝鮮人來聘御用相勤候に付、御手自被下之、柳營日記、文化八年、御徒方萬年記、栗園漫抄、○按ずるに、若年寄京極備中守高久も、御用掛りなれども、累代武監によるに、老年にて御役

御免、文化五年病死なり、しかばは代り御用掛若年寄に、別に命せられざりしと見ゆ、
 文化八年八月十五日、御白書院、
 對州より罷歸候
 卷物十 干鯛一箱 小笠原大膳大夫
 卷物五 干鯛一箱 同 脇坂中務大輔
 右御目見
 同年同月廿七日、御目付廻狀、
 一肥後守、朝鮮人來聘御用相濟、昨日對州より歸府被致候、
 同年九月四日
 一左衛門尉、朝鮮人來聘御用相濟、從對州昨日歸府に而候、
 同年同月十五日、御勝手より、對州より罷歸候
 大目付 御勤定奉行 柳生主膳正
 井上美濃守 御目付 遠山左衛門尉 佐野肥後守
 御勤定吟味役 松山惣右衛門
 右御目見
 同日、御黒書院御勝手、對州より罷歸候

儒者 古賀彌助

表御右筆 大塚傳藏

男谷彦四郎

御勘定組頭 加藤惣兵衛

御勘定吟味方改役 中村長十郎

御勘定 岡本忠次郎

澤藤十郎

野澤半之丞

久保田吉次郎

右御目見、以上文化年録、

文化八年九月廿八日

御座間

御刀 肥前國忠廣

脇坂中務大輔

代金拾五枚

右御目見、朝鮮人來聘御用相勤候に付、御懇之上

意有之、於御前被下之、文化年録、

柳營日次記、

文化八年十月朔日、御勝手

對州より罷歸候

右御目見

林大學頭

同年同月同日、御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、明日脇坂中務大輔宅來聘跡調

御用寄合被相越候、按するに、この月十二日、同廿二日、十

年録)

文化八年十月十八日

金拾枚 時服四

林大學頭

同斷

名代 筒井佐次右衛門

同斷

大目代 井上美濃守

同斷

御勘定奉行 柳生主膳正

金七枚 時服三

御目付 遠山左衛門尉

金五枚 時服三

御勘定吟味役 佐野肥後守

右、朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於芙蓉間老

中列座、下野守申渡、若年寄中侍座、

卷物三

西國郡代 三河口太忠

右朝鮮人來聘に付、對州の白米渡方之儀、取扱骨折

候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、列座同前、下野守

申渡、

代名 大貫治右衛門

銀拾枚

御納戸組頭 佐久間久五郎

同五枚

御納戸 鈴木勝次郎

同

鈴木清兵衛

同七枚

漆奉行 澤左吉

朝鮮に被遣候端物御用、其外精出相勤候に付被下之、

銀七枚

御同朋頭 平井專阿彌

朝鮮に遣はされ候御屏風之儀、取扱骨折候に付被下之、

右於同席備前守申渡、若年寄中侍座、

金三枚 時服貳

御勘定組頭 加藤惣兵衛

金貳枚 時服貳

御勘定吟味方改役 中村長十郎

金壹枚

岩田本五郎

金貳枚 時服貳

御勘定 岡本忠次郎

同斷

澤藤十郎

同斷

野澤半之丞

同斷

久保田吉次郎

銀拾五枚

杉江彌太郎

朝鮮人來聘御用相勤候に付被下之、按するに、柳營

惣兵衛以下杉江彌太郎にいたりて、於同席

下野守申渡、井伊兵部少輔侍座あり、

銀五枚

御代官 大岡久之丞

同

名代 杉庄兵衛

同

名代 木村周藏

同

名代 池田仙九郎

朝鮮人來聘に付、御用船打立候節、見廻相勤候に付被下之、

右於同席備前守申渡、

銀拾枚

御徒目付組頭 川村助左衛門

右朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於躰躑間若

年寄中出座、井伊兵部少輔直即、申渡、

按するに、柳營日次記に

御右筆部屋縁類あり、

同

御徒目付 小野傳左衛門

同

加藤才助

同

小野清左衛門

同

林餘四郎

同

磯野七十五郎

同

原田寬藏

同

高倉助右衛門

名代 村山勘次郎
 古山善藏
 右同斷に付被下旨、於燒火之間井伊兵部少輔申渡、

銀三枚 表坊主
 同 閑 節
 同貳枚 祐 哲
 同 昌 傳
 同 塞 永
 同 松

右朝鮮に被遣候御屏風之儀、取扱骨折候に付被下旨、於同席堀田攝津守申渡、

金三枚 時服三 奥御右筆組頭 秋山内記
 金貳枚 時服貳 奥御右筆 布施藏之丞
 金壹枚 間宮平次郎
 時服貳 御勘定格 奥御右筆所請 屋代太郎
 右朝鮮人來聘御用相勤候に付、於奥被下之、
文化年録、柳營日次

文化八年十月十八日、御目付廻狀、
 一肥後守於宅、明日寄合有之左衛門尉被相越候、
 同年同月同日、植村駿河守相渡御書付、
 御目付に

銀三枚充 御小人目付 拾八人
 去る卯年より御用取扱 去る辰年對州に罷越 御小人目付 壹人
 同貳枚 去る卯年より御用取扱 御小人目付 壹人
 同壹枚 御小人目付 壹人
 朝鮮人來聘御用相勤候に付被下之、
 同貳枚充 御小人目付 三人
 朝鮮に之御返物差添、對州迄罷越候に付被下之、
 同年同月十九日 松平越中守

朝鮮之信使、於對州聘禮相整候儀者、其方御役中建議いたし候處、今度無滞相濟御喜色之御沙汰候事、
 右於御黒書院溜、老中列座備前守演達之、
以上、文化年録、

文化八年十一月朔日

小笠原大膳大夫
 此度朝鮮人對州迄來聘に付、御使相勤新規之事に而彼是心勞も致し候儀と思召、萬事無滞相濟被遊御満足候付、思召を以御鞍鏡被下之、
 右於芙蓉間老中列座、大炊頭按するに、柳營日次、文化年録、土井利厚、傳達之、
 文化八年十一月七日

御徒目付 鈴木分左衛門
 右朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於燒火之間堀田攝津守申渡、
 但、先達而一統被下物之節、忌に付及今日、
 同年十二月廿八日

名代 松浦肥前守
 池田内匠頭
 先達而對州に罷越候諸役人渡海之節、其方領分於壹岐國往返共曳船等指出之、家來共も出精相勤候段、申付方行届候儀と相聞、此段可申開旨御沙汰に候、

文化八年十二月廿八日

水野和泉守
 名代 青山大藏少輔
 先達而對州に罷越候諸役人渡海之節、其方領分於肥前國呼子、往返曳船等差出、家來共も出精相勤候段、申付方行届候儀と相聞候、此段可申開旨御沙汰に候、
 右於波之間老中列座、伊豆守傳達之、以上、文化年録、
 時服三 松浦肥前守家來家老 松浦藏人
 名代 熊澤半左衛門
 用人 長村内藏助
 岡清兵衛
 名代 村尾覺助
 熊澤右衛門八
 水銀和泉守家來家老 拜郷縫殿
 名代 岩崎右衛門
 年寄 大道寺舍人
 同貳
 同三
 同
 同貳
 同貳

名代 津田敬右衛門
拜郷丹氏
同 山田三津記

先達而對州に罷越候諸役人往返、曳船等差出候儀、骨折候に付被下之、
右於檜之間備前守申渡、柳營日記記、文化九壬申年六月九日

御奏者番 脇坂中務大輔
寺社奉行兼役

朝鮮信使來聘御用數年骨折相勤、對州に被相越候に付而者、多分之物入有之可爲難儀候、依之、右御用に付拜借金壹萬五千兩者不及返納候、居屋鋪類焼に付、拜借金五千兩も三ヶ年返納被差延候間、來亥年より十ヶ年賦可有返納候、尤御勘定奉行可被談候、

右於羽目間、備前守傳達書付渡之、文化年錄、柳營日記、御徒方萬年記

通航一覽卷之四十四終

通航一覽卷之四十五

朝鮮國部二十一

○來聘被仰出、并諸御書付、
按するに、この事まつ宗氏に命ありて、宗氏の國を大略講定の後、諸向に仰出さるゝことなり、されども、今別にその事の所見なきものは、宗氏に仰出されし事等によりて記事せず、また來聘の事により、諸向に出されし御書付の類は、すへてこゝに収む、又按するに、この條の類のこまき、他の別提すへきなく、來聘ことに事實大略同しく、また年により考證の書甚た少きものは、籠括して本文を、おのゝくにその首に擧るのみ、よりてその來聘の次第は、考證の年序に就て知るべし、但し、考證の書斷章類はしきにいたるもの、これか爲なり、下再び辨せす、

信使來聘仰せ出され、及びその通行筋見物等、其外諸御書付を出さる、
慶長十二丁未年二月、從高麗無事扱、使隨分之人來のよし、對馬より其告有間、路次中泊々屋形を作り、可有馳走となり、宮本當代記、○按するに、江戸著ありしに、閏四月廿四日なり、
元和二年丙辰四月、東照神君薨御、依之、義成君到江戸、拜謁台徳大君、且先義智君所承信使之事啓聞之、因以可報信使來聘之事于朝鮮之由有仰、本州編修するに、明年八月廿一日着洛す、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一 信使之事、并渡數之儀御尋之節、御代替り或者若君様御誕生之節罷渡申候、去々年按するに、文昭院殿御永元年十二月なれば、この書去々年、養君仰出されしは、寶永元年、先年の誤りなるべし、御養君之節者、信使に不及との御指圖に而、私方まで譯官を以嘉儀を申聞候、渡數之儀は御當家になり凡唯今迄七度程按するに、慶長十二年、元和三年、寛永元年、同十三年、同二罷渡り申候、位階十年、明暦元年、天和二年すへて七度なり、者正三位にて、日本にては大納言程の人にて御座候、對藩政事問答、

寛永元甲子年、朝鮮國より將軍様御代替之爲御祝儀、使者十二月江戸に可致到着之由、寛永日記補開、○按するに、江戸着は十二月廿二日なり、

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守に仰出され、豊前守か私曲朝鮮に申遣し、按するに、この時柳川豊前守訴訟の事、信の條に、來年急度朝鮮の官使同道すへしとなり、宗氏通詳なり、○按するに、明年十二月六日着府あり、

寛永十三年十一月朝鮮人來朝、このこと四月初より沙汰あるに仍て、四國の大名には、兼而奉書を賜ふ、徳川治世錄、寛明日記、寛永十九年壬午十二月廿日、宗對馬守義成再答朝

鮮國東萊府使書中、今月十九日東武之駄足來到曰、貴國之信使、來歲三月中下旬頃當以超海、故先爲漏此意、茲差飛船、次呈短牘云々、按するに、江戸に來聘せしは、明年七月十八日なり、同二十年癸未正月、朝鮮國禮曹復對馬島主書中、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、朝鮮通交大紀、
承應元壬辰年十一月十六日、是歲朝鮮乞來朝之期、時西國大水郷邑蕩滌、老中相議謂、使異國之人見之如何、欲暫止之、靈神按するに、松平肥後守正之なす、曰、天災流行無國無之、彼犯風濤萬里之險而來、豈不我國之慶乎、以何一災之故止之乎、定來朝之期、鶴の毛衣、○按するに、明年十月二日なり、

明暦元乙未年三月二日、當秋朝鮮人來朝に付、東海道大坂迄、道筋見分可被遣之旨被仰付之、石川彌左衛門、妻木傳兵衛、正慶承明記、寛明日記、明暦元年四月晦日、當八月朝鮮人來朝に而、各以領内馳走可仕旨被仰付、按するに、交名は來聘御用掛井御安美等の條に出したれば、こゝに略す、寛明日記、
天和元辛酉年五月廿三日
一 宗對馬守被爲召之、朝鮮使來年秋中來朝之儀、可